

に瀦水あり、龍ヶ池オホガキイと云ふ。依て兩宮攝社參詣記には、本社オホミヤの位置を此の處に擬す。二宮管社沿革考には之を排して、神社町大字小木の曾禰社を以て本社オホミヤの舊址と爲せり。

山末神社

鎮座地	豊受大神宮神域内	
殿舎	正殿	神明造板葺南面
	玉垣御門	猿頭門扉付
	玉垣	連子板打
	鳥居	神明造
		右神宮司廳造替
		壹宇
		壹間
		壹重
		壹基

山末神社ヤマノヘも亦延喜大神宮式及び神名式に載す。神名祕書竝に社記に祭神大山津姫命、社地御田口社の南繼橋郷字宮山小梨谷にありとす。小梨谷の地明かならず。寛文三年再興の現地果して其の舊址なりや、疑無きにあらず。

宇須乃野神社

鎮座地	三重縣度會郡御園村大字高向	
殿舎	正殿	神明造板葺南面
	玉垣御門	猿頭門扉付
	玉垣	連子板打
	鳥居	神明造
		右神宮司廳造替
		壹宇
		壹間
		壹重
		壹基

宇須乃野神社ウスノノも亦延喜大神宮式及び神名式に載す。其の祭神は御鎮座本縁に五穀の靈宇須乃女神ウスノノメノカミと爲し、神名祕書及び社記には五穀靈神と註す。寛文三年現地に再興す。

御食神社

鎮座地	三重縣度會郡神社町大字神社	
殿舎	正殿	神明造板葺南面
		壹宇

玉垣御門 猿頭門
扉付
 玉垣 連打
板
 鳥居 神明
造

壹間
壹重
壹基

右神宮司廳造替

御食神社も亦延喜大神宮式及び神名式に載す。儀式帳には、水戸御食都神社に作れり。其の創立については太神宮本記に、倭姫命皇大神を奉じて各地を巡りまし、時忌楯小野よりいでまし、に、小濱のほとりに鷲取の翁ありて、清水を以て御饗奉りき。命之を讃め給ひて、水門に水饗の社定め賜ひしこと見えたり。祭神については、御鎮座本縁に中臣氏の祖大御食津臣命オホミケフヂノミコとなし、神名祕書及び社記に水戸神一名速秋津日子神ハヤアキツヒノカミ又の名水戸御饗都神と記す。中世以後本社退轉し、寛文三年現地に再興したれど、一説同郡大湊町に擬せり。現今の本社は神社町大字神社の産土神として奉祀するを以て、前記建造物以外、氏子の獻進に係る御門、御垣、鳥居等あり。

小俣神社

鎮座地 三重縣度會郡小俣村大字小俣

殿舎 正殿 神明造板
葺南面

壹宇

玉垣御門 猿頭門
扉付

壹間

玉垣 連打
板

壹重

鳥居 神明
造

壹基

右神宮司廳造替

小俣神社も亦延喜大神宮式及び神名式に見ゆ。祭神については、御鎮座本縁に宇賀之御魂ウカノミコトとなし、神名祕書及び社記に宇賀神一名稻女大明神とす。後世所傳を失ひて八王子祠と稱し、小俣村の産土神として奉祀せられしが、寛文三年大宮司精長其の傍に本社を造立するに至り、一は豊受大神宮の攝社として、一は地方の村社として、一社兩殿の形となれり。明治四十三年村社を官舎神社に合祀し、現今本社のみを存せり。

豊受大神宮末社

伊我利神社

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿	正	殿	神明造板	壹	宇
	玉垣御門		猿頭門	壹	間
	玉垣		連打板	壹	重
	鳥居		神明造	壹	基

右神宮司廳造替

伊我利神社は止由氣太神宮儀式帳に伊我理神社と記す。祭神詳ならず。社地については類聚神祇本源所引の長徳檢録に、大國玉比賣社の南邊に在りと記し、其の大國玉比賣神社の高神山の南麓に鎮座することは、神名祕書の記載によりて明かなり。故に寛文三年攝末社再興の時、本社を現地に造立したり。兩宮の舊祭典中、御常供田の耕種始に關する、鎌山神事のことを、建久の皇太神宮年中行事に、鎌山伊賀利神事と連書せると、本社 of 豊受大神宮御常供田に接近せる地に鎮座せることによりて推すに、本社 of 御田に關係深き神社なるを知るべし。

縣神社

鎮座地 攝社宇須乃野神社御同座

縣神社は長徳檢録に高向に在りと註す。祭神明ならず。明治三年攝社宇須乃野神社の域内に再興せしも、翌四年神宮御改正以來同神社に御同座のことゝなれり。

井中神社

鎮座地 末社伊我利神社御同座

井中神社は舊社地及び祭神共に明かならず。明治四年以後、伊我利神社に御同座奉祀せり。

打懸神社

鎮座地 攝社志等美神社社域内

殿	正	殿	神明造板	壹	宇
	玉垣御門		猿頭門	壹	間
	玉垣		連打板	壹	重
	鳥居		神明造	壹	基

右神宮司廳造替

打懸神社は類聚神祇本源所引の御竈木帳四十七前神社中に撫懸社と記し、同長徳三年檢録文の傍註に、立石大明神と註せり。而して其の社地は同書に山幡大河内社の東に在りと見ゆ。但し其の座次、社記志等美社の註に、東は大河内、中は志等美、西は打懸、同じ玉垣なりとあるに合はず。大治三年宮川堤防守護神として、志止見大河内二社と共に從四位下に陞されしこと、志等見神社條に於て述ぶる所の如し。本社は寛文の再興に關らず、元祿五年大宮司長春、志等見大河内二社を岩戸坂よりヤバコ山に移せる時初めて本社を同地に再興し、明治十六年更に現地に遷座を見るに至れり。御竈木帳に本社を撫懸社に作るは、延喜齋宮式及び皇太神宮儀式帳所載の忌詞に、打を撫と云ふとあるに依れり。

赤崎神社

鎮座地 三重縣志摩郡鳥羽町大字鳥羽

殿 正殿 神明造板葺南面

玉垣御門 猿頭門扉付

玉垣 連子板打

壹 宇

壹 間

壹 重

鳥居 神明造

右神宮司廳造替

壹 基

赤崎神社は儀式帳の一本に見ゆ。其の社地類聚神祇本源所載長徳檢録及び神樂歌に、志摩國智久利島に在りとす。神名略記之を鳥羽藤之郷に擬し、志陽略誌同船倉の南赤崎海濱とす。是れ現今の社域なり。今の鳥羽町は往昔伊勢志摩の國境にして、町内を横斷する處の小流妙慶川を以て兩國を分てることを傳ふと雖も、現今の赤崎神社の社域は町の南端に在りて、地勢上全然志摩に屬すべき所なり。故に伊勢度會郡内なるべき兩宮攝末社の、此の處に在るべき謂れなし。一説同町の産土神賀多神社を以て、本社の遺地ならんと云ふものあり。然れども本社の鎮座地なる智久利島は、加茂村大字安樂島の地域に屬せるによれば、本社を鳥羽町内に擬せるは當らざるに似たり。祭神明かならず。建久の皇太神宮年中行事六月十五日贊海神事の條に、惡志赤崎、加布良古明神を祭ること見ゆ。明治二十七年上地官林一段九畝七歩を復舊して、現狀を爲せり。

毛理神社

鎮座地 攝社河原神社正殿御同座
 毛理神社は長徳檢録に杜社に作り三社副に在りと註す。三社は神名祕書及び社記の河原大社の註に、箕曲郷勾村字三津社とある是なり。さればもと河原神社の附近にありし社なること著し。一説御菌村大字高向に擬するが如きは、當らざるに似たり。二宮管社沿革考に今の神社町なる御食神社の地を以て本社の舊址となせるも、果して當れるや否やを知らず。猶攝社河原神社條下を参照すべし。明治三年河原神社域内に再興神宮御改正以來同社内に御同座のまゝ現今に至れり。

大津神社

鎮座地 豊受大神宮神域内
 殿 舎 正 殿 神明造板
 玉垣御門 猿頭門
 玉垣 連打板
 鳥居 神明造
 右神宮司廳造替
 壹 宇
 壹 間
 壹 重
 壹 基

大津神社は儀式帳以外所見無し。長徳檢録に所謂大水社は、蓋し本社なるべし。社地湮滅して明かならず。一説神社町大字竹鼻にありとし、或は同町阿竹の箕曲氏社を以て之に擬す。共に明據無し。明治六年舊地を搜索すと雖も猶明かならざるを以て、現地に再興のまゝ今日に至れり。

志寶屋神社

鎮座地 三重縣度會郡大湊町大字大湊
 殿 舎 正 殿 神明造板
 玉垣御門 猿頭門
 玉垣 連打板
 鳥居 神明造
 右神宮司廳造替
 壹 宇
 壹 間
 壹 重
 壹 基

志寶屋神社は儀式帳に土賣屋社に作る。神祇本源所引の儀式帳には、土賣屋社に作れり。然るに長徳檢録に鹽屋社、箕曲郷大湊以西に坐すと見ゆ。土賣屋社は、蓋し土賣屋社を誤れるなるべし。祭神に就ては古記の徴すべきもの無きも、大湊の地が古

來伊勢海の要津なるより推し、海路の守護神として、鹽土老翁シホツチノオヤを祀れるものと解せらる。本社は明應の大地震に流失せしを後村民によりて再興し、寛永二十一年豊受大神宮末社たることを確認せられ、明治二十五年上地官林六畝十歩を復舊して、現状を成すに至れり。

皇大神宮所管社

瀧 祭 神

鎮座地 皇大神宮神域内

殿 舎 石 疊

南面

玉垣御門 猿頭門、弘六尺、高七尺五寸

玉垣 連子、延長六丈、高五尺八寸

右造神宮使廳修繕

壹 區

壹 間

壹 重

瀧祭神タケノカミは皇大神宮の域内に鎮座す。古來神殿を設けず祭祀せり。即ち儀式帳度會郡内管社四十處の内に、瀧祭神社在大神宮北邊、無御殿と見えたり。もと五十鈴川の西岸にあ

りしを、中古以來東岸に移し奉れりと云ふ。此の神の名は延喜の神名式にも登載せられざる程なれど、早く延暦時代より瀧祭物忌なるものを置かれしこと儀式帳に見え、大神宮式の神嘗祭の御料を記せる條に、斤税一千二百二十二束の内に、大神宮荒祭宮月夜見宮瀧原宮同竝宮に次ぎて此の神及び朝熊社の各十束を擧げ、竝に神税を用うること見えて、其の待遇の別宮に准せられたるは、深き縁由あることなるべし。祭神については、倭姫命世記なる兩宮諸社の御形を記せる條に「瀧祭神無寶殿、在下津底、神亦名美都波神」と記せり。罔象女神ウツハメノカミは水の神にして、諾冉二尊の生みませる神なること、日本書紀神代卷の一書及び古事記に見えたり。此の處に水神を祭るは、本宮神嘗祭由貴料の御田宇治郷に在りて五十鈴の河水を家田の堰より曳くが故に、其の水源の瀧の神を鎮めんが爲なるべし。現今は單に瀧祭神と稱して神饌は別宮に准じ、幣帛は攝社格に據りて祭祀せしめらる。

興 玉 神

鎮座地 皇大神宮神域内

右造神宮使廳修造

與玉神オホタマノカミは本宮板垣内の西北隅に鎮座まし、古來神殿を造らず、石疊を構へて祭祀せり。御鎮座傳記大治御形記神名祕書御鎮座本縁等に、與玉神とは衢神ヲヤノカミ、猿田彦神又は其の子孫なる大田命の御別稱にして、五十鈴川上即ち皇大神宮の地主神なりとす。猿田彦神と與玉神と果して同神なりや否やについては、今俄に斷言する能はざるも、古來皇大神宮由貴祭に先づ斯の神を祭り、然る後神戸御厨よりの進獻物及び奉仕員の御占を執行し、今の世も之に準據せらるゝは、深き縁由あることなるべし。

宮比神

鎮座地 皇大神宮神域内

右造神宮使廳修造

宮比神ミヤヒノカミは本宮板垣内の西北隅、與玉神の後方に鎮座まし、古來神殿を設けず、石疊を構へて祭祀せり。建久の皇太神宮年中行事に正月十一日旬神事六月十八日由貴祭に宮比神を祭ること見えたれば、古くより奉祀せられし神なること明かなれど、其の神の如何なる神にましますかは明かならず。一説に宮邊の神とし、又宮廻神ミヤノケノカミとなし、大宮賣神オホミヤノカミならんとも云ふ。平田篤胤は、之を天鈿女命アマノハハヒメノミコトの一名となせり。果して然らば、天孫降臨に深縁ある猿田彦命の異名御同神と稱せらるゝ、與玉神が、宮比神と同じ處に祭祀せられたる理由も、自ら明かならんか。

屋乃波比伎神

鎮座地 皇大神宮神域内

右造神宮使廳修造

屋乃波比伎神ウノハヒキノカミは本宮板垣御門外に鎮座し、古來神殿を建てず、石疊を構へて祭祀すること、與玉神及び宮比神に同じ。毎年正月十一日の旬神事及び六月十八日の由貴祭に本神を祭ること、建久の皇太神宮年中行事に見ゆ。古事記に速須佐之男命の御子大年神が、天知迦流美豆比賣を娶りて生み坐せる御子の中に波比伎神あり。是れ所謂屋乃波比伎神なるべし。神號の由來については、古事記傳にハヒキは波比入君にて、波比入の庭を守り座す神なるよしを論せり。特に神庭の守護神として、板垣御門外に其の神座を設くるなるべし。

御酒殿神

鎮座地 皇大神宮神域御酒殿内

右造神宮使廳修繕

御酒殿神は本宮外院なる御酒殿の守護神として、御酒殿内に鎮座す。御酒殿とは、も
と皇大神宮及び諸神に供進する所の神酒を醸造する所にして、時に神物寶器の類を
も安置收藏せしことありき。其の御神體は、大治御形記及び倭姫命世記によれば、天
逆太刀・天逆鉾・金鈴等の寶器なりと云ふ。御鎮座本縁には豊宇氣比賣神を祀ると爲
し、古來拜祭の儀鄭重を極めたり。

御稻御倉神

鎮座地 皇大神宮神域御稻御倉内

右造神宮使廳修繕

御稻御倉神は、御稻御倉の守護神として奉齋せらる。古來神殿無く同じ御倉の中に
鎮座あり。斯の御倉はもと御常供田の稻を收めたる所なりしが、後に禰宜奉納の御
衣を此の御倉にて奉織せる故に、一に御機殿とも稱するに至れり。祭神は、大治御形
記に御倉神專女なり、保食神是なりとあり。又神名祕書には素盞鳴尊の子宇賀之御

魂神、一名專女、亦白狐と號すと記し、神拜次第祕抄には、宇賀乃御魂神となせり。倉稻
魂命宇魂神之が伊弉諾尊の御子神に坐すことは日本紀神代卷の一書に見え、又延喜式
大殿祭祝詞には屋船豊宇氣姫命也是稻靈也ともありて、食物原始の御神に坐す。古
事記には、此の神を以て須佐之男命の御子となせり。

由貴御倉神

鎮座地 皇大神宮神域由貴御倉内

右造神宮使廳修繕

由貴御倉神は由貴御倉の守護神として奉齋せられ、古來神殿を設けず、御倉内に鎮座
す。由貴御倉は由貴大御饌に供進すべき御料の御贄時果等を納むる御倉なりしが、
永正二年焼亡後久しく中絶したるを、寛永六年の正遷宮に再興せられ、明治四年の御
改正前迄は、毎年三節祭の由貴祭に先ちて採取したる御贄を納むる古儀の一斑を存
したりき。但し現今は御倉の建築を改めて、神社の形式に則れり。祭神は御饌津神
に坐すこと、神拜次第祕抄に見えたり。

四至神

鎮座地 皇大神宮神域内

四至神は大宮の廻に鎮座して、其の境界を護り給へる神等にて、五丈殿の東方に石疊を構へ、石神を安んじて合祭す。二月十三日及び六月九月の十八日に宮廻神百二十四前を祭ることは既に延暦の儀式帳に見え、正月十一日の旬神拜に四十四所の四至神を拜し、五月五日及び六月十八日十月一日に御巫内人の四至神を祭ること、建久年中行事に記せり。而して本朝世紀仁平三年十月廿七日の條、兵範記仁安三年十二月等に據るに、當時は外院御馬屋前に神座ありて靈木を祭祀せしこと明かなり。然るに後世其の諸神の神座明かならざるを以て、五丈殿の前方、櫻宮拜所の附近なる石疊に於て祭事を行ふこととなり、以て今日に及べり。

神服織機殿神社

鎮座地 三重縣多氣郡東黒部村大字大垣内

殿 舎 正 殿 神明造、萱葺、金銅金物、打立、御階付、南面

壹 宇

同末社

鎮座地 神服織機殿神社社域内

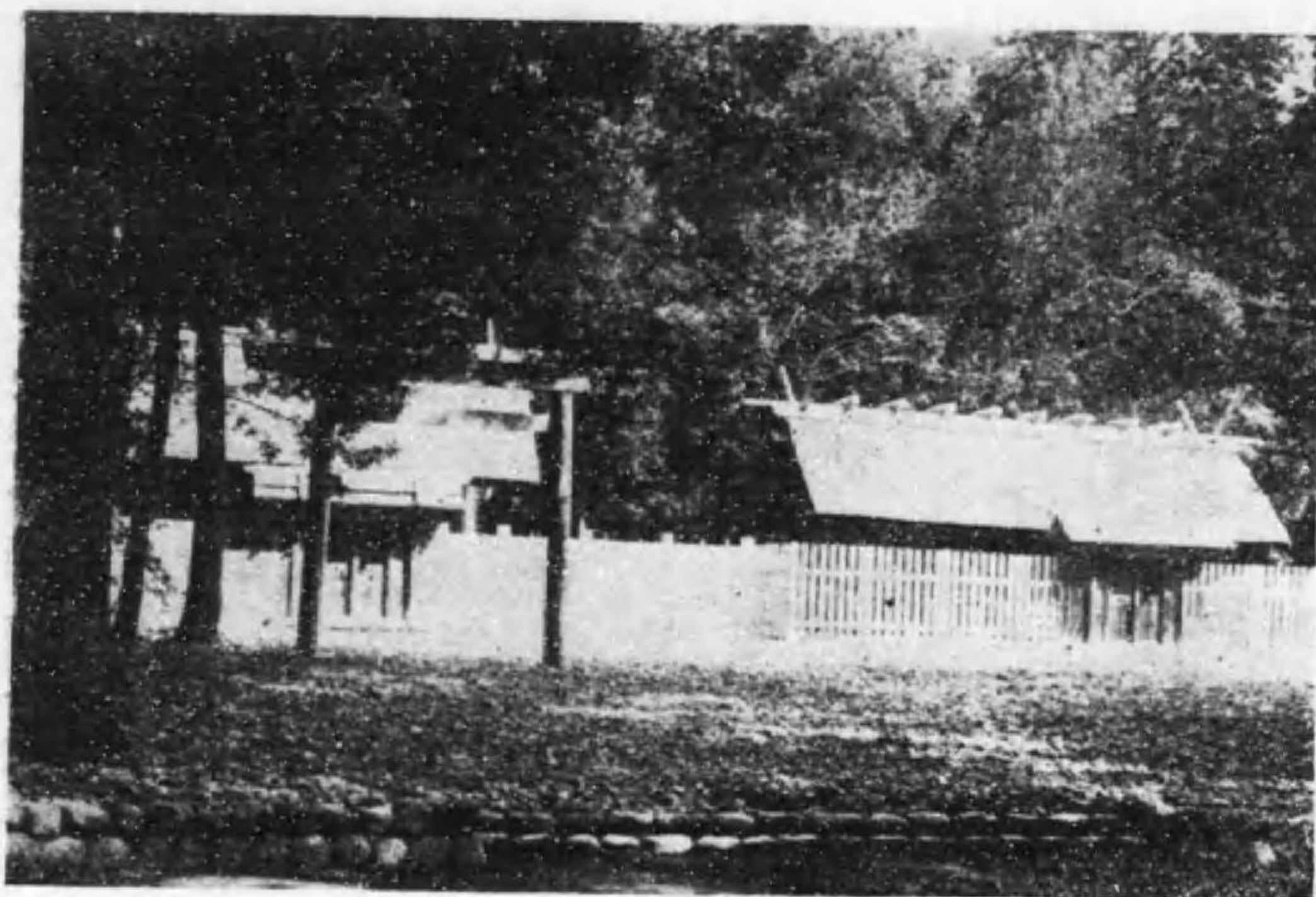
殿 舎 正 殿 神明造、板葺、内二字南面、二字東面、三字西面、一字北面

八 宇

瑞垣御門	瑞垣	鳥居	八尋殿	玉垣御門	玉垣	齋館	瑞垣御門	瑞垣	鳥居	八尋殿	玉垣御門	玉垣	齋館
<small>猿頭門、扉付</small>	<small>袖縁、板打</small>	<small>神明造</small>	<small>神明造、萱葺、金銅金物、打立、御階付、南面</small>	<small>猿頭門、扉付</small>	<small>連打、板</small>	<small>切妻、柿葺</small>	<small>猿頭門、扉付</small>	<small>袖縁、板打</small>	<small>神明造</small>	<small>神明造、萱葺、金銅金物、打立、御階付、南面</small>	<small>連打、板</small>	<small>切妻、柿葺</small>	<small>猿頭門、扉付</small>
壹間	壹重	四基	壹宇	壹間	壹重	壹宇	壹間	壹重	四基	壹宇	壹間	壹重	壹宇

右神宮司廳造替

神服織機殿神社は年中兩度神御衣祭に皇大神宮及び荒祭宮に供進すべき和妙の神衣を奉織する御機殿八尋殿鎮守の神を奉齋せる御社にして、古くより和妙の奉織に奉仕せる服部神部等が奉祀せる所なり。機殿の起源については、倭姫命世記に垂仁



社 神 殿 織 機 服 神

天皇の二十二年、皇大神飯野の高宮に坐しし時機屋を作りて大神の御服を織らしめ給ひ、二十五年磯宮に入りまし、時服織社を其の地に建て、五十鈴川上に御鎮座の時大宮の傍に八尋の機屋を建て、天棚機姫神の孫八千々姫命をして、天上の儀に准じて大神の和妙の神衣を織らしめ給ふと見えたり。是れ所謂宇治の機殿なるものにして、清寧天皇の三年、本の服織社の地に移さると云ふ。然るに神名祕書に引く所の機殿儀式帳には、飯野高宮に坐し、時機殿を長田郷に建て、又其の處に一社を建て、麻績社とも河埒社とも稱せしが、後に機殿を岸村に移さるゝに及び、併せて其の社をも移して岸社と稱す。孝徳天皇の御宇一時

神衣奉織のこゝを停められしが、天武天皇の朝、新に流田郷服村に兩機殿を再建せらると云へり。諸書の記載混乱して、今其の真相を捕捉し難しと雖も、要するに宇治の機殿は後の神服織機殿神麻績機殿とは系統を異にし、皇大神宮の宮域内にありて、彌宜等此の所に御衣を奉織し、御稻御倉を以て之に代用す。神嘗祭の際其の織衣を奉納すること、同祭の條下に述ぶる如し。抑多氣郡の地たるや、古來紡織業と最も密接の關係を有す。伊勢の麻績の君の名は古く崇神天皇紀に見え、和名抄の郡郷に多氣郡麻績郷あり、延喜神名式に同郡麻績神社、服部伊刀麻神社、服部麻刀方神社を載す。麻績氏は出自又極めて古く、古語拾遺の皇大神天岩戸に隠れまし、條に、八十萬神等相議りて伊勢の國の麻績の祖長白羽神をして、麻を種ゑて青和幣を作らしめ給へること見え、又舊事紀の天神本紀には、天八坂彦命を以て伊勢の神麻績連の祖とし、姓氏錄の左京神別には、神麻績連は、天物知命の後と記し、三代實錄貞觀五年の條には、伊勢多氣郡に豊城入彦命の後なる麻績氏の居りし事見えたり。神名祕書竝に神宮雜例集によるに、多氣郡流田郷なる機殿は、古くは一殿にして、服織と麻績とに兼用せられしが、天智天皇八年焼亡の後、之を二殿に分たれしも、猶その距離三十丈にして同一地域に在りしを、白河天皇の承暦三年宣旨によりて麻績機殿を同郡井手郷に移造せら

るゝに及び、兩機殿全く所在を異にすることゝなれりと云ふ。而して其の神麻績機殿の今飯南郡なるは、古今郡界の移動によるならん。兩機殿はもと二十年毎に造替の制なりしが、室町時代以降神宮の御衰微に伴ひ、神御衣祭の中絶と共に殿舎次第に荒廢に委し、殊に神麻績機殿に於て甚しきものありしが、元祿中神御衣祭再興せられ、尋で享保三年藤堂氏兩機殿修理料各三十石を寄進するに至りて、漸く面目を一新するを得たり。かくて明治四年以後暫く地方廳の手によりて造營を奉仕せしが、後全く神宮の管轄に歸せり。本社は元來神服織機殿に於ける八尋殿の附屬社とも云ふべき御機殿鎮守神社にして、其の祭神につき傳ふる所區々なりと雖も、蓋し神服の氏人等が其の祖先を奉祀する所にして、神殿二座の内一座は神服の祖神天御粹命、一座は人面等の祖天八千々姫を祀れるならん。末社八字は、祭神竝に創立年代明かならず。正殿の左右なる末社二字は、機殿事蹟雜錄に八幡春日とし、御機殿縁起に東寶殿西寶殿とす。蓋し神服等が本宮の東西寶殿に倣ひて、増作せるなるべし。神御衣祭の條参照すべし。

神麻績機殿神社

鎮座地 三重縣飯南郡機殿村大字井口中

殿 舍 正 殿 神明造、蓋葺金銅金物打立、御階付南面

瑞垣御門 袋頭門

瑞垣 袖織板打

鳥居 神明造

八尋殿 神明造、蓋葺金銅金物打立、御階付南面

玉垣御門 袋頭門

玉垣 連打板

齋館 切妻柿葺

壹 宇

壹 間

壹 重

四 基

壹 宇

壹 間

壹 重

壹 宇

同 末 社

鎮座地 神麻績機殿神社社域内

殿 舎 正 殿

右神宮司廳造替

神明造板葺内二字南
面二字東面四字西面

八 字

一七六

神麻績機殿神社は神御衣祭に際し皇大神宮及び荒祭宮に供進すべき荒妙を奉織する御機殿の鎮守の神として、古く麻績造の奉祀せる御社なること、和妙に於ける神服織機殿神社に同じ。祭神は、蓋し伊勢の麻績氏の祖天八坂彦命なるべし。中世以後荒廢して只鎮守の小祠を遺し、元祿十二年神御衣祭復舊の當時も、未だ八尋殿の再興を見るに至らず。享保十二年に至りて、八尋殿以下初めて再興せられたり。爾來明治維新に至るまで津藩に於て之を修造し來りしが、明治四年以後神宮司廳にて造替を執行し、同三十七年一月接續民有地一段五畝十八歩を購入して現状を爲すに至れり。猶兩機殿の起源沿革は、神服織機殿神社條下に於て述ぶる所を参照すべし。

御鹽殿神社

鎮座地 三重縣度會郡二見町大字莊村

殿 舎 正 殿

神明造、葺、金銅金物
打立、高欄、御階付、南面

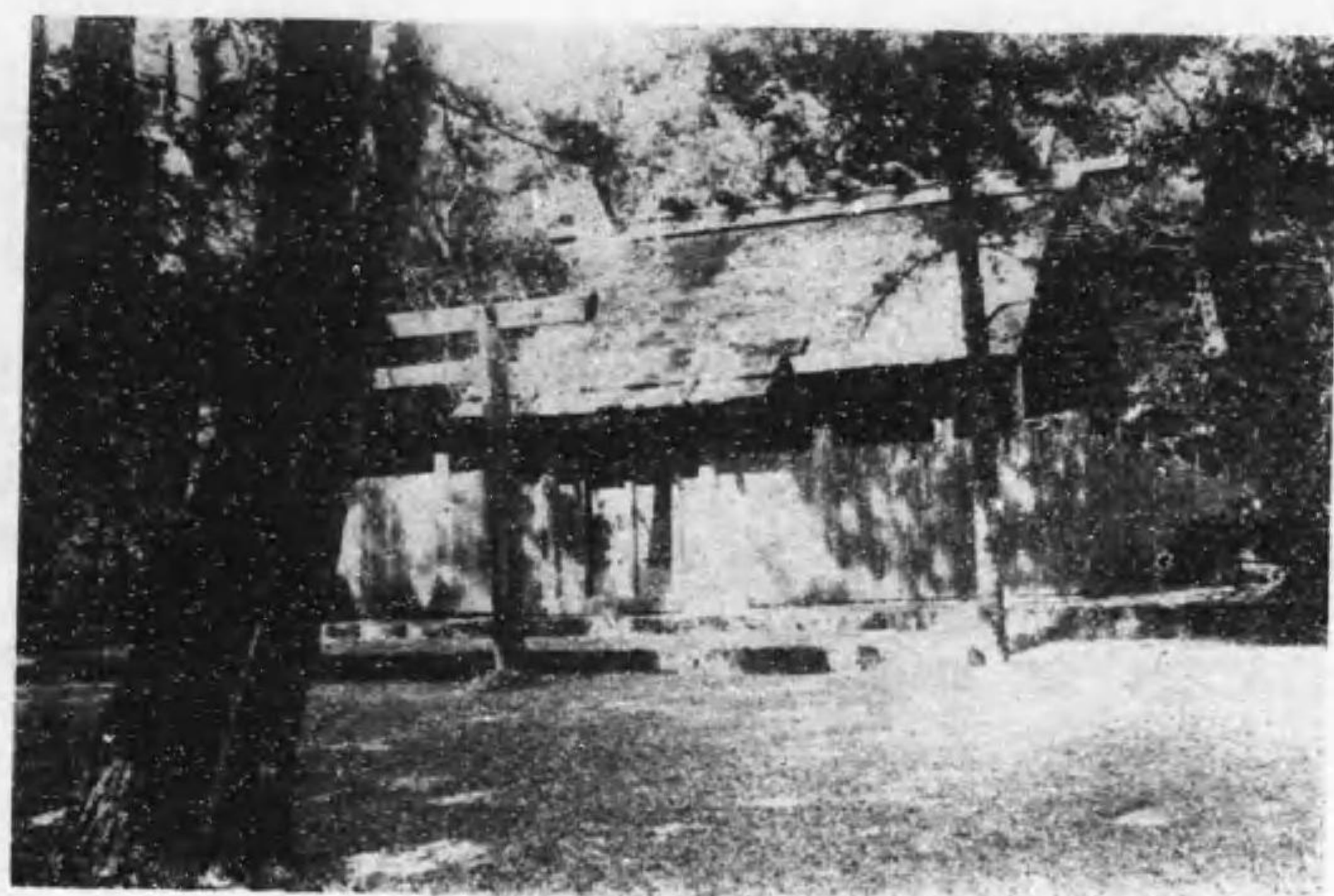
壹 字

瑞垣御門	瑞垣	鳥居	御鹽殿	瑞垣御門	瑞垣	鳥居	御鹽燒所	鳥居	御鹽汲入所
葺頭門 屏付	袖打 板打	神明造	切妻 柿葺	葺頭門 屏付	袖打 板打	神明造	切妻 葺	神明造	切妻 葺
壹 間	壹 重	貳 基	壹 宇	壹 間	壹 重	壹 基	壹 宇	壹 基	壹 宇

右神宮司廳造替

御鹽殿神社は兩宮供御の御鹽を調進する御鹽殿の鎮守の神を奉齋す。元來兩宮日別朝夕大御饗御料の御鹽は御鹽燒物忌が濱の御鹽燒殿にて之を燒き奉り、其の荒鹽を御鹽殿に運びて堅鹽に製し、毎月三箇度神宮に調進するの古例にして、皇大神宮御鎮座の時大若子命の創始に係ると傳ふ。本社は元來御酒殿神又は由貴御倉神に同

一七七



御鹽殿神社

じくもと獨立の神殿を設けず、御鹽殿内に奉祀せられしが、後世に至り別に神殿を造立して、現状を爲すに至れるものなり。御鹽殿の造營は、鎌倉時代に至るまでは二見に御鹽殿造進料田なるものありて、御鹽焼物忌等其の田の租米を徴して之を行ひ來りしが、御鹽焼物忌の御鹽調製の實務に關らずなりてよりは、御料田の進退も造營の事務も總て御鹽所司職の手に移り、爾來江戸時代の末に至るまで、其の末裔たる神役人に於て之を繼續し來れり。祭神は古來詳ならず、一説鹽土翁を奉祀すと云へり。猶二見郷の御鹽調進の歴史に就ては、用度御鹽の條に述ぶる所を参照すべし。

饗土橋姫神社

鎮座地 宇治山田市大字今在家町

殿舎 正殿 神明造板葺東面

瑞垣御門 猿頭門扉付

瑞垣 袖板打

鳥居 神明造

壹宇

壹間

壹重

壹基

右造神宮使廳當度限造替

饗土橋姫神社は宇治橋の西傍に鎮座し、同橋の鎮守神を奉齋せり。宇治橋の創築年代に至りては、史に之を明記せず。従つて本社創立年代も亦不明に屬すと雖も、恐らくは山城なる宇治の橋姫祠に倣へるものか。氏經神事記文明九年四月の條に大橋橋姫御前社造替のこと見えたれば、室町時代中期には既に本社の祀られありしことを知るなり。慶長十一年豊臣秀頼宇治橋及び風宮橋の造替と共に、本社を造營せること慶光院文書等に見ゆ。慶長元和以降、其の殿舎の様式春日造を採りしが、寶永の造替より神明造に復して現今に及べり。本社は近世宇治會合所に於て之が造替

を奉仕し、祭事は神宮に於て之を行ひ來りしが、明治五年教部省達によりて地方の無格社となり、二十二年神宮式年造替に際し神宮の所管に復し、造替及び修繕は造神宮使廳の擔當する所となれり。然るに明治四十一年六月國道路線改修の結果、社地其の中心に當るの故を以て、三重縣知事より代地一百二十二坪八合八勺を提供し、四十二年三月二十日、現社地に移轉奉遷を行へり。

大山祇神社

鎮座地 皇大神宮神域内

殿 舍 正 殿 神明造、板葺、南面

玉垣御門 猿頭門、扉付

玉 垣 連子板打

鳥 居 神明造

右神宮司廳造替

壹 宇
壹 間
壹 重
貳 基

大山祇神社は大山祇命を奉齋す。俗に山神社と稱し、從來式外末社として、本宮の管轄に屬せり。創立年代は詳ならざるも、既に建久年中行事元亨三年遷宮記氏經神事

記等に見えられたれば、由緒の久しきを知るべし。社地は、所謂神路山の山口に在り。古へ御造替の御用材を神路山に採りし頃には、遷宮の初祭たる山口祭を本社に於て行はれしが如きも、後世御柚山の移動と共に、山口祭場も亦移りて巖社の附近となり、従つて本社との關係を斷つに至れり。豊受大神宮に於ても、別宮土宮の附近なる山口祭場に古來大山祇神社ありて、右と同一の關係を有せしを、明治五年教部省達によりて、縣社箕曲中松原神社に移轉し、兩宮共に御柚山の山口の神祝祭の本義不明に歸せり。本社も豊受大神宮の大山祇神社と同時に一度神宮の管轄を脱して、地方廳の手に移り、宇治館町の産土神として奉祀せられしが、三十二年十二月氏子等の請願により、神宮司廳より金壹千六百圓を下附して、神宮の所管に復するに至れり。

子安神社

鎮座地 皇大神宮神域内

殿 舍 正 殿 神明造、板葺、南面

玉垣御門 猿頭門、扉付

玉 垣 連子板打

壹 宇
壹 間
壹 重

子安神社は大山祇神社の西方に在りて、大山祇命の御子木華開耶姫命を奉祀すと云ふ。もと神人の私營なりしが、近世に至りて式外末社の列に入り、神宮の管轄に屬せり。創立年代詳ならず。後世大山祇神社に因みて奉祀せるならん。明治五年大山祇神社と共に地方廳の所轄に移りしが、三十二年十二月に至り、共に神宮の所管に復せり。

豊受大神宮所管社

御酒殿神

鎮座地 豊受大神宮神域御酒殿内

右造神宮使藤修繕

御酒殿神は御酒殿の守護神として奉齋し、古來神殿を有せざること、皇大神宮に於ける御酒殿神に同じ。其の御酒殿はもと、兩宮及び諸神に供進の神酒を醸造する所に於て、時に神器の類をも收藏したり。掌祀啓微に、年中三度二月五月九月の吉日に斯

の神を祭ること見ゆ。祭神は大治御形記倭姫命世記御鎮座傳記神名祕書御鎮座本縁等に豊宇賀能賣命と爲す。蓋し彼の丹後風土記に、天女善く釀酒を爲す、一盃を飲めばよく萬病悉く除くこと見ゆる、豊受大神の御靈豊宇賀能賣命を造酒神として齋祀せるものにして、其の祭儀の如きも古來鄭重を極めたり。猶御同座二柱の内の一柱は調御倉神、一柱は御竈屋神にして、宇賀能美多麻乃神と保食神とに坐すこと、上に擧げたる諸書の記載に見えて、共に豊受大神の御靈を祭れること著く、所謂御竈屋は、齋内親王の御膳院なる御炊殿を指せり。此の殿舎も中世までは存立せしを、廢院後御酒殿に神靈を奉遷せるにやあらむ。又調御倉は、明治五年十一月に神宮より教部省に稟申して、御器御倉と同時に破却せしかば、爾後其の神靈をも御酒殿にて祭祀することゝなれり。

四至神

鎮座地 豊受大神宮神域内

四至神は大宮の廻に坐して、其の境界を守り給ふ神等にして、九丈殿の南方に石疊を構へ、石神を安置して祭祀せり。毎年二月及び九月中に吉日を撰びて、宮廻神二百餘

前を祭ることとは、早く延暦の儀式帳に見えたり。後には此等の神々を四十四所に合祭せる趣、大治御形記、倭姫命世記、御鎮座傳記、神名祕書等の記載によりて知らる。近世此の祭場を、上代に於ける末社の遺址なりと説くものあり。漸次廢亡して、維新前には僅かに外院に十六所を存するのみとなれり。明治四年神宮御改正後は九丈殿にて合祭せしが、現今は十六所の一なる廻神の石疊にて祭祀せり。

上御井神社

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿 舎 覆 屋 神明造井樓組、板葺北面

瑞垣御門 猿頭門、扉付

瑞垣 袖板打

玉垣 連板打

鳥居 神明造

壹 宇
壹 間
壹 重
壹 重
壹 基

右造神宮使廳當度限造替

上御井神社は一に忍穂井神社と稱す。大神宮の御料水守護の神靈なるが故に、古來

神殿を造らず。其の創祀は豊受大神宮御鎮座の當時に在りて、遠く源を神代の古に發せること、大同本記に見えたり。故に歴代苟くも御井に異變あれば、必ず奏問を経て處理せしめられしこと、諸記録に散見す。又毎年二月中吉日を撰びて、上下御井社に春年祈を行ひ、九月十五日には大物忌父御炊物忌父御巫内人等御井に參向して祭典を奉仕し、猶年中六度の祭に御巫内人の奉仕すること、儀式帳に見ゆ。近世に於ける祭祀のことは、外宮年中行事今式、子良館祭奠式等に記せり。其の宮中末社として式年造替に預り、祝部をも附せられしことは、古老口實傳、貞和御飾記等の記載に著し。かゝる由緒ある神社も、應仁以後將に廢滅に歸せんとし、文祿五年僅に造替を見るに至れり。かくて慶安三年に至り、造宮奉行石川大隅守御酒殿と共に之を幕府の公營に移し、瑞垣を造設し、寛文中更に修補を加へ、延寶四年上部貞芳造替に幹旋して、漸く現今の形式を具ふるに至れり。明治五年六月教部省の達により、度會縣に移管せられしにより、忌火屋殿の附近に新に御井を掘りて、忍穂井の水を移し、御饌の御料に供進せしに、奇異のことありしかば、程なく之を停め、翌年四月教部省に稟申して、神宮所管に復し、二十二年度より造神宮使廳に於て式年造替を奉仕することゝなれり。

下御井神社

鎮座地 豊受大神宮神域内

殿 舎 覆 屋 切妻、板葺、東面

玉 垣 連子板打

壹 宇
壹 重

右神宮司廳修造

下御井神社は神宮御料水の守護神として、神殿を造立せず御井を祭祀すること上御井神社に同じ。元來下御井は多賀宮の御料水にして、上御井神社に對し下御井神社又は少宮とも稱せり。本社が上御井社と同じく中世以後式年造替宮中末社の一となりしことは、古老口實傳に載する所によりて明かなり。又二月・九月及び年中六度祭のこと等、上御井神社に異ならざりしが、中世以後御井には參向せずして、多賀宮正殿の東に石壇を構へ、御巫内人及び同宮物忌等此處に祭典を行ふこととなり、御井との關係絶ゆ。寛永十七年に至り從來西面なりしものを東面に改め、延寶七年更に別宮物忌の訴により神宮より覆屋を造る。後頽廢に歸せんとしたるを、嘉永二年五月御巫内人清直同志を勸誘して雨覆の小祠を建て、現今此の私營によれる假作の形式

を踏襲す。然れども古儀は、恐くは上御井神社の如くなりしならん。

本社も亦明治五年六月地方廳の管轄に歸せしが、六年四月教部省の伺を経て、神宮所管に復せり。

別宮所管社

瀧原宮所管 若宮神社

鎮座地 皇大神宮別宮瀧原宮宮域内

殿 舎 正 殿 神明造、葺葺、金物打立南面 壹 宇

瑞垣御門 猿頭門扉付 壹 間

瑞 垣 軸線板打 壹 重

鳥 居 神明造 壹 基

右造神宮使廳造替

若宮神社は一に天若宮アマノカミヤと稱し、未官帳式外社にして瀧原宮に專屬せり。創立年代に至ては之を詳にせずと雖も、其の社名は、既に鎌倉時代なる安貞二年の内宮遷宮記に

見え、皇太神宮年中行事寛正の加筆竝に氏經神事記永享八年條等に、本宮より參向の奉幣使拜祭の事實見ゆればその由緒の久しきを知るべし。祭神は古來詳ならず。野後村古老の説に、天水アン、ミヅ、ウツリ、カミ分神を祭ると云へるは、瀧原二宮を速秋津日子ハヤキ、ツキ、ヒコ速秋津日賣ハヤキ、ツキ、ヒメ二神なりとする附會説に基き、更に之を其の御子神たる天之水分神に附會せるならん。本社の本社の造營は、寛文以後徳川幕府に於て行ひ來りしが、明治二十二年の式年遷宮より以後は、造神宮使廳に於て之に任ずることゝなれり。

所瀧原宮 長由介神社

鎮座地 皇大神宮別宮瀧原宮宮城内

殿 舍 正 殿 神明造板葺西面 壹 宇

玉垣御門 狛頭門 扉付 壹 間

玉垣 板連打 壹 重

鳥居 神明造 壹 基

右造神宮使廳修繕

長由介神社は若宮神社と同じく皇太神宮年中行事寛正の加筆氏經神事記等に見ゆ

るも、創立の年代及び祭神共に明かならず。一説本社の本社の一名を川島神社のとも稱せりとし、祭神を豊受大神の御靈に擬す。造替の古儀詳ならず、寛文以後神宮に於て御造替を行ひ、明治七年從來南面なりし神殿を改めて西面とし、且玉垣御門一間、玉垣一重を増し、二十二年度よりは、造神宮使廳に於て之が修繕を行へり。

所瀧原宮 川島神社

鎮座地 瀧原宮所管長由介神社御同座

川島神社は長由介神社と其の沿革を同じくす。但し寛正以後社殿頽廢して、所在地明かならざるにより、寛文の造替にも關られずして明治維新に及べり。同七年終に之を長由介神社内に鎮祭す。創立年代及び祭神共に明かならず。社地につき諸説あれど何れも根據薄弱にして、首肯せしむるに足るものなし。

所伊雜宮 佐美長神社

鎮座地 三重縣志摩郡磯部村大字惠利原

殿 舍 正 殿 神明造板葺高欄御階付東面 壹 宇

瑞垣御門 瑞垣 瑞垣
屏付 瑞垣 瑞垣
板打 瑞垣 瑞垣
造神明 瑞垣 瑞垣

壹間
壹重
貳基

一九〇

右造神宮使廳造替

同御前社

鎮座地 佐美長神社社域内
殿舎 正殿 神明造板
葺南面

四字

佐美長神社は一に大歳社と稱し、古來伊雜宮附屬の神社なること、皇太神宮儀式帳に著し。其の大歳社又は穗落社とも稱へ奉るは、彼の倭姬命世記に、鳥の鳴く聲高く聞えて晝夜止まず囂し、これ異しと宣りて、大幡主命舍人紀麻良を使に差して遣はし、彼の鳥の鳴く處を見せしむ。罷り行き見れば、鳥の國伊雜方上の葦原の中に稻一基ありて生ひ本は一基になりて末は千穂に茂る。彼の稻を、白き眞名鶴咋ひ持ちて廻りながら鳴きき。これを見顯し、かば、其の鳥の鳴く聲止みきとある、眞名鶴の故事に

因み彼の稻の生ひし地を千田と號け、眞名鶴を大歳之神と稱へて其の處に祝ひ祭れるなりと傳ふ。出口延經の神名帳考證に、本社を以て延喜神名式なる粟島坐神乎多乃御子神社に擬するは、果して當れりや否やを知らず。祭神は、倭姬命世記に大歳神となしたれど、一説天牟羅雲命の神裔玉柱屋姬命子孫なり、伊佐波登美神及び其の子孫の靈を、本社及び御前社に奉祀せるものならんと云ふ。而して磯部世古氏に藏する室町時代の古文書に、本社の御神體を御前社に奉遷すること見えたれば、當時の御前社は今日見る所の如き小祠にはあらざりしなるべし。寛文中磯部の神人等伊雜宮を奉じて陰謀を企てし時、本社を高宮又は猿田彦宮と妄稱して、皇大神宮の荒祭宮に擬せんとせり。故を以て明治四年神宮御改正の後、斷然大歳社の社名を廢して、佐美長神社の舊稱に復せり。本社はもと、磯部郷民の私營なりしが、寛文中伊雜宮再興の時より公營に屬し、式年毎に造替のことゝなれり。唯御前社のみは之に漏れたり。明治二十二年以後、本社の造替並に御前社の修繕を造神宮使廳に於て擔當す。

攝末社再興の功を頌せるの辭

八但牧任勢州郡宰之後既經營文庫再興三所別宮可謂堪其職也社家人民皆欣々焉頃聞大宮司大中臣精長有興復內宮外宮末社四十字之志是亦但牧教化之所及而其本是國家泰平之餘標也誰不聞喜哉余與但牧交際年久不堪感歎作頌賀之大哉神風光被闔國維內維外兩宮同德郡宰得人能堪其職文庫勸學以定法則三所別宮再建勸方四十末社乃考舊式基趾之存柱礎既植宗廟有靈陰陽不測百廢並興太平無極天長地久幾千萬億

寛文三年癸卯仲秋

向陽 林子

去十二日之貴札致拜見候今度兩宮末社御再興之由八木但州より申來に付但州久々申談候故慶賀之頌卒爾に作候て遣し候處貴殿も御所望之由但州參府物語に候間遠慮に候へ共任但州之御指圖候處被相達候由に而御懇懇之御札畏存候恐惶謹言

十月廿八日

春 齋 法 印 判

大宮司殿御報

(大宮司精長引付)

遷 宮

總 說

兩宮の諸殿舎は二十年毎に造替の制にして新殿の造營成れば御神體を舊殿より遷し奉る。之を式年遷宮と稱し、神宮に於て最も重要な祭儀に屬す。或は他の假殿遷宮等に對稱して、正遷宮とも云ふ。其の遷宮は古より月日も亦一定し、豊受大神宮は九月十五日、皇大神宮は同十六日を以て遷御を行ひたり。之を式月式日と云ふ。其の制嚴重にして、若し之に違ふ時は特に御卜によりて吉日を定めさせられ、其の原因の工事延引にかゝれば、造宮使の懈怠を責められ、或は禰宜の上洛して之を訴へたるが如き例も屢なりき。然るに後村上天皇の興國四年十二月廿八日に皇大神宮遷宮を行はれしより式月式日の制紊れ、寛正以後は豫め月日を勘下せらるゝことゝなれり。殊に天正十三年の遷宮に兩宮前後を争ひ十月十三日に皇大神宮遷宮を、同十五日に豊受大神宮遷宮を行はれしより以後は、全く式日の前後を見るに至れり。慶長

十四年の遷宮以後、式月は舊に復したれど、式日は猶古に違ひ、寛永六年、慶安二年、寛文九年の遷宮は、皇大神宮遷宮の翌々日を以て、豊受大神宮の遷宮を行はれ、元祿二年以後、明治二年に至る十回の遷宮は、中間二日を隔て、行はれしが、明治二十二年の遷宮に皇大神宮を十月二日、豊受大神宮を同五日と仰せ出され、四十二年の遷宮も亦、同日を以て行はれき。

二十年毎造替のことは、儀式帳に常に廿箇年を限りて一度新宮に遷し奉ると記し、延喜大神宮式に、凡そ太神宮は廿年一度、正殿寶殿及び外幣殿を造替す、度會宮及び別宮諸社の神殿を造るの年限も此に准ず、皆新材を採りて構造し、自外の諸院は新舊通じ用ふ、宮地は二處を定置し、限に至りて更遷すと云へるに著し。其の造營には特に造宮使を任命し、兩宮の正殿を初め、東西寶殿、外幣殿竝に諸別宮と、社十二處(朝熊社、園相社、鴨社、田乃家社、蚊野社、湯田社、月夜見社、草名伎社、大間社、須麻漏賣社、佐那社、櫛田社)とを造らしめられ、他の諸社は大神宮司をして修理を加へしめられしこと、亦大神宮式に明記する所なり。

二十年毎に造替のことは、最も古く正確なる史料に現るゝは、續日本後紀、仁明天皇嘉祥二年九月七日の條に、左少辨從五位上、文室朝臣助雄等を遣はして、神寶を伊勢大神

宮に奉る、是れ二十年一度奉る所の例なりと云へるものなるべし。次に類聚國史の伊勢大神の條に、貞觀十年九月七日、從五位下右少辨藤原朝臣千乘、左大史刑部造眞鯨等を遣はして、大神の財寶を奉らしめらる、是れ二十年を隔て、造る所なりと見ゆ。即ち嘉祥二年より正に二十年目に當れり。此の神寶奉納が式年遷宮の爲なることは、二十年を隔て、造る所なりとあるによりて知らるゝのみならず、次に現るゝ三代實錄、仁和元年の條に、十一月二十一日、散位大中臣罕雄等を遣はして、伊勢大神宮を造らしむ、式に據りて二十年一度改め作る、貞觀十一年の修造を去ること十八年なりと云へるに顯著なり。茲に所謂式とは弘仁式を指せるが如く、延喜式に於て二十年造替のこの規定せらるゝ以前、既に弘仁式に其の規定ありしを知るなり。固より本制の創立は、それよりも更に溯るべく、古へより天武天皇の勅慮に出づと傳へらる。但し其の立制の年に至ては、或は朱雀三年とし、或は白鳳十三年とし、或は同十四年とし、諸説一定せざるも、蓋し天武天皇十四年乙酉の歲となすを妥當とす。かくて立制の後四年を経て、持統天皇四年に皇大神宮第一回の式年遷宮を行はれ、尋で中間一年を隔て、同六年に豊受大神宮第一回の式年遷宮を行はれき。此の後和銅二年に皇大神宮の式年遷宮を、同四年に豊受大神宮の式年遷宮を行はる。前遷宮

を距ること、正に二十年目にして實歴年數十九年なり。是より後、時に式年に違ふことありしかど、大體に於て後醍醐天皇元亨三年の皇大神宮遷宮、同天皇正中二年の豐受大神宮遷宮に至るまで、二十年目毎に兩宮の遷宮を行はれ、皇大神宮遷宮の翌々年を以て、豐受大神宮の遷宮を行はれたり。然るに後村上天皇興國四年(光明天皇康永二年)の皇大神宮遷宮、同六年(同貞和元年)の豐受大神宮遷宮は、前遷宮より二十一年目にして、從來の例より一年を遅引せり。爾來南北朝、室町幕府の戰亂時代に於ては、式年制廢れて、年數の如きも必ずしも一定せず、甚しきに至ては全く之を行ふ能はざりし時代ありき。寛永六年の兩宮遷宮は、慶長十四年の遷宮より二十一年目を以て行はれ、爾來二十一年目毎に式年遷宮を行はるゝこととなりて、現代に及べり。又兩宮遷宮を同年を以て行はるゝは、天正十三年の遷宮に初れり。

式年遷宮以外、火災其の他非常の事故により、式年を待たずして正殿を造營し、遷宮を行ふことあり。これを臨時遷宮と云ふ。而してこの場合に於て其の次の正遷宮は、或は前式年より算し、或は其の年より算し、古來年數計算の基準一ならず。又種々の事情により、正殿御屋根、心御柱、御裝束類等の修理を要する場合に於て、假の殿舎を造り、或は臨時便宜の殿舎(古來東寶殿、御饌殿、忌火屋殿の三殿を以て充つ)を假用し、或は

初め便宜の殿舎を用ゐて後に假殿を新造し、或は古殿(舊正殿)の破壊せられずして遺存せるもの(を以て假殿)に充て遷御を行ひ、修理畢りて還御することあり。之を假殿遷宮と云ふ。假殿遷宮の中事の稍重くして、即日還御を見る能はざるものを御一宿遷宮と云ひ、御二宿以上に亘るものをも猶御一宿假殿と稱せり。而して其の假殿を造營せらるゝ場合に於ては、總て黒木を用ゐらる。又事非常にして、神宮限りに於て假殿を造り遷御したることあり。之を儲殿まぐらと云ふ。皇大神宮に於ける儲殿は、明應六年の假殿遷宮に初り、萬治元年御炎上の時にも亦儲殿を造進せり。豐受大神宮に於ても、文龜元年に儲殿を造進したり。假殿と儲殿との別については、永正十八年内宮假殿遷宮記に、儲殿は私の遷宮、今度は假殿の儀式なり、假殿は宮司造錢を請け取り奉りて、頭工等に渡され云々とあるによりて明かなり。式年遷宮以外の遷宮に於ては、固より日時 of 定れるものなければ、其の度毎に之を宣下あらせらる。

臨時遷宮の正確なる史料に現るゝは、桓武天皇の延暦十年八月、皇大神宮正殿以下炎上し、同十一年に行はれたるを初とす。尤も臨時の意味より云へば、假殿遷宮と雖も、固より臨時遷宮なれど、特に新宮を造營し、正遷宮の式を以て遷宮を行ふものを古來臨時遷宮と呼べり。

後二條	一九六四	嘉元二・二〇・四	正殿漏濕等 假殿(東寶殿)
後二條	一九六四	嘉元二・三・三	式年
花園	一九七一	應長元・三・六	御屋根破損 假殿
後醍醐	一九八一	元亨元・七・三	正殿以下御修理 心御柱立替 假殿(御一宿)
後醍醐	一九八三	元亨三・九・六	式年
後醍醐	一九九〇	元徳二・三・三	心御柱立替御壁 假板修理 假殿
後村上(光明)	二〇〇三	興國四・三・六	式年
後村上(後光殿)	二〇二三	正平八・六・六	假殿(東寶殿)
後村上(後光殿)	二〇二四	正平九・二・六	式年
後龜山(後小松)	二〇五一	元中八・六・三	假殿(東寶殿御一宿)
後龜山(後小松)	二〇五一	元中八・三・〇	式年
後小松	二〇五七	應永四・五・〇	假殿
後小松	二〇六〇	應永七・三・六	式年
後村上(光明)	二〇〇五	興國六・三・七	式年
後龜山(後龜山)	二〇四〇	天授六・九・八	式年
後龜山(後小松)	二〇四八	元中五・……	假殿
後醍醐	一九八七	嘉曆二・八・三	心御柱卷布損傷 假殿(御一宿)
後醍醐	一九八五	正中三・九・六	式年
後二條	一九六六	徳治元・三・〇	式年
花園	一九七三	正和二・三・二	心御柱御替 假殿(御一宿)

後小松	二〇六〇	應永七・六・七	盜人參昇 假殿(東寶殿)
後小松	二〇七一	應永八・二・……	式年
稱光	二〇七八	應永五・八・三	千木鏝木折損 假殿(東寶殿御一宿)
稱光	二〇八〇	應永七・……	假殿(東寶殿)
後花園	二〇九一	永享三・三・六	式年
後花園	二一〇五	文安二・九・八	心御柱御飾相違 表葺所損 假殿(御一宿)
後花園	二一二二	寛正三・三・七	式年
後土御門	二一四六	長享元・三・三	假殿(古殿)上
後土御門	二一四六	長享元・九・三	假殿
後土御門	二一五〇	延徳二・九・四	假殿(調御倉)上
後土御門	二一五〇	延徳二・九・六	假殿
後柏原	二一六一	文龜元・九・六	假殿(儲殿)
後柏原	二一八一	大永元・六・三	假殿
稱光	二〇七九	應永三・三・二	式年
稱光	二〇八二	應永五・三・四	心御柱立替 假殿(御一宿)
後花園	二〇八九	永享元・三・五	宮中觸穢千木類 假殿
後花園	二〇九四	永享六・九・五	式年
後花園	二一一二	享徳元・三・九	千木折落鏝木傾 假殿

靈元	後西院	後西院	後西院	後光明	後水尾	後陽成	後陽成	正親町	正親町	後奈良		
二二二九	二二一九	二二一九	二二一八	二二〇九	二二八九	二二六九	二二五八	二二四五	二二三五	二二〇二		
寬文九・九・六	萬治二・二・五	萬治二・四・八	萬治元・四・三	慶安二・九・五	寬永六・九・三	慶長二・四・九 (還御 三・七)	慶長三・六・二 (還御 三・七)	天正三・〇・三	天正三・三・六	天文二・三・一		
式	臨	假	假 <small>炎殿(儲殿)上</small>	式	式	式	假 <small>御萱修補殿(東寶殿)</small>	式	假	假 <small>正殿朽殿損</small>		
年	時	殿	上	年	年	年	年	年	殿	殿損		
靈元	靈元			後光明	後水尾	後陽成	後陽成	正親町	正親町	正親町	正親町	後奈良
二二二九	二二二四			二二〇九	二二八九	二二六九	二二五八	二二四五	二二四一	二二三三	二二三三	二二〇一
寬文九・九・六	寬文四・二・三 (還御 三・三)			慶安二・九・七	寬永六・九・三	慶長二・四・七	慶長三・六・六 (還御 三・三)	天正三・〇・五 (還御 三・六)	天正九・〇・七 (還御 三・六)	永祿八・六・九 (還御 三・六)	永祿六・九・三	天文二・九・六
式	假 <small>千木折落正殿寶殿破損</small>			式	式	式	假 <small>御屋根朽損殿(古殿)</small>	式	假 <small>正殿朽殿損</small>	假 <small>御萱修補殿(古殿)</small>	式	假 <small>正殿朽殿損</small>
年	殿			年	年	年	年	年	年	年	年	殿損

二一〇

靈元	東山	中御門	中御門	桃園	後櫻町	光格	光格	仁孝	孝明	明治	明治	明治	明治
二二四一	二三四九	二三六九	二三八九	二四〇九	二四二九	二四四九	二四四九	二四八九	二五〇九	二五二九	二五四九	二五四九	二五五八
天和元・三・三	元祿二・九・〇	寶永六・九・二	享保四・九・三	寬延二・九・一	明和六・九・三	寬政元・九・一	文化六・九・一	文政三・九・二	嘉永二・九・二	明治二・九・四	明治三・〇・二	明治三・五・三	明治三・六・三
假 <small>炎殿(古殿)上</small>	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	假 <small>炎殿(風日祈宮)上</small>	假 <small>殿(黒木御殿)</small>
時	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
靈元	東山	中御門	中御門	桃園	後櫻町	光格	光格	仁孝	孝明	明治	明治	明治	明治
二二四一	二三四九	二三六九	二三八九	二四〇九	二四二九	二四四九	二四四九	二四八九	二五〇九	二五二九	二五四九	二五四九	二五五八
天和元・三・三	元祿二・九・〇	寶永六・九・二	享保四・九・三	寬延二・九・一	明和六・九・三	寬政元・九・一	文化六・九・一	文政三・九・二	嘉永二・九・二	明治二・九・四	明治三・〇・二	明治三・五・三	明治三・六・三
式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式	式
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年

二一一

明治 治 二五六〇	明治 治 二五六一	明治 治 二五六九	大正 二五八二
明治三〇・二	明治三〇・九六 (還御二〇・二)	明治三〇・二	大正二・五七 (還御一〇・二)
臨時(新殿)	假兩殿(東寶殿)	式年	假御屋根葺替殿
大	明	大	明
正	治	正	治
二五七六	二五六九	二五七六	二五六九
大正五・二・五 (還御六・三・五)	明治四〇・五	大正五・二・五 (還御六・三・五)	明治四〇・五
假	御屋根改葺御屏	假	御屋根改葺御屏
殿	式年	殿	式年

臨時神事 於東庭有御拜、是同公卿勅使之時、伊勢遷宮等時、又隨觀禮臨時御拜、或三日五日、
ナド皆有例、御物忌時敬神無憚、於東庭有御拜也、且寬治六年伊勢假殿遷宮夜、雖爲御物忌、於
東庭有御拜也、

凡廿年一度、二宮造替遷宮年、停止天下斧音云云、故則不遺私宅者也、康平遷宮年、二福宜雅通
託宣炳焉、

(禁秘御抄)

(古老口實傳)

明治四十二年度式年遷宮諸祭日時表

祭名	宮社名	祭名	宮社名
皇大神宮	荒祭宮	皇大神宮	荒祭宮
豐受大神宮	多賀宮	豐受大神宮	多賀宮
月讀宮	月讀宮	月讀宮	月讀宮
伊佐奈岐宮	伊佐奈岐宮	伊佐奈岐宮	伊佐奈岐宮
伊弉諾宮	伊弉諾宮	伊弉諾宮	伊弉諾宮
伊弉册宮	伊弉册宮	伊弉册宮	伊弉册宮
土夜見宮	土夜見宮	土夜見宮	土夜見宮
風宮	風宮	風宮	風宮
若宮神社	若宮神社	若宮神社	若宮神社
佐美長神社	佐美長神社	佐美長神社	佐美長神社
水會御山	山口本祭	水會御山	山口本祭
御木曳初	御木曳初	御木曳初	御木曳初
水造始祭	水造始祭	水造始祭	水造始祭
鎮地祭	鎮地祭	鎮地祭	鎮地祭
水會御山	水會御山	水會御山	水會御山
立柱祭	立柱祭	立柱祭	立柱祭

遷宮に關する諸祭典

二一六

山口祭

山口祭は、造營著手の初に御杣山に入らむが爲に、先づ其の山口の神を祭る所の祭典なり。神宮の御杣山は、初め皇大神宮は神路山、豊受大神宮は高倉山なりしが故に、古來皇大神宮は其の山口なる岩井田山の岩社の森の上に於て之を祭り、豊受大神宮は高倉山の北麓なる土宮の前に於て祭るを例とす。後世御杣山は他に轉じたりと雖も、山口祭場は今も猶依然として其の處を變へず。

元祿の遷宮以後、山口祭は遷御前八年の三月を以て行はるゝの例となりたれど、古へは必ずしも然らず。神宮雜例集に、大神宮は二十年に造替せらるべしと云へり、十七年孟冬、山口竝に木本の神等を祭り、初めて正殿の心の柱を探るとあるによれば、少くも院政時代より鎌倉時代の初期に於ては、遷御四年前の十月を以て行はれしこと明かなり。十月を以て行はれしことは、延喜大神宮式に、凡そ大神宮年限満ちて應に修造すべくば、孟冬始めて之を作れと見ゆ。室町時代に至り此の規定紊亂し、寛文以後

皇大神宮は、三月を以て行はるゝことゝなれり。其の日時は豫め朝廷に於て之をトひ定められ、當日造宮使參向、禰宜重代權官玉串大内人物忌父・頭・頭代小工忌鍛冶等參勤、神拜の後五丈殿に著し、日時宣旨拜見及び饗膳の式あり。此の間、頭工忌鍛冶等、山口の神を祭る。造宮使以下五丈殿に於て饗膳に預り、頭工忌鍛冶は祭庭に於て、私の饗膳に預るの例なりき。其の饗膳は、木作始祭・上棟祭・杵築祭の饗膳と共に、遷宮四大饗の一とす。明治以後の御例も、日時は宣下せられ、祭主造宮使以下參列、古式に准じて祭典竝に饗膳等執行せらる。

木本祭

木本祭は、近世誤りて山口木本祭と稱し、其の行事も同日を以て行はれ、全く一祭の如くなりたれど、儀式帳に山口祭の次に明かに之を區別して、次に吉日を取り、正殿心の柱造り奉らん爲に大内人一人、諸内人等、戸人等を率ゐて杣に入ると書し、また大神宮式に正殿の心柱を探るの祭云々、造宮使忌部、自ら内人竝に役夫等を率ゐ、山の木本に就て之を祭ると云へるによれば、もと獨立せる一個の祭典たること顯著なり。即ち山口祭は御杣山の山口に坐す神を祭り、木本祭は御料材を探らんとして木本の神を

祭るなり。

木本を祭ることは、古來心御柱木奉採の時と、御船代木奉採の時と兩度あり。其の夜玉串大内人物忌父兄部忌部等山に入りて、御饗を供進し、伐始の式を行ひ、其の年六月伐り取りて宮中に曳き入る。此の御料材はもと御杣山の内より採り用ゐしかど、後世御杣山の他に遷さるるに及び、皇大神宮は鼓ヶ岳の東尾なる檜尾山よりこれを探るの例となれり。又豊受大神宮に於ては、高宮の東の山口、比々良木の杣、高宮の奥の山中なる檜尾より伐採せること諸舊記に見えたり。かくて御木は、皇大神宮は御稻御倉に、豊受大神宮は外幣殿に納めて遷宮の年を待つ。皇大神宮儀式帳に、右の祭告刀申、造宮驛使忌部宿禰、其の忌柱造り奉り畢らば杣より出し、前追ひ運び來り正殿の地に置き奉ると、見ゆるもの是なり。

明治二十二年より山口祭の夜を以て本祭を行ふことに定められ、日時を宣下せらるゝことゝなれり。

御杣山木本祭

御杣山木本祭は、後一條天皇の寛仁以後御杣山を宮城外に移されしが爲に起れるも

のにして、現今造神宮使廳の官吏並に小工等之に参加す。儀式山口祭に同じ。昭和四年度式年遷宮に關する同祭は、去る大正九年六月三日を以て、長野縣西筑摩郡駒ヶ根村字小川御料林内台ヶ峯に於て行はれたり。

御樋代木奉曳式

御樋代木奉曳式は、御杣山にて伐採し度會郡大湊町なる貯木場に回漕せる御樋代木を宮内に曳き入るゝの式にして、皇大神宮御料は五十鈴川を溯り、同郡四鄉村大字北中村より神宮及び造神宮使廳の吏員數名式列を整へて供奉し、役夫をして川筋を曳上せしめ、大宮の御前より曳き揚げ、大宮司以下の神官及び造宮吏員等奉迎して、修祓を行ひ、東寶殿の床下に納む。

豊受大神宮御料は宮川を上り、宇治山田市中島町より車輛に積載し、皇大神宮と同じく式列を整へ役夫をして宮中に曳き入れしめ、北御門口にて修祓をなし、大宮司以下奉迎して、西寶殿の床下に納む。昭和二年度の奉曳には、兩宮ともに之を五丈殿内に奉安したり。

中世以來皇大神宮の御料は、慶光院の手により、豊濱村大字磯の人民等奉曳し、豊受大

神宮の御料は、春木大夫の手により宇治山田市本町の人民等之を奉仕せしが、明治二十二年より共に造神宮使廳の役夫をして、これを奉曳せしむることに定められたり。

御木曳初式

御木曳初式は、御正殿の御棟持に充つべき巨材(昭和四年度式年遷宮に関する御木曳初式に於ては、寛正以前の例に鑑み正殿極木材を以てこれに代へられたり、其數十九本とす)を、人民等が勞力奉仕を以て奉曳するなり。皇大神宮にありては、舊宇治六郷の人民五十鈴川を浜曳し、手洗場より宮中に曳き掲げ、二鳥居にて大宮司以下の神宮奉迎して修祓を行ひ、正宮御料は五丈殿の前に、其の他は各別宮の古殿地に安置す。但し月讀宮外三宮の御料は度會郡四郷村北中村御側橋畔並に楠部橋畔より陸揚し、陸路を同宮域に、伊雜宮御料は大湊より海路を経て、志摩郡磯部村迫間に陸揚し、同村民によりて陸路を同宮域に、瀧原宮及び同竝宮御料は宮川を溯りて、度會郡瀧原村船木橋下に達し、同所より陸路を瀧原村民によりて宮域内に奉曳す。豊受大神宮にありては、宇治山田市内小川町中島町八日市場町本町河崎町の人民等

宮川より車に積み奉曳し、北御門口にて奉迎修祓あり。正宮御料は五丈殿の前に、他は各別宮の古殿地に安置す。

神木奉曳の起源は、固より明かならざるも、久しき歴史を有するものなることを想像せらる。遷宮例文によるに、早く鎌倉時代より御杣山に於ける造宮使御料材奉曳のこと見え、又神領民の奉曳は、室町時代の中期なる寛正造内宮記に始めて著はれたり。去る明治四十二年の遷宮に於ては、人民奉仕にかゝるもの、御用材總數一萬二千本の五千六百五十九本に止り、來るべき昭和四年度の遷宮御用材に於ては、一萬一千四百餘本中一千二百九十三本に過ぎず。其の御木曳初式は、既に去る大正十一年四月を以て行はれ、十二日皇大神宮、十三日豊受大神宮、其の後一般奉曳を奉仕したり。第一次奉曳六百二十本は、同年五月(皇大神宮は二十日より四日間、豊受大神宮は同七日間)第二次奉曳六百二十一本は大正十二年五月(皇大神宮は六日より四日間、豊受大神宮は四月十四日より十四日間)に互り、五月一日終了(第三次奉曳皇大神宮御棟持柱以下十五本、豊受大神宮御棟持柱御扉木千木以下十八本は大正十五年五月(皇大神宮は三日八日十二日、豊受大神宮は九日十日)を以て、之が奉曳を奉仕したり。以上の奉曳は、皇大神宮御用材は宇治山田市館町外七町、度會郡四郷村二見町大湊町濱郷村に互

る市町村民、豊受大神宮御用材は宇治山田市本町外二十一箇町、度會郡宮本村、御園村、濱郷村、大湊町、神社町、二見町、城田村に互る市町村民、之を奉仕したり。以上の外皇大神宮御扉木は、舊慶光院領奉曳園之を奉曳する例となれり。

木造始祭

木造始祭は、御造營の起工に際して行はるゝ祭典なるが故に、古來一に手鑿始とも、又事始神事とも稱せり。五丈殿の前に御棟持柱の御料材を安置し、造神宮技師技手等神饌を供し、御木を打ちて起工の式を行ふ。豊受大神宮に於てはもと内玉垣御門の前に於て行ひしが、明治二十二年度より、五丈殿前に改められたり。本祭は儀式帳大神宮式、共に之を載せざれど、遷宮諸祭中重要なるものゝ一にして、少くも院政時代以前より行はれ來りしこと、諸記録の記載に依りて明かなり。永祿の正遷宮より後は、日時を宣下せらるゝこと例となれり。其の五丈殿に於ける饗膳等山口祭に同じ。もと前式年より十八年目の中秋に於て行はれしが、今は十五年目(次式年前七年)を以て行はるゝこととなれり。

鎮地祭

鎮地祭、一に地鎮祭又地曳祭とも云ふ。宮所を敷き坐す神を祭り、忌鎌を執りて草刈の式を行ひ、忌鎌を執りて地均しの式を行ふなり。即ち皇大神宮儀式帳に右祭告刀申し、地祭物忌父仕へ奉る、侍る所造宮使中臣忌部然して祭仕へ奉り畢る時、地祭物忌忌鎌を以て宮地の草刈り始め、次に忌鋤を以て宮地穿ち始め奉ると見ゆ。(何時の世よりか、地祭物忌の勤役絶えたり)豊受大神宮の方も略ぼ之に同じく、唯地祭物忌の菅裁物忌となれるを異れりとす。此の祭古へは前式年より十九年目に行はれしが、今は十八年目(次式年前四年)に行はるゝこととなれり。

假御樋代木伐採式

假御樋代木伐採式は、遷御の御途上、御神體を納め奉るべき假御樋代及び假御船代の御用材伐採に當り、御柚山に於て造神宮使應吏員之を行ふ。假御樋代を作り奉ることとは、既に遷宮例文及び建久九年内宮假殿遷宮記に見えたり。

立柱祭

立柱祭は、正殿の御柱を立て奉るの祭にして、儀式帳鎮地祭のつゞきに、吉日を取りて宮地を鎮め謝る云々、禰宜大物忌は忌柱立て始め、然る後諸役夫等柱立て奉ると云ひ、又延喜大神宮式に、右鎮祭畢れば、地祭物忌其の地を清掃し、心柱の穴を掘り、禰宜柱を堅つと記すものは是なり。茲に所謂忌柱とは即ち心御柱にして、單に柱と記せるものは御殿四面の柱なり。されば古へは先づ心御柱の奉建を畢りて後、他の柱に及べること明かなりとす。

本祭は即ち建築行事の最初にして、造神宮主事、吏員を率ゐ、大宮司以下の神官參列し、先づ造神宮屬神僕を奉奠して屋船神を祭り、小工正殿の御柱の本に進み、中の柱、四隅の柱、東西の柱と順次に槌を以て打ち固む。文安二年の皇大神宮假殿遷宮までは鎮地祭につゞきて、同日を以て行はれしが、寛正三年の正遷宮より後は異日を以て行はるゝことゝなれり。又古は式年の前年に行はれしが、後式年の當歳行はるゝことゝなりしを、當度は又式年の前年即ち昭和三年に執行せられたり。

御形祭

御形祭は、正殿東西の妻の短柱に御形を穿ち奉るの祭にして、儀式帳に、宮造り畢へ奉るの時、正殿東西の妻に御形穿ち初め仕へ奉る、地祭物忌父(管裁物忌父)仕へ奉る、若し物忌父、故に遭ふ時は、禰宜仕へ奉ると見ゆるが如く、古は正殿の建築成りて後、これを行ひしが、近年は未だ完成せざるの前に於て行はる。當日先づ神僕を奉奠して屋船神を祭り、造神宮技師、技手等進みて之を奉仕するなり。其の祭日は、立柱祭と同日とす。

上棟祭

上棟祭は、正殿の御棟木を上げ奉るの祭にして、其の次第、先づ御棟木に白布二條を懸け、弓矢竝に白幣を飾り、大宮司、正殿瑞垣の位置舊儀に違ふなきやを造神宮主事に告ぐれば、主事、これを技師、技手に傳へ、測量せしめ終りて、小工、御棟木の綱を博士木に結ぶ。大宮司以下の神官立ちて引綱に手を掛け、御棟木奉揚の式を行ひ、小工一人、千歳棟、萬歳棟、曳々億棟(豊受大神宮にては曳々棟)と呼ぶ。棟上の小工之に應へ、御棟木を

打ち固め、圓餅を投じ、造神宮屬神饌を奉奠して屋船神を祭る。
 本祭のこと、儀式帳竝に大神宮式に見えず。建久元年内宮遷宮記及び遷宮例文に初めて見ゆ。特に例文には、前遷宮より十九年目の中秋を以て本祭を行ふよしを記せり。一殿に於ける饗膳等、山口木本兩祭に異らず。古は立柱祭につゞきて、同日を以て行はれ、饗膳畢るの後、頭工鍛冶等に、各馬一疋を賜へるよしなり。
 永正十八年の兩宮假殿遷宮までは、立柱上棟兩祭、同日を以て行はれしかど、其の後天文十年度の豊受大神宮假殿遷宮には、別日を以て行はれ、以來、全く兩祭の獨立を見るに至れり。

檐付祭

檐付祭は、正殿の御萱を葺き初め奉るの祭にして、造神宮屬神饌を奉奠して屋船神を祭り、技手萱葺役夫を率ゐ、正殿の南檐端に御萱を葺き奉るなり。本祭のこと初めて遷宮例文及び文永遷宮記に見ゆ。

葦祭

葦祭は、近來正殿の御葦覆千木、御形短柱(豊受大神宮にありては御葦覆)に御金物を打ち奉るの祭となりたれど、古代は稍趣を異にす。即ち遷宮例文に、葦祭の神事、左右の泥障板を上げ奉る云々、同時に堅魚木を上げ奉るなりと記し、氏經神事記に、御鯉木を上げ葦を祭ると見えたり。

御金物は皇大神宮は御階の六段目に、豊受大神宮は三段目に飾り奉り。神饌を奉奠して屋船神を祭り、造神宮技手、小工を率ゐて、御金物を所定の位置に打ち奉る。

御戸祭

御戸祭も亦、遷宮例文を以て初見とす。一に御戸立祭とも云ふ。正殿の御扉を作り奉る祭なり。神饌を奉奠して屋船神を祭り、造神宮技手大床に参昇して御扉に御鑰穴を穿ち奉る。近世之を清鉋とも稱せり。

御船代祭

御船代祭は、御船代用材の伐採及び奉彫奉納の祭なり。皇太神宮儀式帳に、吉日を取りて御船代の木を造らむが爲めに、宇治大内人一人、諸内人等、戸人、夫等を率ゐて、杣山の木本を祭る云々、右かく祭り告刀は、御巫内人に申さしめ畢る。時に山向物忌先づ忌籥を以て木本を切り始め、然る後、神服織神麻績、内人、戸人並に諸役夫等切り造り畢る。御船代料材、杣山より出づる時、御前追ひて、之を正殿の地に運び進らすと見ゆ。大神宮式にも船代を造るの祭として之を掲ぐ。但し神服織神麻績の奉仕のことは後世絶えたり。

祭儀の次第、先づ宮山祭場に五色の幣を立て、忌物神饌を奉奠して、杣山の木の本に坐す神を祭り、草木を刈り、正宮竝に相殿の神別宮の御料木の伐採の式を行ひ、畢りて東西寶殿に於て、造神宮技師、技手、正宮竝に相殿神の御船代奉彫の儀式を行ひ、神官之を新宮の正殿に奉納す。

洗 清

洗清は、新宮を洗ひ清むるの式なり。遷宮例文に正殿を洗ひ奉ること、御船代を洗ひ奉ること見えたり。

當日は禰宜先づ正殿を開き、假御幌を懸け、權禰宜、宮掌用具を殿内に傳進し、禰宜は御樋代、御船代、御玉、奈井、御床及び殿内を、權禰宜は大床、御階等及び東西寶殿、外幣殿、御饌殿を洗ひ清む。

凡そ山口祭以下御船代祭に至る諸祭は、主として造宮吏員に於て之が祭儀を行ひ、神宮職員は之に參列するに過ぎざりしが、本祭以後全く造宮吏員の手を離れ、専ら神宮に於て之を奉仕するなり。

心御柱奉建

心御柱奉建のことは、儀式帳及び大神宮式にも見ゆるが如く、古くは鎮地祭、立柱祭と同日に、而も立柱祭より以前に於て行はれしなり。立柱祭心御柱一に忌柱と稱すること、皇太神宮儀式帳に正殿心柱云々、其の柱の名號を忌柱と稱すとあるに明けし。心御柱に就ては深奥の由緒ありて、古來最も之を重視せられ、若し立て方古法に違ふ時は特に之を立て改めしめ給へり。又此の心御柱の顛倒及び其の他の事故によりて、假殿遷宮を行はれしことあり。康和五年、大治元年、延應元年、建長六年、元亨元年、元徳二年、文安二年の皇大神宮假殿遷宮、天永元年の豊受大神宮假殿遷宮の如き是なり。

其の奉建の日時はもと宣下ありしが、近世中絶せり。鎮地立柱兩祭と分離したるは、何の時代なるか、今之を斷言する能はずと雖も、既に建久元年の内宮遷宮記に八月二十日鎮地祭を行はれ、同二十八日に心御柱を立て奉り、二十九日に立柱上棟祭を行へることを記したれば、それより以前なりしことを窺知せらる。遷宮例文に心御柱を立て奉るの祭物次第の行事を特記せるもの亦之を傍證するに足らん。かくて寛正の遷宮にも、心御柱奉建の後立柱祭を行はれしが、近世は、立柱の後日を改めて心御柱奉建を行はるゝことに變せり。

此の日皇大神宮は御稻御倉、豊受大神宮は外幣殿に豫め納めありし御料木を飾り奉りて忌柱となし、夜中正殿の床下に五色の幣を立て、忌物神饌を奉奠して大宮地の四至の神を祭り、忌楯を以て穴を穿ち忌柱を建て奉る。禰宜祝詞を奏し、權禰宜一員宮掌二員忌物を埋奉り、御柱根を固め、神を以て圍ひ奉る事頗る神祕に屬す。

杵 築 祭

杵築祭は、新殿の竣功を祝し且つ御柱根を固め奉るの祭なり。其の祭名、中右記長承二年條に初めて見ゆ。蓋し儀式帳に、其の時役夫ト合つる地の土を正殿の地に持ち

運び置きて、即ち禰宜内人等築き平し詠ひ備ひ、然して後日幕を舉げて正殿を隠し奉ると記し、大神宮式に、其の殿地を築き平すの日紺布の帳を以て神殿に翳し奉り、工夫をして臨み看せしむる勿れと、謂ふもの是なり。かく帳式には宮地を築き平らす行事にして、御船代祭等に先ち行はれしが、後變遷して建築竣成後の祭儀となれり。又遷宮例文には、一殿に於て饗膳ありしこと記せり。此の饗膳は今も五丈殿に於て行はれ、造神宮使以下之に列す。畢りて大宮司以下白布明衣を懸け、白杖を携へて正宮に參進し、大宮司祝詞を口申し、諸員、新宮の御床下に至り祝歌を謠ひつゝ、白杖にて御柱根を築き固め奉るなり。是れ古記の所謂室壽なるものにして、我國の古俗とす。當時謳ふ所の歌、皇大神宮二首、豊受大神宮一首、即ち左の如し。

かしこしや五十鈴の宮の杵築してけり、杵築してけり、國ぞさかゆる、郡ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに。

天照す大宮處かくしつゝ、仕へまつらむ、かくしつゝ、仕へまつらむ、萬代までに、く。

度會の豊受の宮の杵築して、宮ぞさかゆる、國ぞさかゆる、萬代までに、萬代までに。

三首の内、前二首は寛正造内宮記に初めて見ゆ。

後 鎮 祭

後鎮祭は大神宮式に宮地を鎮め祭る。後鎮此に准ずとある如く、鎮地祭に對して行はるゝ祭なること明かなり。兩宮儀式帳には此の祭のこと見えすと雖も、別宮の荒祭・月讀瀧原伊雜四宮地を鎮め祭るの條の末に、後返し鎮むること始めの如しと云へるによれば、正宮の鎮地祭に於ても、返し鎮め即ち後鎮祭の行はれしこと、勿論の次第なるべし。皇太神宮儀式帳山口祭の條の終に、宮造り畢る時返し祭りの料物始の如しと云ひ、等由氣太神宮儀式帳に、宮造り奉り畢りて、次に後返祭竝に山口祭仕へ奉る、用物始の如し、然して天平瓮を宮柱諸の本本別に置く、員貳仟餘口と記せる返祭は即ち後鎮祭のことなるべく、又この時代には鎮地にも前後の祭ありしが如く、山口の祭も前後二回行はれしに似たり。本祭の行はれしことの初めて見えたるは、神宮雜例集心御柱の事の條に、天永元年の假殿遷宮に後鎮祭を勤むとあるものなるべし。遷宮例文にも亦、後鎮祭のことを記せり。其の行事は御柱木の木本に坐す神を祭り、且天平瓮を安置して御殿の竣成を鎮め齋ひ奉るなり。

御裝束神寶讀合

御裝束神寶讀合は、遷宮に就て奉納せらるゝ御裝束神寶を授受するの行事にして、先づ之を納むる所の辛櫃を四丈殿の外庭に昇き居る造神宮使以下四丈殿に着し、祭主以下神官も亦之に列して、辛櫃一合づゝを殿内に昇き入れ送文に照して點檢し、以て授受を畢るなり。本行事は帳式には見えざるも、建久元年内宮遷宮記に、齋王候殿に於て神寶讀合を行ひしことを記し、且その註に先例忌屋殿南方に於て之を行ふ、而して近來此殿に於て之在りとあれば、以てその由來を知るべし。

川 原 大 祓

川原大祓は、假御樋代假御船代及び奉遷用具御裝束神寶竝に奉仕員を祓ひ清むるの式にして、今は讀合に引つゞき之を行はる。皇大神宮に於ては、五十鈴川の邊瀧祭の神南方に於て行ふの例なり。豊受大神宮に於ては、もと五丈殿の前にて御裝束神寶の祓を行ひ、翌日更に河原祓を行ひしが、現今は、別宮遙拜所の南方なる三ツ石の所に於て皇大神宮と同式を以て行ふことゝなれり。かく御裝束神寶を奉仕員と共に祓

ふことは何時より起りしか明かならざれど、内宮建久九年遷宮記に、先例に任せて河原御祓奉仕すとあり、以下文永寛正の遷宮記等にも瀧祭神の附近なる河合淵に臨みて河原大祓を行ふこと見えたり。

御 飾

御飾は、新に調進せられたる御装束を以て正宮の御殿内を飾り、遷御の準備をなし奉る儀式にして、大少宮司禰宜之を奉仕し、祭主之を検知せらる。事神宮の深秘にかゝるを以て、其の作法最も鄭重嚴密を極む。同時に東西寶殿外幣殿御饌殿の御飾をも奉仕す。儀式帳によれば内宮正殿内の壁代帷等の御飾は十四日を以て奉仕し、十六日遷御の當日に至り遷御に先ちて新殿内に御装束物を奉進し、又外宮は十三日を以て殿内壁代等を奉仕し、遷御當日なる十五日に同じく御装束物を奉進したり。大神宮式には、遷御前日に御飾を奉仕することに定め、且御飾に先ち祭主若くは宮司をしてその由を神前に申さしむることゝしたり。然るに建久元年同九年、文永三年、寛正三年の皇大神宮遷宮には、遷御當日を以て行はれしこと遷宮記に見えたるに、江戸時代には遷御前日となり、明治以後再び遷御當日に行はるゝことゝなれり。

遷 御

遷御は、御體を舊殿より新殿に遷し奉るを云ふ。神宮祭祀令には遷宮祭として大祭に列せられ、最も嚴重の儀式なり。儀式帳によりて遷御の古儀を拜するに、當日使(王・中臣・忌部)宮司御装束物を奉じて参入、先づ玉串所に於て禰宜以下人垣仕へ奉る男女に明衣を給ひ、次で内院に参入し版に就きて、使中臣進て奉遷の祝詞を奏上したる後、新宮に参入正殿階下の座に就く(東は使中臣、西は宮司)次で禰宜昇殿、殿内に燈火を點じ、御装束具を奉納畢りて一同退下、使は外直會殿の版に就く。次で大神宮司遷御供奉の人垣を召集し、太玉串を捧持せしめこれを牽りて参入正殿階下に至る、禰宜大物忌殿上に参昇して、大物忌先づ御戸に手付け初め、禰宜御戸を開き殿内に燈火を點じ、御船代を開き、御正躰は禰宜之を戴き奉り、東相殿神は宇治大内人、西相殿神は大物忌父奉戴して舊殿を出御あり(後世禰宜増員の後は東相殿神は九禰宜と宇治内人にて奉戴し、西相殿神は十禰宜と大物忌父にて奉戴することゝなれり)新殿との間、行幸の道、延長九十五丈に調布廿七端一丈二尺を敷く。禰宜先づ進み、宇治内人、大物忌父、諸内人物忌並に妻子等之に踵ぎ、人垣を立て、衣垣を曳き、蓋刺羽等を捧げて、新宮に

參入す。この頃使參入、新宮の内玉垣御門に祇候せらる。内玉垣御門、瑞垣御門に於て鶏鳴三唱あり。(其の鶏鳴の所役は御巫内人の奉仕せること建久九年の皇大神宮假殿遷宮記に見え、爾來變改なし。猶建久九年以後、永仁五年寛正三年等の遷宮記には、舊殿を出御の後瑞垣御門に於て、鶏鳴三聲を勤仕すること見えたり)かくて禰宜昇殿して御體を奉仕し、御裝束を注文の如く讀み申して御床代に納め奉る。畢りて中重の版に就き一同八度拜して退出す。かくて遷御の御儀畢りて後、禰宜は更に諸内人等を牽るて參進湯貴の大御饌を供進したり。以上は皇大神宮に於ける御儀式の有様を記し奉れるものなるが、豐受大神宮に於けるものも之と異らず。使は即ち後の所謂奉遷使にして、後世は王使發遣の事止み祭主専ら之を奉仕すること普通となりたるが如し。今は勅使として掌典長參向の例となれり。

明治以後に於ける遷御の儀式は、祭主大宮司、少宮司、禰宜十人、權禰宜二十人、宮掌四十人、宮掌補七十八人、勅使掌典、宮内屬、掌典補これを奉仕し、造神宮使、副使、主事、技師、屬、技手、囑託、内務大臣、神社局長、内務大臣、秘書官、三重縣知事參列す。參進の際は儀仗兵一箇大隊前後を護衛し、二鳥居に於て修祓あり。玉串行事所にて勅使、掌典、祭主、大少宮司、禰宜、太玉串を執り、進みて中重石壺に着し、皇大神宮に於ては、權禰宜も一員、太玉串

を執り石壺に着く、權禰宜順次に勅使以下の太玉串を奉奠す。勅使階下の版位に進みて御祭文を奏し畢れば、大少宮司進みて御扉を開き、禰宜と共に殿内に祇候し、遷御の準備をなす。權禰宜階下東方に立ち準備畢るを窺ひて、召立文を讀む。執物奉仕の諸員召立に従ひて列を整へ、行障、絹垣奉仕の諸員は大床に參昇し、一拜して絹垣を御扉口に寄せ、宮掌御道敷布を正殿階下より新殿階下まで敷き奉る。時に所役の宮掌、鶏鳴を唱ふること三聲、勅使御階の下に進みて出御を奏すること三聲、大少宮司、禰宜は御體を奉戴して絹垣の内に入る。かくて儀仗兵の前行に次ぎて、前陣供奉員神寶を捧げ、宮内省樂長、樂師、神樂歌を奏し、掌典、警蹕、勅使之に踵ぎ、絹垣、行障を以て覆はれたる奉戴諸員の列又之に踵ぐ。更に祭主以下後陣供奉の諸員列を正し、儀仗兵之に殿し、歩武肅々として新殿に遷御あらせらる。既に新宮に入御すれば、召立に従ひて前陣及び後陣の御神寶を殿内に奉納し、大少宮司御扉を閉ぢ、勅使御祭文を奏上す。大宮司御遷宮の儀式畢るの由を勅使に告げ、諸員中重に退き奉拜八度拍手兩端の後退下するなり。

遷奉太神宮祝詞 豐受宮 准此

皇御孫命 御命乎 以皇太御神能 太前田 申給久常乃 例田 依廿年 一遍共 大宮新仕奉 雜御裝束物五十

了リコトヲカケテモコトヲナシテアリヒトクサ、アツケテハ、
四種神寶廿一種、平、儲、備、天、祓清、持忌、預、供奉、辨官某姓名、差使、進給狀、申給、申、
(延喜祝詞式)

明治四十二年式年遷宮遷御次第

第一鼓

祭主大宮司少宮司禰宜權禰宜宮掌總員參集

勅使掌典宮內屬掌典補參集

內務大臣神社局長內務大臣秘書官參集

造神宮使副使主事技師屬技手囑託員以上總員參集

三重縣知事參集

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

勅使掌典宮內屬掌典補參進宮掌衣一員副從

次祭主 東帶明衣木 大宮司以下 各東帶明衣木 綿乘燭及御帳召立奉仕ノ權禰宜 東帶明衣木 行障緇垣執物等 奉仕ノ權禰宜以下 各衣冠參進

儀仗兵第一鳥居内ニ整列勅使齋館出門ノ際捧銃奏樂次テ前後ヲ護シ進行

次勅使以下第二鳥居外ニ列立(東上(西上)北面(南面))

次祭主以下同所ニ列立(東上(西上)北面(南面))

次對揖

次宮掌一員大麻ヲ執リ一員御鹽ヲ執リ進テ勅使以下ヲ清メ畢テ復列

先是宮掌第一鳥居内ニ於テ祓ヲ修シ第二鳥居内ニ候ス(西上(北面上)南面(東上)北面) 儀仗兵捧銃

次勅使以下參進玉串行事所ニ列立(西上(北面上)南面(東上)北面)

次祭主以下參進同所ニ列立勅使ノ南上西面乘燭及御帳召立奉仕ノ權禰宜ノ末行障緇垣執物等 奉仕ノ權禰宜以下ハ西南ノ方ニ北上東面玉串所役ノ權禰宜以下ハ勅使ニ向

ヒテ南上東(祭主以下北上東面權禰宜以下ハ其後玉串所) 面ニ著座 (役ノ權禰宜宮掌ハ西南ノ方南上東面ニ著座)

次祭主大宮司少宮司禰宜進テ勅使ト對揖(南上)畢テ復列(祭主大宮司少宮司禰宜勅使ト對揖)

次勅使玉串所役權禰宜ノ前ニ進ム宮掌太玉串ヲ權禰宜ニ傳テ勅使拍手一太玉串四枝(二枝左ヲ右ヲ執リ)

參進次テ掌典太玉串ヲ執リ參進前儀ノ如シ宮內屬掌典補相副フ

儀仗兵捧銃次テ前中隊進行板垣御門外石階ノ下方(東參道)西ニ整列

次祭主大宮司少宮司禰宜順次太玉串ヲ執リ參進前儀ノ如シ(板垣御門)下ニ於テ

次玉串所役ノ權禰宜拍手一宮掌ヨリ太玉串八枝(左右各ヲ執リ參進)御鹽前儀(此條ナシ)

次權禰宜宮掌參進ノ御鹽前儀

儀仗兵後半隊進行板垣御門外石階(西參道)方ニ整列
次著座 勅使以下東ノ石壺ニ西上北面祭主以下ハ西ノ石壺ニ東上北面乘燭御帳召立奉仕ノ權禰宜ハ其後
豫メ參入八重櫛ノ下(内玉垣御門) 西方ニ辛櫃ヲ置キ側ニ候ス東面

次權禰宜一員勅使ノ太玉串ヲ受テ内玉垣御門下方ニ納ム

次權禰宜一員掌典ノ太玉串ヲ受テ同所ニ納ム

次權禰宜一員祭主ノ太玉串ヲ受テ内玉垣御門下方西ニ納ム

次權禰宜一員大宮司少宮司ノ太玉串ヲ受ケ同所ニ納ム

次權禰宜一員禰宜ノ太玉串ヲ受テ同所ニ納ム

次玉串所役ノ權禰宜太玉串ヲ同所ニ納ム(此條無シ)

次宮掌御鑰ヲ捧テ大宮司ノ前ニ踞蹠シ御鑰ノ御封開ク由ヲ申シ進メ畢テ復座

次諸員内院ニ參入版ニ著ク版位中重

次勅使階下ノ版ニ進ミ御祭文ヲ奏シ畢テ復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次大宮司少宮司昇階御扉ヲ開キ御鑰ヲ大床ニ安シ畢テ復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次權禰宜二員昇階殿内及大床ニ燈ヲ點シ畢テ大床ノ東西ニ分候ス

次祭主昇階殿内ニ候ス

次大宮司少宮司禰宜次第ニ昇階殿内ニ候ス

次禰宜二員權禰宜二員新宮ニ參進中重ノ版ニ著ク禰宜ハ石壺ニ東上北面權禰宜ハ其後

次宮掌御鑰ヲ捧ケテ禰宜ニ進ム豫參入正宮ニ同ジ

次禰宜權禰宜内院ニ參入版ニ著ク版位中重

次禰宜昇階御扉ヲ開キ御鑰ヲ大床ニ安シ殿内ニ候ス權禰宜昇階殿内及大床ニ燈ヲ點シ畢テ大床ノ東西

ニ分候シ入御ヲ待テ奉リ禰宜ハ正宮ニ歸參シ昇階殿内ニ候ス

次召立所役ノ權禰宜正宮ノ階下東方ニ卓立西面

次勅使階下ノ東方ニ卓立召立ノ南ニ西面掌典

次祭主降階々々西方ニ卓立東面

次行障絹垣及執物奉仕ノ權禰宜以下階下ニ進ミ東西ニ分候ス

次宮掌御道敷布ヲ正宮階下ヨリ新宮階下ニ敷設ス

次權禰宜召立文ヲ讀上

次諸員袋手召立ニ隨ヒ前陣執物ヲ受ケ行障及絹垣奉仕ノ權禰宜宮掌一左右各順次大床ニ參昇一拜畢テ階下

ニ分候ス

次後陣執物ヲ受ケ前儀ノ如シ

次行障絹垣ヲ奉仕ス袋手

次宮掌一員瑞垣東門下方西(東)ニ於テ鷄鳴ヲ唱フ三聲

次勅使御階ノ前ニ進テ出御ヲ申ス三聲

次出御權禰宜御

前陣

宮掌 左右 二員
 次 采燭台 左右 四員
 次 御幣二枚 左右 六員
 次 御鈴二竿 左右 四員
 次 御鞆二腰 左右 二員(此條ナシ)
 次 御弓二張 左右 二員
 次 菅御幣二枚 左右 四員
 次 紫御幣二枚 左右 六員
 次 金銅造御太刀二腰 左右 二員
 次 玉纏御太刀一腰 一員
 次 須加利御太刀一腰 一員(此條無シ)
 次 御蓋一具 八員
 次 樂師 八員
 次 掌典警蹕 八員
 次 勅使 八員
 次 行障 八員
 次 絹垣 二十員

御 大宮司少宮司禰宜奉戴錦綾ノ肩當ヲ懸ケ覆面手袋

後陣 御蓋一具 八員
 菅御笠一枚 四員

次 祭主 八員
 次 菅御笠二枚 左右 八員
 次 御弓二張 左右 二員
 次 御鞆二腰 左右 二員(此條無シ)
 次 御鈴二竿 左右 四員(此條無シ)
 次 御幣二枚 左右 六員(此條無シ)
 次 御火 左右 四員
 次 宮掌 左右 二員
 次 入御 權禰宜御 二員
 次 入御 幌ヲ褰ク 二員

前陣 後陣ノ供奉諸員ハ階下東西ニ分列ス 列次古宮
 次 御道敷布ヲ撤ス

渡御ノ際儀仗兵石階板垣御門外ヨリ前後ヲ衛護シ進行新宮石階同御門外ニ到リ參道ニ整列捧鏡奏
 樂
 次 祭主昇階殿内ニ入ル

次福宜四員殿内ヲ出テ大床及御階ニ候ス

次召立所役ノ權福宜階下東方ニ卓立執物ノ召立文ヲ讀上

次召立ニ隨ヒ前陣後陣ノ神寶ヲ左ヲ左次第二階上ノ福宜ニ進ム福宜之ヲ殿内ニ奉納ス御鉢四竿御弓四

張御楯四枚ハ大床御戸脇左右御壁持ノ上ニ寄セ奉ル(御鉢以下無シ)

次供奉ノ諸員版ニ著ク以下版位古宮ニ同シ

次古宮御幌奉仕ノ權福宜及御鑰所役ノ宮掌參著版ニ著ク

次祭主降階版ニ著ク

次權福宜燈ヲ撤シ降階版ニ著ク

次福宜降階版ニ著ク

次大宮司少宮司御扉ヲ閉チ降階版ニ著ク

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次勅使階下ノ版ニ進ミ御祭文ヲ奏シ畢テ復座

諸員俯伏儀仗兵捧銃奏樂

次大宮司勅使ノ前ニ到リ遷御儀式畢ル旨ヲ告テ復座

次諸員中重ノ版ニ退ク

次宮掌二員大宮司ノ前ニ蹲踞シ一員ハ御鑰ヲ受ケ一員ハ封紙ヲ進ム大宮司御鑰ニ封チ附ク宮掌御鑰納

ムル由チ申シ畢テ復座

次諸員奉拜八度拍手兩端

儀仗兵拜禮奏樂

次諸員退出

儀仗兵前後ヲ護衛ス

次荒祭宮多賀宮遙拜

儀仗兵參道ノ南北ニ整列捧銃

次諸員退下

儀仗兵前後ヲ護シ退下

内務大臣神社局長内務大臣秘書官各衣冠第三鼓正宮外玉垣御垣内ニ參進渡御前新宮同御門内ニ參著

造神宮使副使主事技師屬技手囑託員各衣冠第三鼓正宮外玉垣御門内ニ參進渡御前新宮同御門内ニ參著

三重縣知事衣冠第三鼓正宮外玉垣御門内ニ參進渡御前新宮同御門内ニ參著

神宮衛士長衛士副長衛士ヲ率キ外玉垣御門以外ヲ警衛ス

三重縣事務官警察部長警視警部巡查各正ヲ率キ外玉垣御門以外ヲ警衛ス

○括弧内の文字は豐受大神宮の皇大神宮に異なる所を示す。

奉幣

奉幣は從來一社奉幣と稱す。皇大神宮豐受大神宮遷御の翌日行はるゝ所の大祭に

して、第二鳥居に於て官幣竝に勅使以下の修祓あり。玉申行事所にて官幣點檢を行ひ、權禰宜二員幣帛案を昇き之を内玉垣御門前に安じて版に着く。玉申行事は總て遷御の時の如く、畢りて内玉垣御門前にて勅使御祭文を奏し、官幣を東寶殿に奉納し、奉拜八度拍手兩端の後、五丈殿に於て饗膳あるなり。但し古くは此の奉幣なし。永祿遷宮以後の例なりと云ふ。遷御の翌々日饗膳直會ありしことは、建久九年及び文永三年の遷宮記に見えたり。

古物渡

古物渡は、遷御の翌日古殿に奉納しありし神寶類竝に特種の御物を新殿に移し奉るの式にして、大宮司以下之を奉仕す。大神宮式に、其の舊宮の神寶は新殿に遷し收む、但し繩綿の類は大神宮司及び禰宜内人等に頒ち給ふ、神祇祭主の處分も亦共に分有りとある是なり。其の稱初めて遷宮例文に見ゆ。勤仕の狀は、文永寛正の遷宮記に載せて詳なり。遷宮の後、古御裝束物を職掌人に分配せらるゝことは、遷宮記に其の例多く見えたり。猶古殿の建築物は、大殿拂の後祭主宮司禰宜等に於て拜領の例なりと云ふ。

御神樂

御神樂は、奉幣の夕、大御饌を奉奠して後之を奉納せらる。勅使及び祭主以下參列す。此のこと、明治二十二年度の遷宮に初る。其の祕曲に至りては、所上人以外神樂舎に在るを許されず。故に他の所作人及び參列員は、一時退出するなり。

神宮造營ありけるころ社頭月さいふことを

この秋は内外の宮にてる月のかけいかはかりさやけかるらむ

(明治天皇御集)

神祇

神風のいせの宮居のみや柱たてあらためむ年はきにけり

(同)

をりにふれて

新宮にいつきまつりて皇神のみいつもさらにあらたまらむ

(昭憲皇太后御集)

御装束竝神寶

御装束神寶の調進

遷宮に際しては、御装束及び神寶を奉納せらる。御装束神寶は、現今造神宮使廳をして調進せしめらるゝことゝなれるが、古へは營造神寶竝裝束使をして之を調進せしめられき。其の使は五位以上の辨官一人、史一人、史生二人、官掌一人を以て組織せられ、神祇諸司に至ては主典以上の事に堪ふるもの四人、史生四人、女孺二十一人、仕女二人、雜使六人、雜工六十三人、自餘の雜色人等は事に隨ひて喚攝せしめらるゝこと延喜式に見えたり。之より前豫め使を遣はし、前式年度奉納の神寶竝に神殿の金物等の本様を勘録して、當度の参考資料に供せしめらる。史生竝に道々の工等參向して、宮司・禰宜立會の上西寶殿より神財を取出し、拜見描寫し、又疑義を質す。之を本様使と云ふ。遷宮例文に、大宮司・禰宜・史生・道々細工等先例に任せ内院に參り、本様を寫し奉るの後本様注文を檢し、加署し畢んぬとあるもの是れなり。本様使の注文に據り神祇官西院に於て其事を始め、神寶裝束の調製終れば、神寶使を差はして之を奉納せし

めらる。新儀式に、大神遷宮の事式に依りて二十年を歴て之を行ふ云々、其の年七月に至りて、神寶竝に御装束を造らしめ、九月上旬造り畢りて、豫め進發の吉日を定むとあり。

御装束神寶の奉納

神寶使發遣の國史に見ゆるは三代實錄光孝天皇仁和二年九月五日の條に、太神宮に神寶を奉るの使左大史正六位上善世宿禰有與、史生二人、官掌一人進發す、凡そ伊勢太神宮の神寶は二十年一度改め作る、前修の後茲に十九年、未だ限に満たすと雖も改造既に畢る、仍て之を奉る、是の日諸司廢務、而して神祇官解文を進らす、過狀を責む、とあるを最も古しとす。發遣當日は、諸司廢務を仰せ出さるゝの例なり。其の使は辨大夫一人、史一人、史生二人、官掌一人、使部二人、神祇官史一人、史生一人、神部一人にして、發するに臨み宮中に於て祓禊あり。又中臣氏を京畿内及び近江・伊勢竝に大神宮司に遣はして、同じく祓禊せしめらるゝこと大神宮式に見えたり。猶小辨己上一人、史生一人、鍛冶長上一人を遣はして、新宮正殿の御金物を飭り奉らしめらる。之を新宮飭奉使又は宮飭使と云ふ。御金物の品目員數は大神宮式に見ゆ。其の史生は後世の

所謂行事官に當り、鍛冶長上は鑄物師いかりに當る。共に朝廷の職業を帶す。蓋し行事官は雑工の長にして神祇職を兼ね、職人を率ゐて御飭を奉仕するを任とす。皇大神宮の御金物は長曆二年遷宮の時飭り加へられ、豊受大神宮の御金物は康平二年遷宮の時飭り加へられたり。以上諸使の事固より時代に於て變遷多し。

御装束神寶の品目

奉納神寶の種類は、皇大神宮の分は儀式帳に寶殿物十九種と見え、延喜大神宮式に神寶二十一種と記す。長曆送官符及び寛正三年の送官符に載する所も亦神財二十一種にして、品目殆ど一致す。明治四十二年度式年遷宮に調進せられたるは十九種なり。御装束は、儀式帳所載新宮遷奉御装束用物六種、太神正殿装束四種、御床装束四種、穗代御装束五種、出坐御床装束物二十四種、相殿坐神御装束一種、寶殿二字御料一種、御門四間御料一種、計四十六種なり。明治四十二年式年遷宮には、其數増して六十九種となれり。豊受大神宮の御神寶は、儀式帳に其の品目員數を掲げず。延喜大神宮式相殿神三座装束の末に、戈二竿、楯二枚、弓二枝、胡籥二具、箭六十隻、鞆二枚を掲ぐ。然るに本宮の神寶は時代の降るに隨ひて、次第に其の品目を加へられ、殊に天正十三年の

遷宮以後に於ては、著しく増加せられたり。明治四十二年度の式年遷宮に調進せられたるは三十種なり。御装束は、儀式帳によれば五十種なるも、是亦次第に増し加へられて、四十二年の遷宮には六十三種を奉納せらる。以上兩正宮の外諸別宮に奉納せらるゝ御装束神寶を左に列記すべし。

皇大神宮御装束

生絹壁代單帳貳條 生絹單帳壹條 生絹單天井壹條 生絹單内蚊屋貳條 生絹裕御幌壹條 細布裕土代帳壹條 生絹裕帳壹條 生絹廣衣御被壹條 生絹廣衣御被壹條 奉遷料御装束 赤紫綾御蓋貳具 羅紫御翳貳柄 菅御翳貳柄 菅御笠貳枚 奉座楊宮拾壹合 相殿神座楊宮貳合 垣代生絹單帳壹條 行障生絹單帳貳條 敷御道白布參拾端 御穗代料御装束 小窠錦御被壹條 小文紫綾御被壹條 小文緋綾御被壹條 小文緋綾壹匹 帛御被壹條 五色五窠紋錦御被壹條 新羅組參拾八條 細布裕帳壹條 生絹裕帳壹條 生絹廣衣裕御被壹條 帛御被壹條 屋形紋錦御被壹條 大五窠紺地錦御被壹條 小紋紫綾御衣貳領 小紋紺綾御衣貳領 帛御衣四領 帛御裳四腰 紫羅御裳貳腰 紫綾御帶六條 生絹單比禮八條 帛意須比八條 細布御巾四條 帛御巾四條 御帶貳拾條 錦御履貳

兩 錦御襖八兩 帛御抹八條 御櫛笥貳合 紫絲御髻結八條 帛單御加美阿互八條 白玉八拾壹丸 錦御枕貳基 御鏡貳面 相殿神御裝束 左座神料生絹囊壹條 右座神料生絹囊壹條 細布裕土代帳貳條 生絹裕帳四條 生絹裕御被貳條 帛御被貳條 寶殿二字生絹裕御幌貳條 四御門生絹單御幌四條 御衣宮參合假御船代御櫛代御裝束 御被壹條 絁綱錦壹匹 兩面錦壹匹 綾六匹 細布貳端 相殿神御被貳條 綾四匹 細布四端

皇大神宮神寶

金銅御櫛貳基 金銅御麻笥貳口 金銅御杖貳枚 金銅御鑄貳枚 銀銅御櫛壹基 銀銅御麻笥壹口 銀銅御杖壹枚 銀銅御鑄壹枚 梓御弓貳拾四張 玉纏御太刀壹柄 須加利御太刀壹柄 金銅造御太刀貳拾柄 錦御鞞貳拾四腰 蒲御鞞貳拾腰 革御鞞貳拾四腰 御柄貳拾四枚 御楯貳拾四枚 御鉞貳拾四竿 瑪尾御琴壹面

豐受大神宮御裝束

壁代生絹帷貳條 天井覆生絹帷壹條 蚊屋生絹帷貳條 生絹裕御幌壹條 殿戶上間張生絹帷壹條 戶上壁代生絹帷壹條 生絹裕帷壹條 牀上土代細布裕帷壹條 御櫛代料御裝束帛御被壹條 刺車錦御被貳條 船代內敷小綾帛御被貳條 上覆帛

御被壹條 小綾紫御被壹條 緋錦御衣壹領 紺綾御衣壹領 小綾綠御衣壹領 生絹御衣壹領 吳錦御衣壹領 小綾紫御衣壹領 小綾帛御衣壹領 緋綾御衣壹領 緋綾御裳壹腰 帛御裳貳腰 紺綾御裳壹腰 生絹御裳壹腰 吳錦御裳壹腰 小綾紫御裳壹腰 紺綾御裳壹腰 倭文錦御裳壹腰 生絹御比禮四條 帛御忍比四條 帛御巾貳條 細布御巾貳條 帛御襪貳兩 錦御枕貳基 帛御袿四條 錦御襪貳兩 錦御鞞貳兩 紫御帶貳條 御櫛笥壹合 紫御髻結四條 奉遷御裝束 紫御蓋壹具 紫御翳壹柄 菅御翳壹柄 菅御笠壹枚 敷御道白布貳拾壹端 奉座楊笥參合 垣代生絹單帳壹條 行障生絹單帳貳條 相殿神三座御裝束 帛御被參條 生絹御被參條 帛御衣參領 生絹御衣六領 生絹御裳九腰 土代細布裕帷參條 寶殿二字生絹幌貳條 三門生絹幌參條 假御船代御櫛代御裝束 御被壹條 絹五匹細布貳端 相殿神御被貳條 緋絹參匹 細布貳端

豐受大神宮神寶

御弓參張 御胡籙參腰 御鞞貳腰 御柄參枚 御楯參枚 御鉞參竿 御太刀壹柄 御太刀壹柄 御太刀壹柄 御鞍壹具 白馬形壹匹 御鏡壹面 御香爐壹枚 瑪尾御琴壹面 御梓參枚 御高機壹具 御鑄參枚 御牀几壹具 御櫛參基 御麻笥參

口 御硯四面 御檜扇壹柄 御冠壹具 御笏壹握 御玉佩宮貳合 五色御玉壹連
 御香箸壹雙 御簪貳枚 御脇息壹脚 御木絡練貳基
 皇大神宮別宮荒祭宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上
 御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 土代細布單帳一條 絹
 袷御被一條 絹御被二條 錦御被一條 生絹御被二條 帛御被一條 緋綾御衣一
 領 錦御衣一領 生絹御衣一領 錦御裳一腰 緋綾御裳一腰 帛御裳一腰 御櫛
 笥一合 御鏡一面 紫絲御髻結二條 紫綾御帶二條 頓練生絹靶一條 荒宮一合
 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷八端 假御樋代
 御被一條
 神寶 金銅造御太刀一柄 銅黑造御太刀六柄 梓御弓二張 革御鞞一腰 白葛
 御鞞二腰 青毛御彫馬一匹 御楯二枚 御鉾二竿 菅御笠一枚 吳床一具
 月讀宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代一條
 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 土代細布單帳一條 生絹袷御被一條
 絹袷御被一條 生絹御被二條 帛御被二條 青纈縹錦御衣二領 生絹單御衣二領
 帛御袴二腰 御櫛笥二合 御鏡五面 紫絲御髻結四條 綠綾御帶四條 紫御裳一

腰 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷拾六端 假
 御樋代御被一條
 神寶 金銅造御太刀一柄 銅黑造御太刀三柄 梓御弓四張 革御鞞三腰 蒲御
 鞞一腰 龜斑毛御彫馬一匹 小刀二柄 御楯二枚 御鉾二竿 菅御笠一枚 御鈴
 二口 陶猿頭形硯二面 金銅火桶一口 大笥四口 御鞍一具
 月讀荒御魂宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代
 一條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 生絹袷土代帳一條 生絹袷御
 被二條 絹袷御被三條 白綾御被二條 青纈縹錦御衣二領 生絹單御衣二領 白
 綾御袴二腰 帛御裳一腰 紫地錦袷御被一條 白綾袷御被一條 御櫛笥二合 御
 鏡四面 紫絲御髻結四條 綠綾御帶四條 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生
 絹單行障二條 白布御道敷拾六端半 假御樋代御被一條
 神寶 金銅造御太刀一柄 銅黑造御太刀三柄 梓御弓二張 革御鞞一腰 蒲御
 鞞二腰 御楯二枚 御鉾二竿 御鈴二口 陶猿頭形硯二面 金銅火桶一口 大笥
 三口 御鞍一具
 伊佐奈岐宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代一

條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 土代細布單帳一條 生絹袷御被二條 絹御被二條 錦御被一條 帛御被三條 青纈纈錦御衣一領 生絹單御衣一領 帛御袴二腰 紫紗御裳一腰 紫絲御髻結四條 綠綾御帶四條 帛御裳一腰 頓練絹御被一條 御櫛笥一合 御鏡四面 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷拾八端 假御樋代御被一條

神寶 金銅造御太刀一柄 銅黑造御太刀三柄 梓御弓二張 革御鞆二腰 蒲御鞆二腰 鶴毛御彫馬一匹 小刀一柄 御楯二枚 御鉾二竿 御鈴二口 吳床一具 御鞆二枚

伊佐奈彌宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 生絹袷土代帳一條 生絹袷御被二條 絹袷御被三條 帛袷御被二條 青纈纈錦御衣二領 生絹單御衣二領 紫紗御裳二腰 緋綾御裳二腰 纈纈錦御裳二腰 白綾御裳四腰 紫地錦袷御被一條 紫綾御帶二條 紫絲御髻結二條 御櫛笥一合 御鏡四面 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷二拾端 假御樋代御被一條

神寶 金銅造御太刀一柄 銅黑造御太刀三柄 梓御弓二張 錦御鞆二腰 蒲御

鞆一腰 小刀一柄 御楯二枚 御鉾二竿 御鈴二口 金銅御麻笥二口 金銅御杖二枚 金銅御櫛二基 御木絡練二基 御簀二枚 五色吹玉一連

瀧原宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 御床生絹帳一條 土代細布袷帷一條 緋綾御衣一領 紫綾單御衣一領 帛御衣一領 紫綾裁替御裳一腰 帛御裳一腰 紫紗御裳二腰 帛御被一條 生絹袷御被一條 生絹帳一條 紫絲御髻結二條 綠綾御帶二條 御櫛笥一合 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷十端 假御樋代御被一條

神寶 銀銅御櫛一基 銀銅御麻笥一口 銀銅御杖一枚 御鈴二口 銅黑造御太刀二柄 荒篋一合 梓御弓三張 革御鞆二腰 蒲御鞆一腰 御鉾二竿 黑葦毛御彫馬一匹

瀧原竝宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戶上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 細布土代帳一條 緋綾御衣二領 紫紗御裳二腰 帛御裳一腰 帛御被一條 生絹袷御被一條 紫絲御髻結二條 綠綾御帶二條 御櫛笥一合 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白

布御道敷十端 假御樋代御被一條

神寶 銀銅御櫛一基 銀銅御麻笥一口 銀銅御杵一枚 御鈴二口 銅黑造御太

刀二柄 荒宮一合 梓御弓三張 革御鞞二腰 蒲御鞞一腰 御鉾二竿 黑葦毛御

彫馬一匹

伊雜宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戸上御壁代一條

生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 細布土代袷帷一條 生絹袷御被一條

帛御被一條 緋綾單御衣一領 縹緗錦御裳一腰 帛御裳一腰 紺綾御裳一腰 床

敷緋帳一條 帛單御衣一領 紫絲御髻結二條 綠綾御帶二條 御櫛笥一合 御鏡

四面 生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷八端 假

御樋代御被二條

神寶 金銅御櫛二基 金銅御麻笥二口 金銅御杵二枚 金銅御高機一具 銅黑

造御太刀三柄 梓御弓三張 革御鞞二腰 蒲御鞞一腰 御鞞一枚 黑葦毛御彫馬

一匹

風日祈宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戸上御壁代一條

生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 土代細布單帳一條 絹御被一條 生

絹御被三條 帛御被四條 青纈纈錦御衣二領 紫紗御裳二腰 緋綾御裳二腰 縹

網錦御裳二腰 帛御裳四腰 生絹單御衣二領 帛御袴二腰 紫絲御髻結四條 紫

綾御帶二條 綠綾御帶四條 御櫛笥二合 御鏡四面 生絹帳一條 頓練絹靶一條

生絹單御幌一條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷八端 假御樋代

御被二條

神寶 銅黑造御太刀三柄 梓御弓三張 革御鞞二腰 蒲御鞞一腰 金銅御櫛二

基 金銅御麻笥二口 金銅御杵二枚 金銅御高機一具 御鞞一枚

倭姬宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戸上御壁代一條

生絹單御蚊屋二條 生絹單御蚊屋天井一條 土代細布單帳一條 生絹袷御被二條

帛袷御被二條 絹袷御被三條 青纈纈錦御衣一領 生絹單御衣一領 帛御裳一腰

紫紗御裳一腰 御櫛笥一合 紫絲御髻結二條 綠綾御帶二條 御鏡一面 生絹單

御幌一條

神寶 銅黑造御太刀二柄 梓御弓二張 蒲御鞞一腰 錦御鞞一腰 御楯二枚

御鉾二竿 御玉一顆

豐受大神宮別宮多賀宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御壁代一條 生絹單御壁代

二條 生絹單戸上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 天井生絹御帳一條 細布土代御帳一條 帛御被一條 生絹御被一條 生絹袷御被一條 緋御衣一領 生絹御衣一領 錦御衣一領 帛御衣一領 紫紗御裳一腰 帛御裳一腰 御櫛宮一合 紫御髻結二條 綠御帶二條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷六端 假御樋代御被一條

神寶 御鏡一面 御胡錄二腰 御鞞二腰 御弓二張 御箭一百隻 御太刀二柄 御鉾二竿 御楯二枚

土宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戸上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 天井生絹御帳一條 細布土代御帳一條 帛御被一條 生絹御被一條 生絹袷御被一條 緋御衣一領 生絹御衣一領 錦御衣一領 帛御衣一領 紫紗御裳一腰 帛御裳一腰 御櫛宮一合 紫御髻結二條 綠御帶二條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷六端 假御樋代御被一條 神寶 御鏡一面 御胡錄二腰 御鞞二腰 御弓二張 御箭一百隻 御太刀二柄 御鉾二竿 御楯二枚

月夜見宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹

單戸上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 天井生絹御帳一條 細布土代御帳一條 帛御被一條 生絹御被一條 生絹袷御被一條 緋御衣一領 生絹御衣一領 錦御衣一領 帛御衣一領 紫紗御裳一腰 帛御裳一腰 御櫛宮一合 紫御髻結二條 綠御帶二條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷六端 假御樋代御被一條

神寶 御鏡一面 御胡錄二腰 御鞞二腰 御弓二張 御箭一百隻 御太刀二柄 御鉾二竿 御楯二枚

風宮御裝束 生絹袷御幌一條 生絹單御幌一條 生絹單御壁代二條 生絹單戸上御壁代一條 生絹單御蚊屋二條 天井生絹御帳一條 細布土代御帳一條 帛御被一條 生絹御被一條 生絹袷御被一條 緋御衣一領 生絹御衣一領 錦御衣一領 帛御衣一領 紫紗御裳一腰 帛御裳一腰 御櫛宮一合 紫御髻結二條 綠御帶二條 生絹單垣代一條 生絹單行障二條 白布御道敷六端 假御樋代御被一條 神寶 御鏡一面 御胡錄二腰 御鞞二腰 御弓二張 御箭一百隻 御太刀二柄 御鉾二竿 御楯二枚



古寫文治三年記

神宮に於ける遷宮は、古來屢行はれたれど、其の遷宮世の存するものは、建久元年内宮遷宮記を尤も古しと爲す。本書は早くより別名を文治三年記と稱せられ、柿色表紙の古巻にして、神宮文庫の所蔵たり。而して本書の筆者に就きて、荒木田末壽は、此記は當時六福宜成良神主の筆作なるべし。遷御の條に、一、二、三、五、七神主を並べ記せる中に、六にのみ成良と注されたるにてしられたりと云へり。

御造營機關竝經費

造神宮使

兩宮の御造替は、國家の重事なれば特に造宮使を命じて、一切の事務を掌らしめらる。皇太神宮儀式帳によれば、造宮使は長官一人、次官一人、判官一人、主典二人、木工長上一人、番上工四十人を以て組織せらる。而して其の使は、中臣忌部兩氏の氏人を以て補せられしこと、儀式帳の遷宮諸祭の條に見えたり。此のこと大神宮式に、使判官主典各一人、但し使判官は、中臣忌部兩氏を任すとあるにも思ひ合すべし。忌部の御殿造營に預ることは、古語拾遺及び大殿祭祝詞に見ゆるが如し。後世忌部の造宮使たること止みたるを以て、神宮に於て忌部職を置き、其の所役を奉仕せしめしが、近世は御造營の時に限り此の職を設けて、便宜の内人をして兼ねしめたり。新儀式によれば、造宮使の任命は式年前二、三年内に於て之を行はれしが如し。又遷宮例文には、十七年○前式年より十七年孟冬、中臣氏人、重代の器量を選びて補せらるることあり。其の初見は蓋し延暦十年皇大神宮炎上の時、造大神宮使長官從五位下行鍛冶

正廣上王次官散位從五位上桑原公足床判官散位從六位上中原朝臣弟枚主典散位正六位上秦忌寸束成散位從六位上忌部宿禰比良磨木工長正六位上尾張連淡海を補して、正殿以下を造らしめ給へるものなるべし。又光孝天皇仁和元年十一月には、散位從六位上大中臣朝臣罕雄及び判任一人、主典一人を遣はして、伊勢大神宮を造らしめ給へり。罕雄は、宇多天皇の寛平五年に、神宮の少宮司に補せられたる人なり。平安朝末に至りては、造内宮使と造外宮使とを別に補せらるることとなり、殊に祭主輔經○後三條天皇延久三年任及び親定○堀河天皇治五年任の造外宮使造内宮使となりてより、祭主にして造宮使を兼ねるものあり。後には全く祭主の之を兼任すること通例となりて、造宮使は祭主の別稱なるが如き觀を呈するに至れり。猶後冷泉天皇の天喜四年には、大宮司兼任をして造大神宮使を兼ねしめられたるが如き例もなきにあらず。但し以上は式年遷宮の場合に於けるものにして、假殿遷宮には別に造宮使の任命なく、大宮司をして一切の事務を所辨せしめ給へること、建久九年内宮假殿遷宮記に、假殿造營は先例に任せ宮司の所課なり、正殿已下の御修理に至りては、先例に任せ修理す、造宮使の勤なりと見ゆるが如し。

造宮使以下中世に於ては、伊勢遷宮行事なるものを補せられしことあり。納言を以て上卿とす。又行事辨行事史なるものあり。役夫工行事役夫工上卿造宮上卿造内宮行事造外宮行事など稱するものも見えたり。造營既に畢れば、造宮使禰宜等實檢を加へ、不法の點を改造せしむ。之を覆勘行事と云ひ、之を監査するの使を覆勘使と云ふ。宮飭使にして之を兼ねるものを宮莊覆勘使と云ふ。皇大神宮天喜五年の式年遷宮に宮莊覆勘使參向のこと、雜事記に見えたり。

御造營に關しては、以上述ぶる如く種々の使を補せられたること見ゆれど、其の工事の實務に當るものは、兩宮の作所きしよなり。而して上文所引の儀式帳に木工長上一人、番上四十人を遣はさるること見え、古事談にも、延暦十年炎上の時大工以下、番上内人等を遣はされしこと見え、たれば、古へは木工寮の工匠をして造營の事を奉仕せしめ給へること顯著なれど、木工四十人の外は之を雇ひ送られ、後には土着の者を使用せられし趣なり。但し大神宮式に、丁匠は封戸の人夫を役すとあれば、もと神領の民を使用するを本則とす。工の内に山造工と庭造工とありしこと、儀式帳を初め諸遷宮記に見ゆ。大神宮式にも、造船代祭の條に庭作工見ゆ。山造工、一に柚造工とも云ふ。蓋し山造工は御杣山にありて御料材を伐採し、庭造工は、宮内にありて御料材の作製に従事するものなるべし。作所の起源は詳ならざれども、少くも鎌倉時代に於ては

存在せるものゝ如し。作所は兩宮に一人づゝあり。其の下に頭頭代小工及び忌鍛冶あり。後朱雀天皇長曆以後、二條天皇嘉元に至る間の遷宮古例を記せる遷宮例文に既に作所頭工頭代小工鍛冶等の稱見えたり。又小作所なるものゝ在りしことも見えたり。作所は後には兩宮祠官中重代家の家職となり、皇大神宮にありては藤波家、豐受大神宮にありては松木家の人を以て之に補せらるゝの例なりき。小作所は皇大神宮にのみありて、豐受大神宮の方は中絶したり。

頭は皇大神宮にはもと一頭より三頭まで三人あり。頭代各一人を置きて總て六人なりしが、後には四頭を置き頭代と共に八人となり、各頭に小工九人宛を附するに至り。遷宮例文に四頭方合して四十四人と見えれば、四頭の定員は、はやくこの頃より定まりて江戸時代に至るまでも異ることなかりしなり。忌鍛冶は定員なし。遷宮御用の鐵具を調進するを任とす。頭以下共に造宮使の補任にかゝれり。豐受大神宮は一頭より三頭までにて、四頭を闕くを異れりとし、其の他は皇大神宮に同じ。明治三十一年勅令第百二號を以て、造神宮使廳官制を定め、内務大臣監督の下に神宮の造營竝に神寶裝束調進のことを掌らしめらる。使は神宮祭主、副使は内務省高等官を宛て、其の下に主事、技師、屬技手あり。かくて往昔臨時官なりし造宮使は、今は常

置官となりて、内務省内に其の廳を置かるゝことゝなれり。

造神宮費

神宮の御造營費は、上古は總て神郡及び神戸の神税を以て支辨するを原則とし、不足の場合は正税即ち國庫より之を補充することゝせり。即ち延喜大神宮式に、凡そ大神宮年限満ちて應に修造すべくば使を遣して、孟冬始めて之を作れ、神宮七院、社十二處、其の使の供給は神税を充て用ゐ、丁匠は封戸の人夫を役し、糧食は便ち神税を用ゐよ、若し神税足らざれば正税を用ゐよ、自餘の諸社は宮司修理せよとあり。又皇太神宮儀式帳に、造宮使云々、即ち吉日を取り、二所太神宮を拜し奉り、即ち役夫を伊勢、美濃、尾張、參河、遠江等五國に發し、國別に國司一人、郡司一人、役夫を率ゐ、參向して造り奉るを見えて、當時神宮神戸所在の國郡司がその役夫を引率して御造營に従ふ嚴重の狀を窺知するに足れり。然れども朝綱漸く紐を解くに及びては、神税の收納、役夫の徵發、共に意の如くならざるを以て、或は成功を以て之を辨じ、或は役夫工米なる名稱の下に、御造營費を諸國に賦課する等の方法を取るに至れり。役夫工米の徵集は、太政官符を諸國に下し、造宮使より大使、小使等を差遣し、權門勢家の莊園たると、神社、佛寺

の所領たるに論なく、一樣に之を賦課せらるゝの定なりしが、平安朝の末期に於ては諸國地頭の之を納付せざるもの多く、建久元年に行はるべき式年遷宮の費用に支障を生せんとしたり。茲に於て勅命を源賴朝に下して之を沙汰せしめられしが、賴朝は直に命を奉じ諸國に嚴誡して、違ふものは之を所罰せしめたり。然るに南北朝以後戦亂相踵ぎ、役夫工米の徵集、次第に困難に陥り、永享三年の皇大神宮式年遷宮を限として、其の徵集全く行はれず。幕府・神宮共に御造營費の支出に腐心し、或は京洛中に地子錢を課し、或は諸道の要衝に關を置き關錢を徵して、之を調達せんとしたるも、終にはそれさへ目的を達する能はずして、皇大神宮は寛正三年、豊受大神宮は永享六年の正遷宮以後、永祿・天正の正遷宮復興に至るまで、一百二十餘年間、正遷宮の退轉を見るに至れり。此の間に於ける假殿遷宮及び諸殿舎の修理費は、諸國に於ける敬神家の寄進に俟ち、時には禰宜と宇治山田の神人等とに於て之を支辨せることあり。即ち長享元年豊受大神宮假殿遷宮の費用は伊勢國司北畠氏の寄進する所にかゝり、文龜元年の同遷宮は山田三方神人、永正十八年の皇大神宮同遷宮は細川高國、大永元年の高宮遷宮、天文六年の月夜見宮遷宮は今川氏親、同七年の風宮○豊受大神宮別宮遷宮は武田信虎、同十年の豊受大神宮遷宮は尾張の織田信秀及び日向の伊東義祐、同十一年の

皇大神宮遷宮は近江の永原越前守及び六角定頼、同十五年の土宮遷宮は近江の磯野丹波守、同二十年の同宮遷宮は御師上部家の檀家備中人某、弘治三年の高宮遷宮は綿屋某、永祿八年の豊受大神宮遷宮は織田信長、天正三年の風宮○豊受大神宮遷宮は美濃の人稻庭某、同五年の土宮遷宮は磯野丹波守、同六年の高宮遷宮は安井將監、同九年の豊受大神宮遷宮は北畠信雄、同十九年の高宮遷宮は淺野長吉の寄進によりて遂行せられたり。殊に織田信秀の如きは、功を以て三河守に敍せられたり。永祿六年豊受大神宮式年遷宮の復舊に當り、慶光院清順が繪旨を奉じ諸國を跋渉して、これが費用を調達せることは天下周知の事實なり。天正十三年の兩宮式年遷宮に、其の嗣周養が再び繪旨を奉じて勸進に力めたることも、亦隠れなき事實なるが、此の時の遷宮が織田・豊臣二氏の神忠に負ふ所の最も大なりしことを看過すべからず。天正十年信長は、用脚三千貫文を寄進し、其の臣平井長康と山田の御師上部貞永とをして、造宮の事務を處理せしめしが、事半にして不慮の死を遂げたり。秀吉亡主の志を繼ぎ、天正十二年更に錢一萬貫黄金五百枚を寄進し、以て遷宮の費用に充てしめたり。かくて兩宮の式年遷宮は、二氏の力によりて全く復興の運に會するを得たり。明治三十八年明治天皇行幸の際、特に清順の功を追賞し、從三位を贈らせられ、又慶光院初代守悦と四

代周養とに従四位を贈らせらる。慶長十四年以後の式年遷宮費は總て徳川氏の進獻にかゝれり。慶長十四年家康は兩宮御造營料として、米六萬俵を寄進し、寛永六年の式年遷宮には家光より造營料三萬石を寄進し、爾來遷宮の度毎に徳川氏より米三萬石を寄進したりき。明治二十二年式年遷宮以後御造營費は、一切國庫支辨となれり。

源頼朝勅命を奉じて諸國地頭の役夫工米未濟を督促す、

建久元年二月廿二日丁酉、遣伊勢太神宮役夫工米事、諸國地頭等有未濟之旨、去年十二月、帥中納言奉書到着之間、日者被_レ經_レ沙汰、今日被_レ奉_レ御請_レ文云々、盛時染筆云々、

去年極月十二日御教書、同廿四日到來、役夫工米間事、權右中辨親經奉書、謹拜見候畢、知行國々者、先日任_レ被_レ仰_レ下候旨、已令_レ致_レ沙汰候也、其中、下總國、以_レ被_レ仰_レ下旨、早可_レ加_レ下知候也、抑御免庄々、就_レ先度仰_レ令_レ除候之處、信濃越後上總等國々、可_レ令_レ加_レ免之由、親能下向之度、被_レ仰_レ下候へば、追文令_レ除候畢、

家人輩地頭所々事、造營所注文、給預候畢、早可_レ令_レ下知候也、且被_レ宣_レ下候ければ、爭令_レ對_レ擇候哉、此中地頭輩、不_レ分明之所々も相交候、早可_レ尋_レ沙汰仕候也、宇都宮、熱田宮、八幡宮、御領所役事、尤可_レ然候、可_レ令_レ進_レ濟之由、被_レ仰_レ下候上、重可_レ令_レ下知候也、凡_レ背_レ被_レ仰_レ下之旨、致_レ對_レ擇候は、人輩は、重て注文にて、可_レ令_レ下知候也、朝家御大事に候之上、廿今年一度之役に候、勞不可_レ致_レ懈慮、

候也、此事のみに候はず、背宣_レ下旨候はむ輩は、いかにも任_レ法て、可_レ有_レ御沙汰、且又隨_レ御定、抑て可_レ察沙汰候也、背_レ君御定候はむ者なば、家人にて候ても、いかでか不被_レ行_レ其罪候哉、頼朝身上にて候ても、不當候はむ時は、御勘當も可_レ察事にてこそ候へ、まして家人輩事、不_レ及_レ左右候事也、遠々之間、承及候事は、邂逅之事候、又不_レ承候事は多候、其間進退恐思給候者也、以此旨可_レ然之様、可_レ令_レ披露給候也、頼朝恐々謹言、

二月廿二日

頼朝

進上 帥中納言殿

(吾妻鏡)

御用材

神宮御造營の用材は、一定の御料林ありて其の林内の樹木を使用せられたり。これを御_レ杣山と稱す。初め皇大神宮の御杣山は神路山にして、豊受大神宮の御杣山は高倉山なりしが、後神路山樹木盡きたるを以て、後一條天皇寛仁三年の皇大神宮式年遷宮の御用材は、志摩國答志郡より採取せられたり。是を記録上に現る、御杣山移動の最初とす。次に後朱雀天皇長暦二年の皇大神宮正遷宮に、鈴鹿山の樹を使用することは、非例によりて停止せられたりと雖も、龜山天皇文永五年の豊受大神宮式年遷

宮には、阿曾山の木を使用せられたり。阿曾は今三重縣度會郡瀧原村に屬し、皇大神宮別宮瀧原宮の御鎮座地より南方に當りて、宮川の支流大内山川の上流に位す。後宇多天皇弘安八年の皇大神宮式年遷宮には、美濃山の材を使用せむとの議あり。此ことは勅許なくして行はれざりしが、美濃山の記録に現はるゝは、此の時を以て初めとす。美濃山は後の木曾山なり。現今信濃に入れる木曾谷の地は、當時は美濃國に屬せしなり。後二條天皇嘉元二年皇大神宮假殿遷宮あり。同年十二月同宮正遷宮あり。此兩遷宮に、初めて江馬山エマヤマの材を用ゐらる。後醍醐天皇元亨三年の皇大神宮式年遷宮、同元徳二年の同宮假殿遷宮も亦、先例に依りて江馬山の材を用ゐられたり。江馬は一に繪馬在間とも書す。宮川の上流にして、今三重縣多氣郡萩原村に屬せり。後醍醐天皇吉野山に遷幸あらせられてより後の遷宮は、北朝側によりて行はせられたり。其の最初を光明天皇康永二年の皇大神宮式年遷宮とす。然るに伊勢は南朝方なる北畠氏の據る所にして、江馬の御杣は其の勢力範圍なりしかば、北朝より其の地に入ること困難なる事情あるにより、御杣を三河國設樂山セツラクヤマに移されたり。寛仁嘉元カニカに御杣を他に移されしは、從來の御杣山内に於ては、既に御造營材の供給に支障を來せる爲なりしが、康永の移動は敵軍によりて道路の梗塞せられしが爲なること、中

院一品記所載、曆應二年九月二十七日の仗議に於ける柳原資明の定文に見えたり。此の後三十七年を経て行はれたる康暦二年の豐受大神宮式年遷宮には、美濃山の木を使用せられたり。是れ美濃山の木を使用せられたる事實の初見にして、此の後室町時代を通じて、兩宮共に美濃山の材を用ゐられたり。即ち應永七年及び同二十五年の皇大神宮假殿遷宮、寛正三年の同宮式年遷宮、永正十八年の同假殿遷宮、永祿六年の豐受大神宮式年遷宮等皆然りとす。此の間文安二年の皇大神宮假殿遷宮に常勝寺山の木を用ゐられしを一異例とす。其の常勝寺山は、今何の地に當るか考へ難し。然るに天正十三年の兩宮式年遷宮に至りて、御杣は忽然としてもこの江馬山と大杉山とに一轉したり。大杉山は宮川の水源にして、江馬山の奥に位す。江馬山と同じく多氣郡に屬せり。此の時江馬山と共に大杉山を指定せられしは、江馬山の良材も漸く盡きんとして、其の處のみにては御用材の供給に不足を感せしが故なるべし。其の御杣が美濃より伊勢に復歸したるは、主として地理上の利便に原因し、且織田・豊臣兩氏の爲に天下統一の緒に就き、其の入山に困難を感せざるに至れるが故なるべし。かくて御杣山は此の後暫く大杉山に固定したり。慶長十四年の式年遷宮に於ける御杣山に就ては、今史料の徵すべきもの無きも、蓋し大杉山なるべし。寛永六年

慶安二年の兩宮式年遷宮、萬治二年の皇大神宮假殿遷宮、寛文九年、元祿二年の兩宮式年遷宮等共に大杉山なりき。

元祿の次に行はれたる寶永六年の兩宮式年遷宮に至りて、御杣は木曾山に轉じ、爾來享保十四年、寛延二年、明和六年の諸遷宮は何れも木曾山なり。御杣山移動の理由は、天明二年八月兩宮頭々代小工より作所への申上口に、寶永御遷宮の節は、元祿八年大杉山内見分仕候處、御用木無御座候に付、尾張様御領木曾山に而御指山被爲仰付とあるに明けし。此の後寛政元年の兩宮式年遷宮に至りて、御杣は再び大杉山に復したるが、文化六年の遷宮に又木曾山に轉じ、以て明治時代に及べり。

木曾山は尾張藩の治下に屬せり。江戸時代に於て、主として御用材を伐採したるは、其の内湯舟澤山及び蘭山なり。同藩が御用材の伐採川下に對して、特に便宜を與へたる趣は、前引頭々代小工の口上書の續きに、木曾山は遠方之儀、別而難所に御座候故、役人共方に及び不申段、御願申上候得ば、御開届被爲成下、從尾張様御本伐被成下、濃州錦織迄山出し川下被成下、無滯御造營御成就に御座候、其後享保、寛延、明和之御遷木、何れも木曾山を御伐出し被成下候得共、毎度如先例於錦織御渡し被下候御事と記せるによりて明かなり。錦織は木曾川の沿岸にして、今岐阜縣可兒郡錦津村に屬し、木曾

山の下流二十里の所にあり。此の地は、木曾山の木材流下の道程上に於ける重要な一地點にして、總ての木材は此の所に於て筏組をなすの定なり。所謂錦織の綱場なるものは是なり。尾張藩が神宮の御用材を木曾山に於て伐採し、錦織の綱場まで川下をなしたる上、神宮の吏員に交付したりしこと實に上述の如し。

大杉山の内に、御用材を伐り出したることの明かに知らるゝは、からすき谷、古河谷、父ヶ谷、三大夫山、釜ヶ谷、黒倉谷、嘉兵衛谷、うくひ谷、大熊谷、熊ヶ谷、美濃ヶ谷、野谷、地獄谷、不動谷、粟ヶ谷、壹ヶ澤、檜皮小屋谷、貳ノ澤、參ノ澤、堂倉谷、坊主上ヶ登り谷、金之丞谷、右衛門谷、池谷、犬戻り谷、むわた脇谷、喜左衛門谷、又右衛門谷、西谷、大川内、くれ澤等にして、大杉谷の全部に亙れり。右の内堂倉谷、粟ヶ谷、西谷の如きは、宮川峡谷最奥の部落大杉を去る十數里の深山幽谷にして、殊に宮川の上流は瀧と絶壁との連続とも稱すべき峻岨の地なれば、當時御料材の伐採に如何に辛苦を嘗めしかは、遙に今人が想像の外なるべし。其の一端は遷宮物語にも見えたり。

さて木曾山の木は、錦織の綱場にて授受終れば、更に木曾川を下して、其の河口に近き桑名郡又木(今長嶋村に屬す)に繋留し、それより海に浮べて度會郡大湊なる貯木場に運搬し、皇大神宮御料は五十鈴川を溯りて四郷村鹿海に、豐受大神宮の御料は宮川を

溯りて宇治山田市中島町に至り、更に宮中に搬入するの例なりき。又大杉山の木は、宮川を流下して中島口に達せり。

現代に於ては、御用材はすべて木曾の御料林より伐採せらる。來るべき昭和四年度の式年遷宮御用材の御柚山は、去る大正九年四月二十六日を以て、内務大臣より信濃國西筑摩郡駒ヶ根村大字小川及び美濃國惠那郡加子母村字出ノ小路御料林と御治定ありたる旨を告示したり。其の用材總計一萬一千四百七十六本(内檜一一、四六〇本、樺一六本)、材積三萬三千六百二十二石九分五厘、檜三三、五六〇石五六、樺六二石三九)にして、帝室林野管理局木曾支局及び名古屋支局に於ては、去る大正九年以來之が伐採に着手したり。其の原木は樹齡三百年以上のもの全數の三割以上に及び、殊に其選擇に最も困難なる御扉板御用材は、出ノ小路御料林内海拔三千尺の高所に生じ、高十五間、胸高直徑五尺四寸、材積九十一石五分二厘、樹齡八百十八年に及べる稀有の巨材にして、之が伐採に多大の苦心を拂へりと云ふ。御樋代木八本の内六本は、小川御料林内台ヶ峯打越澤より、二本は出ノ小路御料林内通稱二本木谷より伐採せられたり。小川の六本は上松驛より坂下驛まで鐵道輸送により、岐阜縣惠那郡坂下町猿面卷より木曾川に入れ、付知川合流點附近に於て付知川を流下(所謂小谷狩)せる出ノ小

路の二本と合し、夫れより木曾川を流下(大川狩)して錦織の網場に繋留し、愛知縣丹羽郡犬山町を経て、同縣海部郡鍋田村大字加稻山新田より伊勢灣に出で、大正十年二月二十八日、名古屋熱田町なる白鳥貯木場に着せり。流下中沿岸の人民は非常の赤誠を以て神木を奉迎したり。出ノ小路御料林伐採の御用材中、他の諸材も順次以上の順路を経て川下をなし、白鳥貯木場に達せり。小川御料林より伐採の他の御用材は全部鐵道輸送に依れり。

斯くて御用材は、總てこれを白鳥貯木場内に繋留して水中乾燥をなし、造宮工事の進捗に伴ひて、必要の數量を造神宮使廳に交付せり。白鳥貯木場より宇治山田市に至るまでは、主として鐵道輸送に依ることに改れり。但し古來の慣例により宇治山田市及び其の周圍なる舊神領民の勞力奉仕を以て奉曳するものに限り、白鳥貯木場より海路度會郡大湊町に回漕し、一時同町有の貯木場に繋留せり。

兩宮の正殿以下諸殿舎の御屋根を葺き奉るべき御萱は、もと神路山等より採取したるが如し。大正三四年中、三重縣度會郡沼木村大字上野に於て二ヶ所、同郡中川村大字注連指に於て二ヶ所、同郡小川郷村大字小川に於て一ヶ所、同郡七保村大字永會に於て二ヶ所、多氣郡三瀬谷村大字彌起井に於て一ヶ所の御萱山を指定し、御萱の保存

養成に力め、以て御料に支障勿らしめたり。昭和四年度遷宮御料の御査は、大正十五年より刈取を始めたなり。

清順尼、豐受大神宮の永祿御造營の勳進に先ち、皇大神宮御裳濯川橋宇治橋の造營に従ひ其の功を成したる由後奈良天皇の天聽に達し、天文廿年觀感の繪旨を賜はる。明治廿八年明治天皇行幸の時に清順に従三位を贈られたるこゝ前に述べたり。



(書文院光慶) 旨繪皇天良奈後

祭 祀

總 說

神宮の恆例祭祀を規定したるは、大寶令を以て嚆矢とす。即ち神祇令に於て、孟夏に神衣祭、季秋に神衣祭と神嘗祭とを掲げ、以て國家の常祀となす。もとより此の時代に於て神宮年中恆例の式典は、單に以上に止らざりしなるべしと雖も、その最も重儀と認められたるは、この三祭とす。然れども其の供神の調度及び禮儀、齋日等は、之を別式の規定に譲りたるを以て、其の事狀を委かにするを得ざるが、延喜式に至り特に一卷を割きて神宮の式條を採録せらるゝに及び、神宮祭祀の典また明詳となり、以て長く後世の典範とするに至れり。而して式に依り、神宮御造營に關する諸祭を除き、年中恆例の式典を擧ぐれば、先づ歳首元旦の節會には白散御酒の供進あり。二月には祈年奉幣ありて、兩正宮竝に荒祭宮、多賀宮に幣使自ら進奉せられ、又當月神田を營むために山口木本祭を行ふ。これ後世、神田神事の起る所以、四月には神衣祭あり。又當日笠縫内人の御裳笠供進の事を掲ぐ。これ後世の御笠神事、若くは四月風日祈

祭の起る所以、而して神衣調進に附して又服部麻績の機殿祭を行ふ。六月月次祭の規定最も詳密にして、齋内親王參入竝に奉幣の行事より朝夕御饌供進の儀に及ぶ。七月には日祈内人の風雨祈平の神事あり。これ亦後世七月風日祈祭の起る所以なり。九月には神嘗祭ありて、祭儀を始め詳かに供神の調度祭物を擧げ、及び神官明衣の制を明かにす。且六月十二月の月次祭と共に之を三時祭又は三節祭と稱して、その祭月の前月晦日修祓の事を規定す。又九月の神衣祭十二月の月次祭は各四月六月に准じてこれを行ふ。このほか、度會宮の禰宜は其の御饌殿に於て大神宮及び度會宮に朝夕御膳を供進す。これ後世、常典御饌と稱するもの、日別朝夕大御饌祭即ち是れなり。而してこの時代、祈年月次神嘗神衣の四祭に預かるは、太神宮三座、荒祭宮一座、祈年月次神嘗の三祭に預るは、伊弉諾宮二座、月讀宮二座、瀧原宮一座、度會宮四座、多賀宮一座、祈年神嘗の二祭に預るは、瀧原竝宮一座、伊雜宮一座なりき。又祈年祭に際し、神宮所攝の諸社四十座に對しては、太神宮司幣を供進したりき。神名式に太神宮度會宮始め十四座の神嘗祭に預る如く記したるは、恐らくは、又祝詞式には伊勢大神宮の祝詞として、祈年月次兩祭奉幣使の祝詞二篇、同じく月次祭宮司の祝詞一篇、神衣祭宮司の祝詞一篇、神嘗祭奉幣使の祝詞二篇、同宮司の祝詞一篇、竝に齋内親王參入時の祝詞、遷

奉大神宮祝詞を加へ九篇収録せらる。而して右諸祭の中、神嘗祭は實に神宮にのみ行はるゝ國家の重要祭儀にして、四時祭式に於ても之れを踐祚大嘗祭に亞ぐの中祀とし、その祭日を定め、内藏寮式には勅幣の調備を規定し、太政官式には當日八省院に行幸、幣使發遣の儀を行はるゝことを載せらるゝ等、以てその式典の具はれるを知るべし。神嘗祭に亞ぐは即ち兩度の月次祭にして、所謂神宮の三時祭、若くは三節祭と稱するもの、この三祭に限り齋内親王の參入あり、而して朝夕に互りて由貴の大御饌を供進したり。以上は式條に見ゆる神宮祭儀の概要なるが、神宮に於ては又大寶の令條に本き國の節日たる正月七日には新菜の御饌、十五日には御粥の御饌、三月三日には新草餅の御饌、五月五日には菖蒲蓬を供進する等、既に延暦の儀式帳に見え、爾來時世によりて、此等の祭式行事等の上には分合變遷せし處無きに非ざりしも、祭典神事の根幹に至りては増減する處なく、以て近世に及べり。

臨時奉幣の規定、亦式條にありて、幣帛竝に幣使等都て神嘗祭に准せらる。但し時には神寶御裝束を加進せられ、使には公卿を選び、又畏くも宸筆の宣命を授けらるゝなど、格別の叡慮に出でたることも屢ありき。

明治の初年、神宮諸制度の改正と共に、大に舊儀の復興神事の肅正に勗められ、新に元

皇太神宮年中行事奥書

祭主 三品親王 朝彦
神宮大宮司正六位 田中頼庸
神宮少宮司從六位 浦田長民

右件年中行事者、宮掌大内人忠仲、注置之者也、然後權禰宜常通匡興等令相傳焉、爰亦一禰宜從三位氏經卿、於上代之說者不改之、記當時儀式、是偏傳當家秘藏、依有古實也、然之間、去文明八九曆之比、以及八十老筆、令書寫、與之於子、慈恩之至、雖爲歡喜心、依度々亂令失却者也、雖然、又以彼卿之自筆遺本書之矣、是便積善家有餘慶故乎、件氏經依多敬神心、一座令昇進、遂上階、訖其皇太神宮禰宜等者、致天下御祈禱、國家第一重職、朝家清撰之器也、誰尋氏經之舊跡、不仰之乎

明應第三寅十二月十三日

孝孫太神宮禰宜守晨 在判

豐受皇太神宮年中行事今式序

豐受皇太神宮年中行事今式者、故一禰宜全彦卿所令度會延真而起、神而其業未成、而數年之後禰宜貞盈、條彦、孟彦、高彦、權禰宜尹彦、延陽、貞充、常彰、門彦等及余胥議、欲戮力續終其功、而窓前燈下畫誦夜讀、舊記新錄、此探彼撮、而凡自四時祭奠之進退規式、以至祭器之圖、賜獻之法、積七卷、神稿頗成矣、猶欲增損、變括致其精密、然神務私營、紛冗而未得脫稿之日、空經歲月、許多也、近竊恐、固如此、則或有至失之乎、故今安小成、自體寫以藏于腐庫焉、間亦附管見者、少有之、後之子孫將追遠從近者、一賴此書之存乎、

享保十五庚戌仲夏日

禰宜正四位上度會神主智彦

恆例祭

神嘗祭

古儀由來

概説 神嘗祭は新穀の由貴の大御饌を大御神に獻らせ給ふ祭にして、其の起源極めて古く、倭姫命皇大御神を奉戴して巡幸の途、當國一志郡片樋宮より佐志津に向はせらるゝ時、眞名鶴の守れる八握穂を得給ひ、忌火を鑽りて之を奉炊し、大御饌に供進せられたるが、その發端なりと傳ふ。

かく神嘗祭は、神宮祭典中最も重要にして、由緒深き嚴儀に屬するを以て、早く大寶令に於て國家の常典に列し、延喜式に於ては踐祚大嘗の大祀に次で之を中祀と定められ、朝廷に於かせられては、かの公事根源例幣の條に一日よりけふに至るまで僧尼重輕服の人參向せず、是は大神事なる故なりとある如く、歷世年中公事中の最も重儀と

せられたるごとも、神宮に於ては古來之に兩度の月次祭を加へて三時祭若くは三節祭と稱し、神宮年中神事の最大最重の嚴儀とせり。而して奉幣の史上に現るゝは、養老五年九月十一日の遣使を以て最も古とす。此の後常に九月十一日を以て發遣せらるゝ恆例となり、特に神嘗祭の奉幣を例幣と稱するに至れり。今本祭を説明するに當り、便宜上朝廷に於ける幣使發遣の儀と、神宮の祭儀とに分けて古儀の一斑を説述すべし。

朝廷の御儀

勅使の點定 發遣の儀に先つ四日前、五位以上の諸王中よりト食者を點して祭使に定めらる。而して之に神祇官の職員たる中臣、忌部及び卜部を副へらるゝを以て、後世之を四姓使と稱す。中臣は祭主を以て之に充て、若し故障ある時は、五位以上の中臣氏人中より選ばせらるゝ例とす。従つて中臣使は明治に至るまで祭主藤波家累代之を奉仕せしも、王使竝に忌部使は後世その代を置き、他姓を以て之に充てられたり。

幣帛 幣帛は、特に内藏寮をして調進せしめらる。式によれば左の如し。

皇大神宮 錦一匹 兩面一匹 綾深紫、淺紫、緋、中綠、黃各一匹五匹 柳宮一合に盛る
豊受大神宮 帛緋、中、縹、黃各一匹四匹 柳宮一合に盛る

この外神祇官よりは、純三匹、絲八絢、倭文一端一丈、竝に鞍二具、馬四匹を副へらる。蓋し鞍馬各一は、兩宮の御料にして、他の二匹は、荒祭宮と月讀宮との御料なるべし。三年八月、これより毎年九月、荒祭神に准じ、月讀神に神馬を奉らるゝこと、續日本紀に見えたり。

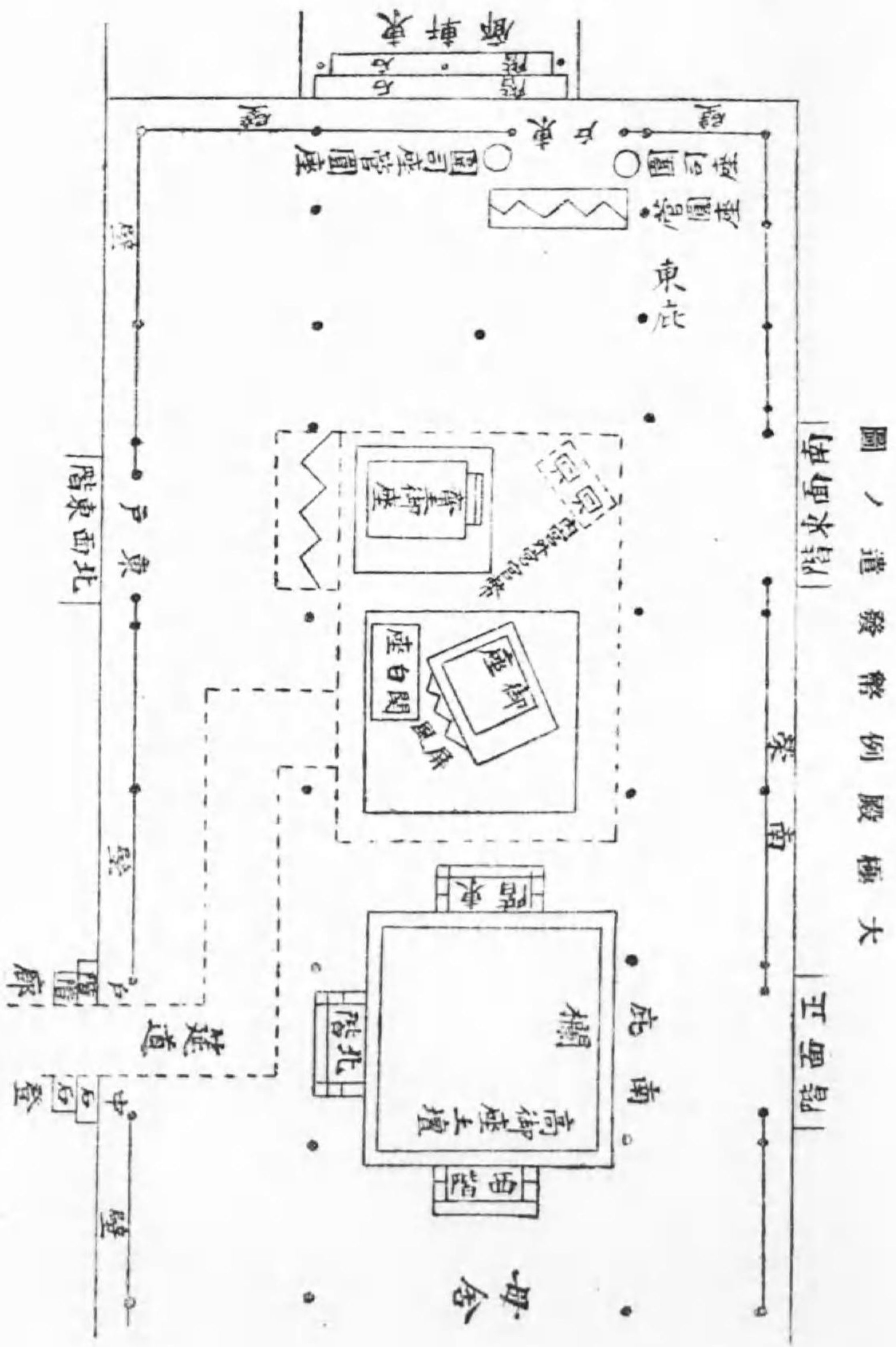
發遣の儀 式場は大極殿の後殿なる小安殿なるも、齋王初めて參入の時は、大極殿を用ゐらるゝ定とす。若し事故あれば、神祇官或は紫宸殿に於てせられ、大極殿廢絶後は、専ら神祇官を用ゐる給ふことゝなれり。儀式によりその次第を記せば左の如し。

- 其日味爽 掃部寮小安殿東第三間ニ御座ヲ設ケ、東座ノ下ニ幣ヲ置キ、葉藁ヲ鋪ク豊受宮ハ南、其ノ他幣ヲ葉藁ニ座竝ニ内侍闌司參議以上少納言辨外記史史生官掌等ノ座ヲ設ク、大神宮ハ北
- 平旦 内藏寮幣物ヲ齎シ内侍ソノ座ニ就キテ之ヲ裏ミ官人之ヲ葉藁ノ上ニ置ク
- 次 中務省小安殿ノ東面庭ニ前版後版ヲ設ク
- 次 天皇出御御座ニ就カセ給フ
- 次 中臣忌部ヲ喚ス
- 次 中臣忌部稱唯シテ入り庭座ニ就ク中臣ハ前版後版執一人コレニ從フ

- 次 召ニヨリ忌部稱唯シテ殿ヲ昇リ跪キ拍手四段先豐受宮ノ幣ヲ執リコレヲ後執ニ授ケ大神宮ノ幣ハ自ラ捧持シテ版ニ復ス
- 次 召ニヨリ中臣稱唯シテ殿ヲ昇リ跪侍ス
- 次 「好ク申シテ奉レ」トノ勅語ヲ給フ
- 次 中臣稱唯シテ版ニ復ス
- 次 中臣忌部退出ス
- 次 還御

當日天皇御湯を供し、神事の御服・帛御衣にて御手水の後、出御、先づ御幣を拜させ給ふ。又宣命文は豫め上卿より奏覽、當日中臣忌部退出後、使王を召して之を給ふ。使は即日、神祇官より發向、途上四日を費して、十四日離宮院に到着し、兩宮の祭儀終りて後二十日に歸京、内侍に就て復命するを例としたり。

室町時代の中葉以後例幣暫く中絶せしが、後光明天皇正保四年再興せられ、幣物は内藏寮と大藏省より隔年調進せしめられしが、孝明天皇元治元年更に荷前の調絹及び幣馬をも復興せらる。



神宮の御儀

神宮に於ける祭儀は時代によりて多少の變遷あるも、その主要なる綱目は、古今一貫して渝ることあるなし。即ち豐受大神宮に於ては、祭月十五日の夕、十六日の朝に於て由貴大御饌供進の儀、十六日齋内親王勅使參入して幣帛奉納の儀を行はれ、皇大神宮に於ては、同様の御儀を、十六日より十七日にかけて執行はせらる。今延暦儀式帳に本づき中世の儀を參酌して、神宮に於ける神嘗祭儀の古儀の一斑を紹介すべし。

修祓と辨備 宮司神官の修祓は、前月即ち八月の晦日、兩宮の禰宜内人等宮司と共に度會河宮^{今の}に臨みて、大祓を行ひたる後、離宮院に於て直會の儀あり。之を御厨の大饗と云ふ。齋宮勅使の修祓は、祭月十五日、齋内親王勅使、離宮院に相會し、その大祓所に於て大祓を行はれ、直會を給はる。後世、離宮院の廢絶するに及びては、勅使の修祓は宮川原にて行はれたり。宮飾と正殿院御掃除は、祭の當日、神郡並に所々の神戸より貢進の神に木綿作内人並に宮司より所進の木綿を著けて、御門御垣等に之を飾り奉る。又禰宜以下の神官、川原の祓終りて内院に參入し御掃除を奉仕せり。又御贄の修祓は、同じく祭の當日、内宮は西の河原、外宮は北の河原にて御贄の淨めの大祓を奉

仕したり。御贄には、志摩國並に度會郡の神戸より貢進せるもの、外に、神官の志摩と伊勢との神塚なる嶋々に臨みて漁獲せるものあり。後世はこの御贄採取の行事を、内宮にては贄海^{ニヘノウミ}神事、外宮にては荒蠟^{アラガキ}神事と稱したり。御贄御稻の分充も當日行はる。以上の御贄並に拔穂田の御稻を、正宮始め各所の神々に分配し申し上ぐ。後世内宮にては、十四日に一禰宜拔穂田に臨みて、御稻穂を抜き奉る行事を行ひ、これを拔穂^{ヌキボク}神事と稱し、又當日これを御稻御倉より下し奉る行事ありて、これを御稻奉下^{ミコカサゲ}と稱したり。又外宮にては御井の御水を汲むにつけて、當日御井の祭を行ひたり。御卜館祓川原祓は、十五日の夜深更、内宮に於て御巫内人第二御門に侍りて御琴を以て、神教を請け給はり、禰宜大内人始め大物忌宮守地祭荒祭物忌の齋館を祓清め畢りて、更に禰宜内人物忌等西河原に集りて先づ神宮に向うて人別に罪事を明かし申し、御巫内人更に川に向うて解除^{トクヘ}の告刀^{ツルギ}を申す儀あり。後世この神事分れて與玉祭御卜神事、館祓河原祓となれり。又建久年中行事に十六日の曉、玉串大内人攝社大土社に參向して、新米の御饌を供すること見えたり。大土御祖^{オホツチノミコ}の神なれば古き縁由あるべし。

朝夕由貴大御饌供進の儀 大御饌は瑞垣御門内に於て、當日の夜亥刻より翌朝丑刻

に至る迄に間を置きて、二度供進したり。内宮に於ては特に御贄行事とて、神宮の正南の御門に對する五十鈴河の中嶋に設けたる豊受大神の石疊の御前に跪きて、御膳の料理を奉仕する儀あり。所謂本御贄とも正領御贄とも云ふ、志摩國神戸供進の蛇ヘビ榮螺ササガの御贄を忌机の上に備へ、忌刀もち切り奉りて串に差し、御河水に清め、御鹽をあへて料理し奉る。又御飯は拔穂の御稻を物忌の子等舂き炊き奉れるを、禰宜以下前行警蹕して内院に參入、大御前は大物忌の子、東相殿は宮守物忌の子、西相殿は地祭物忌の子、各物忌父相副うて供進し仕へ奉る。外宮にては大物忌の子、御炊物忌の子等同じく仕へ奉る。神酒は内宮は、白酒シロカ黒酒クロカに根倉物忌の作れる御酒を獻り、外宮は、火ヒ無淨酒ナシ、火ヒ向神酒ムカシに、同じく根倉物忌の御酒を獻る。獻儀の御儀畢りて八度拜奉りて退出、外院に於て禰宜以下に大直會を給はる。先づ直會の御饌歌、次に倭儼を奉仕す。

さくくしろ五十鈴の宮にみけ立つとうつなるひさは宮もどごろに
(御饌歌)

ももしきの大宮人のたのしみとうつなるひさは宮もどごろに
(儼歌)

齋内親王勅使參入奉幣の儀 當日朝、先づ國々處々神戸貢進の御酒、御贄を奉入し、次に同じく神戸所進の懸稅稻カケチカラを、禰宜太玉串を持ち先行して參入、拔穂稻は正殿の下に奉置し、懸稅稻は之を内外の玉垣に懸け奉る。

次で午刻齋王參入あらせられ、中重の東御殿今の四の御座に著かせ給へば、宮司より御盥木綿ミカヅラ、ユフを奉る。齋王拍手して之を内侍より受けさせられ、次でまた宮司より奉る太玉串を御手に執らせられ捧持しつゝ座を起ち進みて内玉垣御門の御座に著かせ給ふ。やがて御座を少し進みて再拜兩端あらせられ捧持の太玉串を大物忌子をして瑞垣御門の西頭に進置せしめ給ひ、畢りて親王はもとの四丈殿の御座に歸らせ給ふ。後世之れを寮御玉串の儀と稱へまつる。

時刻、勅使參入あり。玉串行事所に於て、宮司、禰宜、宇治大内人外宮にては太玉串を受け、次で勅使以下列立、禰宜、宇治大内人、右、宮司、幣帛、捧持、御馬、使中、臣使、王、諸内人、齋宮、諸司、次第にて參進、中重、東西の石疊の座に跪侍す。御使は東に、宮司以下は西に、忌部は版位より御前に進み、大幣帛を捧げて跪侍し、齋宮、諸司は板垣御門内に留る。やがて御使中臣進みて幣帛の祝詞を奏上し、次で大神宮司又進みて常例祝詞を申上す。次に宮司、禰宜、宇治大内人捧持の太玉串を内玉垣御門の東西方に進置しまつる。

かくて中重の儀畢れば、禰宜、大物忌子を率る御鑰を捧げ、物忌、内人等幣帛案を奉じて内院に參入、禰宜正殿の御戸を開きまつりて、大幣帛を奉納す。この際勅官幣の外に大神宮司所進の御衣服外宮は絹三匹、五色料、絹一匹、禰宜、宇治大内人奉織の御衣料、絹

禰宜は二匹を同じく納めまつる。御馬鞍は大内人物忌父大之を東寶殿西寶殿に奉納す。

内院の行事畢れば再び退いて中重の版に就き齋王勅使以下一同共に起ちて八度の神拜を行ふ。やがて正宮の御儀終りて勅使宮司以下第一別宮に参向奉拜の後勅使宮司は直に直會殿に禰宜以下は別宮正殿に幣帛竝に御衣絹を納めまつり同じく直會殿の座に著く。直會の饗終れば勅使以下一同再び中重に参進各倭儻を奉仕す。儻終りて退下の際には酒立女より御角柏に盛りたる直會の御酒を人別に給はりて退く。これを後世御遊とも云ふ。

なが月の時雨の雨にぬれてこそ山の木葉はうらがへるらめ 宮司倭儻歌(建久年中行事)

男官に次で禰宜内人の妻の儻次で齋宮采女の五節儻次に鳥子名儻を奉仕せり。又外宮にては倭儻に先ちて神郡の歌人歌女等板垣御門の西方に参入して先づ御儻歌次に伊勢歌次に儻歌を奉仕せり。やがて又直會院の座に著いて禰宜内人物忌に祿を賜ひ畢りて内親王勅使は離宮院に退下せさせ給ふ。

又翌十八日には離宮院に豊明の神事ありて勅使以下宮司参會し儀式の後倭儻鳥名子儻遠江儻などありて直會を給はりたりと云ふ。

奉幣使祝詞

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上稱辭竟奉天照坐皇大神前申給久常毛進留九月之神嘗乃大幣帛乎某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使忌部羽屑大穰取懸持齋理令捧持進給布御命乎申給止申(豐受大神宮)

大神乃大前申進留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣(禰宜内人物忌) 天皇我御命坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐伊賀志御世幸給比阿禮坐皇子等毛惠給比百官人等天下四方國乃百姓至長平久護惠幸比給止三郡國處處寄奉神戶人等常毛進留由紀能御酒御贊懸稅千稅餘五百稅乎如横山久置足成天大中臣太玉串隱侍天今年九月十七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞辭乎稱申事乎神主部物忌等諸聞食止宣(禰宜内人物忌)荒祭宮月讀宮如比久申進止宣(以上延喜祝詞式)

倭儻沿革

サテ其儻ノ狀ハ建久年中行事記ニミエテ中臣宮司等ハ左右左ニ袖ヲメクラシ禰宜ハ右左右ノ由テ記ス今世モ中臣宮司ノ倭儻ハ袖ヲ左右トカヘシテ立儻ナリ。禰宜ハ右左右ニテ居儻ナリ。マタ寛正年中行事記ニ右左右是神宮法也有其謂先右之袖ヲ緋地附背懸也次左次右也頭不廻御遊度乍穿沓也ト委シクミエタリ。(皇大神宮御遊之倭儻鳥名子儻古今沿革)

鳥名子儻沿革 鳥名子所職掌人ハ上古ノ歌女童女ハ既ク絶タリケム建久ノ頃年中行事ニ所見ナシ來目

命ノ末孫ナリト云フ、屯倉童男或ハ歌長琴生笛生等ノ餘流ナルニヤ度會郡田邊郷野篠村ニ廿三戸、蚊野村ニ十九戸、城田郷矢野村ニ十八戸、山神村ニ十八戸、積良村ニ十二戸、五箇村總テ九十戸、今世存在シテ鳥名子神役人ト稱シ、俗ニハヒヨヒヨ仲間ト唱フ、鳥名子一卷留元祿四年條ニ云、只今勤申ハ、蚊野野篠一年ニ一度宛、矢野ニ其半分、又積良ト山神ニ矢野ノ半分勤也トアリ、譬ヘハ年中三節祭ニ、六月ハ蚊野、九月ハ野篠、十二月ハ矢野、山神、積良ト勤仕シ來レル例ナリト謂フナリ、元祿四年後五箇村三祭禮ナ巡番ニ奉仕スル事ニ改リテ、每祭親禰宜一人、白張童男四人、各白見參役人若干人、各勤勤仕ス、又笛生ノ末流ハ、田邊郷東原村ニ十九戸アリテ、三組ニ別レタリ、是三祭禮ニ一組宛勤仕セル遺例ナルヘシ、今猶每祭笛生二人、各見參役人若干人、各整サマニ吹ク小竹管ヲ持來テ勤仕ス〔神嘗祭御遊考實〕

現行祭儀

概説 神嘗祭は古より月次祭と共に神宮の三節祭と稱せられ、最も重き御祭儀なれば、神宮祭祀令には之を大祭とし、皇室祭祀令にも亦大祭と定められ、當日賢所の大前に於て、天皇、皇族及び文武百官を率ゐて御親ら祭典を行はせらるゝと共に、神宮を御遙拜遊ばされ、且之に奉幣せしめらる。斯の如く神嘗祭は神宮及び皇室の大祭たると同時に、又實に國家の大祭日として、官國幣社以下神社に於ては此の日遙拜式を行

ひ、全國津々浦々に至るまで軒頭に旭日の國旗を掲揚し、國民舉つて祝敬し奉るなり。左に朝廷竝に神宮に於ける現行祭儀を記述すべし。

朝廷の御儀

神宮御遙拜 神嘗祭の當日、宮中便殿殿綽に於て、御遙拜を行はせらる。豫め寶薦をき其の上に御座を設く。陛下には午前十時出御、便殿に渡御あらせられ、左の次第によりて御遙拜遊ばさるゝなり。

神宮遙拜ノ儀(皇室祭祀令附式)

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻親王王便殿ニ參入ス

次ニ天皇便殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス侍從奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從長、服裝ヲ易フ、衣冠

次ニ出御

掌典長前行シ侍從銀蓋ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王宮内大臣式部長官供奉ス

次ニ御遙拜

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

賢所御親祭 神宮御遙拜の儀畢らせられて賢所の大前に於て御親祭を行はせたまふ。御祭儀は當日早旦御殿の御裝飾を奉仕し、諸員著床御扉を開き奉り、次に神饌及び御幣物を供進して、掌典長恭しく祝詞を奏す。かくて陛下には御束帯を召させられて出御、内陣の御座に進ませられ、御玉串を奉り、御拜ありて御告文を奏せさせ給ふなり。其の次第左の如し。

賢所ノ儀(皇室祭祀)時ニ臨ミ儀注ヲ節略シテ令附式之ヲ行フコトアルベシテ

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス 召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム以下別

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服 袴ヲ以テ之ニ關係諸員式部職

樂部職員亦同シ 以下參集參入及着床ノ項ニ於テ服裝ニ付キ 代フルコトヲ得 掌典部ヲ除ク 別ニ但書ヲ置カサルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ親王親王妃内親王王王妃女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子皇太子妃又ハ皇太孫皇太孫綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御束帶黃壇染御袍未成年ナルトキハ關腋御袍空頂御黑幘以下ヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御服御五衣御小袿御長袴以下皇后ノ御服ニ付キヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御楡扇ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ儀服東帶黃丹袍未成年ナルトハキ關腋袍空頂黑幘以下皇太子ヲ供ス東宮侍

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ儀服五衣小袿長袴以下皇太子妃ノ儀服ニ付キヲ供ス女官

次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ楡扇ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員宮内大臣侍從長式部長官侍從皇后宮大夫東服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御屏ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神僮幣物色目時ニ臨ミ之ヲ定ム以下別ニ分テ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從銀置ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王王妃女王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從壺切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官後ニ候ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從銀置ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ皇太子内陣ノ座ニ著ク東宮侍從壺切御劔ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇太子妃内陣ノ座ニ著ク女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃拜禮

次ニ親王親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子皇太子妃退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神僮ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

(注意)

天皇極深ニ在ルトキハ女官之ヲ奉抱ス以下之ニ倣フ大皇太后
皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ皇后ニ同シ

以上の御儀は天皇喪に在り其の他事故あるときは皇族又は掌典長をして之を行は

しめらる。

勅使御發遣 以上は當日の御儀なるが、これに先ち神宮に勅使を發遣せしめらるゝに當りて、勅使出發の日、宮中鳳凰の間に於て發遣の御儀を行はせらる。其の次第左の如し。

神宮ニ勅使發遣ノ儀(皇室祭祀令附式)

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服關係諸員亦同シ

次ニ勅使衣冠著床

次ニ出御御直

侍從長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

大喪中は勅使發遣の御儀なく、幣帛のみを奉納あらせらる。

明治四年以降神嘗祭勅使表

年 代	官 職	氏 名	年 代	官 職	氏 名
明治四年	神祇省 三等出仕	三條西季知	明治五年	式部頭	坊城俊政
同六年	大掌典	四辻公賀	同七年	大掌典	岩倉具綱
同八年	大掌典	松尾相永	同九年	式部助	丸岡莞爾
同十年	式部權助	橋本實梁	同十一年	四等掌典	飯田年平
同十二年	二等掌典	橋本實梁	同十三年	四等掌典	小西有勳
同十四年	四等掌典	小西有勳	同十五年	一等掌典	丸岡莞爾
同十六年	一等掌典	丸岡莞爾	同十七年	三等掌典	林直庸
同十八年	掌典	櫻井能盛	同十九年	掌典	子爵竹屋光昭
同二十年	掌典	子爵竹屋光昭	同二十一年	掌典	子爵石山基正

明治二十二年	掌典	子爵千種有任	明治二十三年	掌典	小西有勳
同二十四年	掌典	小西有勳	同二十五年	掌典	小西有勳
同二十六年	掌典	子爵石山基正	同二十七年	掌典	子爵前田利豊
同二十八年	掌典	園池實康	同二十九年	掌典	園池實康
同三十年	掌典	子爵竹屋光昭	同三十一年	掌典	藏田秋輔
同三十二年	掌典	宮地嚴夫	同三十三年	掌典	宮地嚴夫
同三十四年	掌典	荻原嚴雄	同三十五年	掌典	子爵竹屋光昭
同三十六年	掌典	園池實康	同三十七年	掌典	宮地嚴夫
同三十八年	掌典	藏田秋輔	同三十九年	掌典	北郷久政
同四十年	掌典	佐伯有義	同四十一年	掌典	子爵前田利豊
同四十二年	掌典	男爵久我通保	同四十三年	掌典	園池實康
同四十四年	掌典	北郷久政	大正元年	大喪中ニ付參向ナシ	
大正二年	掌典	北郷久政	同三年	掌典	男爵久我通保
同四年	掌典	立花寛篤	同五年	掌典	子爵園池實康
同六年	掌典	子爵河端公篤	同七年	掌典	伯爵烏丸光大

同八年	掌典	伯爵烏丸光大	同九年	掌典	男爵久我通保
同十年	掌典	子爵長谷信道	同十一年	掌典	八束清貫
同十二年	掌典	菅野忠雄	同十三年	掌典	子爵長谷信道
同十四年	掌典	八束清貫	同十五年	掌典	子爵長谷信道
昭和二年	大喪中ニ付參向ナシ		昭和三年	掌典	八束清貫

幣帛竝に護送次第 勅使發遣の儀畢りて後幣帛は宮内省式部職々員護送し、十月四日東京を發車して翌日山田驛に到着、山田驛より外宮齋館までは自動車にて運搬し、外宮齋館に於て神宮司應儀式課員之を受領し、内宮の御分は更に自動車にて内宮齋館に護送す。

明治四年以後に於ける幣帛の品目竝に數量は左の如し。

年	代	皇大神宮	豐受大神宮
明治四年	唐錦	五色純 拾匹	五色純 拾匹
	白純	拾匹	白純 拾匹
	唐錦	壹端	唐錦 壹端

至自 現明 治四 十三 在年	至自 明治 二十七 年									
五色 絨 絹	五色幣料絹	御門幌料絹	木綿	麻	五色絨	白絹	錦	御衣	絹	五色幣料絹
各拾五匹	壹匹	參匹貳丈	拾兩	拾兩	各拾匹	拾匹	壹端	參匹	四拾匹	壹匹
五色 絨 絹	御門幌料絹	御門幌料絹	木綿	麻	五色絨	白絹	錦	御衣	絹	五色幣料絹
各拾五匹	拾五匹	壹端	拾匹	拾兩	各拾匹	拾匹	壹端	貳匹	參拾匹	壹匹

至自 同明 治二十 五年 六年	至自 明治 二十七 年									
料金	御衣	絹	五色幣料絹	御門幌料絹	木綿	太布	御衣	絹	五色幣料絹	御門幌料絹
百圓	參匹	四拾匹	壹匹	參匹貳丈	拾兩	壹端	參匹	四拾匹	壹匹	參匹貳丈
料金	御衣	絹	五色幣料絹	御門幌料絹	木綿	太布	御衣	絹	五色幣料絹	御門幌料絹
百圓	貳匹	參拾匹	壹匹	貳匹參丈	拾兩	壹端	貳匹	參拾匹	壹匹	貳匹參丈

御衣	參匹	御衣	貳匹
絹	四拾匹	絹	參拾匹
五色幣料絹	壹匹	五色幣料絹	壹匹
御門幌料絹	參匹貳丈	御門幌料絹	貳匹參丈
木綿	拾五兩	御饌殿料絹	貳匹
麻	拾五兩	木綿	拾五兩
		麻	拾五兩

幣帛は明治五年九月以降、雲足臺を以て奉納せしが、同八年三月三十一日式部寮伺定により楊宮に納めて奉奠すること決定し、現今に於ては幣帛の中、五色純白絹錦木綿麻等は、兩正宮各々楊宮一合(四寸法曲尺、外法整横各一尺)に納めて白布を以て裏み、麻緒にて括りて之を奉奠し、皇大神宮の絹四拾匹は拾匹づゝ折櫃四合に、御衣參匹、五色幣料絹壹匹は折櫃壹合に、御門幌料絹參匹貳丈は折櫃壹合に入れて奉納し、但御門幌料絹は奉奠せず、豊受大神宮の絹參拾匹は拾匹づゝ折櫃參合に、御衣貳匹、五色幣料絹壹匹は折櫃壹合に、御門幌料絹貳匹參丈、御饌殿料絹貳匹は各々折櫃壹合に入れて奉

納す。(但し御門幌料絹、御饌殿料絹は之を奉奠せず)而して此の楊宮は宮内省に於て調製せらるゝも、折櫃は毎年式部職の依頼を受けて神宮司廳にて調進す。幣帛の送文は明治四年神宮御改正以後、白紙を用ゐられしが、明治三十二年六月神宮司廳の稟申により、内務宮内兩省協議の上、強紙を用うることに決定し、舊儀に復したり。其の様式は、堅一尺一寸五分、横一尺七寸四分の強紙に左の如く記載せらる。

五色純	各拾五匹
白絹	拾五匹
錦	壹端
御衣	參匹
絹	四拾匹
五色幣料絹	壹匹
御門幌料絹	參匹貳丈
木綿	拾五兩
麻	拾五兩

皇大神宮神嘗祭幣帛竝料絹所送如件

年 月 日 宮 内 省

神宮の御儀

勅使河原祓 勅使及び幣帛の修祓は、明治四年神宮御改正以後舊例に據り、宮川に於て神宮神官之を奉仕せしが、明治二十八年に至り、參宮鐵道山田市中に延長せしを以て、便宜上幣帛は直に宇治山田市の勅使齋館に護送せられ、勅使のみ宮川驛に下車して修祓を受けらるゝ例となりしも、大水氾濫して通橋の便なき時は、筋向橋驛に下車し、更に其處より逆行して宮川に至り修祓を受けらるゝ等の不都合を生じたるにより、竟に移轉の議を決し、明治三十八年十一月宮川修祓所を宇治山田市吹上町、村社世木社境内に移轉せり。河原祓所には其の都度、組建幄舎を設け、當日權禰宜一員、宮掌一員齊宿出張、左の次第によりて御祓に奉仕す。

勅使河原祓

時刻權禰宜宮掌各一員參進河原祓所世木社ニ列立北東面
先是祓所ニ修祓ノ具ヲ設ケ

次權禰宜祓ヲ修シ大麻ヲ執リ宮掌御鹽ヲ執リテ復列

此際修祓ノ具ヲ撤ス

次勅使並宮内屬掌典補祓所ニ參入列立北西面

次權禰宜進ミテ大麻ヲ揮リ宮掌御鹽ヲ灑キテ勅使以下ヲ清ム

次勅使以下退下

次權禰宜以下退下

河原祓を修して後、勅使は齋館に入り齋宿せらる。從來齋館は一定せず、明治十二年十一月丸岡式部助より神宮少宮司に依頼ありて、神宮教院中に設けたることもありしが、同十六年一月より宇治山田市尾上町黒部かね方に定められ、大正十五年同市中之切町、森田松枝方に改められたり。

祭典辨備 御禰奉飾 祭典を行ふに先ち、皇大神宮にては十六日、豊受大神宮にては十五日に、木綿を著けたる賢木を以て御門垣、鳥居等を奉飾す。宮掌出仕之に従事す。猶皇大神宮にありては十六日に中重鳥居の八重櫛を取替奉飾す。大床御掃除 禰宜一員、權禰宜二員以上齊宿、宮掌一員以上淨衣、附屬出仕雑色二員にて内宮(十六日)外宮(十五日)の大床御掃除を奉仕す。其の次第は左の如し。

白	餅	飯	水	鹽	柿	梨	大	蓮	紫	海	水	野	乾	鯉
										海			香	
酒							根	根	苔	松	鳥	鳥	魚	
六	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各		各	各		各	各	各	各	各
六	六	六	二	二	二		二	二		二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛		盛	盛		盛	盛	盛	盛	盛
六	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各		各	各		各	各	各	各	各
六	六	六	二	二	二		二	二		二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛		盛	盛		盛	盛	盛	盛	盛

清	醴	黒
酒	酒	酒
六	六	六
盛	盛	盛
各	各	各
六	六	六
盛	盛	盛
各	各	各
六	六	六
盛	盛	盛

以上各御箸二双ヲ添フ、外ニ正宮御用意トシテ各一盛ヲ加フ、

右神饌は、徑六寸及び四寸土器に柏の葉を敷きて盛る。白酒黒酒醴酒清酒は三寸土器に盛り高一寸七分の杯臺に置く。御水は口徑三寸六分、高一寸八分の水碗に盛る。御箸は檜の白木作り長一尺二寸、八角本末口徑一分五厘、中央太き二分とす。以上の土器は何れも素焼なり。

以上の神饌は、兩正宮各折櫃十九合に入れて、辛櫃四合に納む。(但し、鮫は別に御贄辛櫃二合に納む)

御門御幌奉懸 附御饗殿御飾 祭典前兩宮の瑞垣内玉垣外玉垣(内宮にては蕃垣を含む)各御門の御幌を奉懸す。宮掌之に奉仕す。御幌は幣帛と共に奉納せられたる料絹を以て、豫め之を調製し、本祭を始め翌年度に互る一箇年中の祭儀に之を用うるこ

とせり。又十六日早旦、外宮御饌殿内の御装束を改む、料絹は宮内省より奉納せらる。當日神嘗祭分課の祭庭係之に奉仕す。

神官潔齋 祭典奉仕の神官は、其の所役の重輕によりて、前二夜乃至當日兩宮齋館に參籠、心身の淨潔を期す。特に食物に注意し、齋館賄の外一切他火を以て炙炊したるものを禁じ、其他潔齋肅敬を怠らざる等、その制至りて嚴重なり。

正宮祭儀

概説 祭儀の順序として、先づ十五日午後二時禰宜以下參進して内宮板垣内鎮座の興玉神を祭る。興玉神祭畢りて、内宮中重に於て御卜神事を行ふ。外宮の祭典は十五日午後六時、十六日午前二時に由貴朝夕の大御饌を供進し、十六日午後二時に奉幣の儀を行ふ。内宮の祭典は十六日午後六時、十七日午前二時に由貴朝夕の大御饌を供進し、十七日午後二時に奉幣の儀を奉仕す。御神樂の儀は兩宮由貴夕大御饌供進の儀畢りて之を奉奏す。而して皇大神宮別宮荒祭宮豐受大神宮別宮多賀宮の朝夕大御饌供進及び奉幣の儀は正宮の祭典畢りて直に之を行ふ。以下各項を設けて細説すべし。

興玉神祭 神嘗の大御祭を奉仕するに當り、先づ皇大神の宮地に坐す興玉神を祭りて祭儀の滞り無く執行はれんことを申す。即ち十五日午後二時禰宜權禰宜各一員、宮掌二員參進して、先づ忌火屋殿前庭祓所に於て祓を修し、次に興玉神の御前に進みて神饌を供し、祝詞を奏して御祭を奉仕す。
雨儀は凡て五丈殿に於て行ふ

祭式

第一鼓

禰宜以下參集

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

禰宜以下齋館前庭ニ列立

次參進忌火屋殿前庭祓所ニ列立禰宜西面宮掌辛櫃ニ副從シテ南面大庭御鹽所役權禰宜宮掌北上東面

先是神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ神饌及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大麻ノ如シ

次禰宜參進御前ノ版ニ著ク東面

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス權禰宜前行警蹕宮掌一員副從一員從行

次神饌辛櫃ヲ御前北掖ニ昇居ウ
 次權禰宜宮掌御前ノ版ニ著ク南上東面
 次宮掌御前ニ葉薦ヲ敷キ高案ヲ設ク
 次權禰宜宮掌一員進ミテ案前ニ候ス
 次宮掌神饌ヲ次第ニ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ案上ニ供シ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス
 次禰宜進ミテ案前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス
 次諸員奉拜八度拍手兩端
 次權禰宜神饌ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス
 次宮掌葉薦ヲ撤ス
 次神饌辛櫃ヲ撤ス
 次諸員退下

祝詞

天照座皇大神乃宮地爾座須與玉大神乃前爾白左神嘗乃朝夕乃由貴乃大御食乎今日與持齋利萬波仕奉留官官乃人等乃己我乖乖在米良志手蹟足蹟爲須米勤美仕奉良志給倍大御酒海川山野乃種種乃物乎置足進留狀乎平久安久所聞食氏護惠美幸給倍恐美恐美申須

御卜ノ儀 神嘗祭は神宮祭儀中最も重儀なれば、畏き大御神の神意の隨に奉仕すべく、古儀により御卜の神事を行ふ。此の儀は與玉神祭畢りて、祭主以下當祭奉仕員一同中重に著版し、先づ權禰宜進みて恭しく祝詞を奏し神降詞を唱へて復版し、次に宮掌奉書に認めたる祭主以下奉仕員の名を嚴に歷唱すれば、宮掌嘯き、權禰宜は御琴を掻き、歷名者各一揖す。次に權禰宜神昇詞を唱へ、祝詞を奏し、畢りて一同奉拜の後退下す。其の次第左の如し。

式次第

第三鼓祭主以下齋館前庭ニ列立
 次參進中重ノ版ニ著ク祭主以下東上北面權禰宜宮掌北東面所役權禰宜宮掌北西面
 次宮掌御琴ヲ權禰宜ノ前ニ安ス豫御琴ハ内玉垣御門下東掖ノ柱下ニ安ス
 次權禰宜進ミテ内玉垣御門下ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏シ神降詞ヲ唱フ畢リテ版ニ復ス
 次宮掌祭主以下ノ名ヲ歷唱ス宮掌嘯キ權禰宜御琴ヲ掻キテ之ニ應ス
 歷唱ノ際各一揖
 次權禰宜進ミテ内玉垣御門下ノ版ニ著キ神昇詞ヲ唱ヘ祝詞ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス
 次宮掌御琴ヲ内玉垣御門下ニ復ス
 次諸員奉拜八度拍手兩端

次祭主以下外玉垣御門ヲ經テ荒祭宮遙拜所ニ就ク
上北面
次諸員奉拜八度拍手兩端
次諸員退下

卜定前祝詞

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御
孫命乃稱辭竟奉留掛萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左神嘗
乃朝夕乃由貴乃大御食仕奉留官官乃人等乃過犯乎後家乃種種乃罪事乎諭志教倍
給倍古例乃任爾嚴乃神琴搔鳴氏仕奉留齋庭乃御卜爾卜食定米給倍登恐美恐毛申須

神降詞

天津神國津神八百萬神等此乃齋庭爾降座登恐美恐毛申須

神昇詞

天津神國津神八百萬神等本乃御座爾歸座登恐美恐毛申須

卜定後祝詞

神嘗乃朝夕乃由貴乃大御食仕奉留官官乃人等乃過犯乎罪谷乃疑事乎今日乃齋庭
乃御卜爾卜食定米給倍布事乎所聞食氏諸乃神業乎遠事無久過事無久彌務爾彌結爾

仕奉良志給比護惠美幸給登恐美恐毛申須

由貴朝夕大御饌供進ノ儀 御常供田に於て作りなせる新穀をば、齋まはり清まはり
て、飯にも炊ぎ、白酒黒酒に醸して、大御神に奉る此の由貴朝夕大御饌供進の儀は、神宮
に於ける最も重き祭儀にして、内宮にては十六日十七日、外宮にては十五日十六日の
夕と曉にかけて行はせらる。時刻に至れば松明の光は、さらぬだに神々しき神域を
照し、純白なる齋服を着せる神官の列行の清砂を踏む音も清けく肅々として御前に
參進す。先づ忌火屋殿前庭祓所に至りて祓を修し、警蹕の音につきて御贄辛櫃を昇
立て參進、御贄調舎に就き豊受大神の御座の御前に於て御贄調理の行事を行ふ、豊受
大神宮には御贄調舎の行事なし、更に内院に進みて著版、瑞垣御門外東掖より起る妙
なる奏樂裡に、禰宜は大御前に進みて神饌を供進し初獻の神酒を奉奠す。次に大宮
司は祭主の前に到りて祝詞文を請け、階下の版に著きて恭しく奏し奉りて復版すれ
ば、諸員一同奉拜八度拍手兩段を奉仕し、前儀の如く二獻三獻の神酒を奉る。やがて
終享の奏樂畢りて撤饌奉仕、かくて御祭を滞りなく仕へ奉りて一同退下す。

祭式

祭主以下參集

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進忌火屋殿前庭祓所ニ列立祭主大宮司少宮司禰宜北上西面禰宜宮掌辛櫃ニ副從シテ東

先是神饌辛櫃ヲ祓所ニ昇居ウ

次權禰宜進ミテ祓ヲ修シ大麻ヲ揮リ神饌及諸員ヲ清ム宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大麻ノ如シ

次祭主大宮司少宮司進ミテ豐受大神ヲ祝ヒ奉ル石疊御前ノ御贄調舎ニ就ク南上豐受大神宮ニ於テハ

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス禰宜一員前行警蹕禰宜四員副從禰宜以下從行

次神饌辛櫃ヲ御贄調舎ニ昇居ウ

次禰宜以下同舎ニ就ク禰宜南上西面禰宜宮掌南上東面

次宮掌三員進ミテ次第ニ御贄御鹽ヲ取出シ宮掌辛櫃北ニ向ヒテ案上ニ安ス

次權禰宜一員進ミテ御贄ニ御鹽ヲ調和ス

次宮掌御贄ヲ辛櫃ニ納ム

次宮掌重々御門ヲ開ク

次祭主大宮司少宮司進ミテ内院ノ版ニ著ク東上北面

次神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス前行警蹕副從從行前儀ノ如シ

次神饌辛櫃ヲ階下東掖西掖ニ昇居ウ

次前行ノ禰宜内院ノ版ニ著ク北面副從ノ權禰宜階下ニ分候ス

次從行ノ禰宜内院ノ版ニ著ク東上北面

次伶人瑞垣御門下東掖ノ版ニ著ク北西面上西面

次宮掌二員階下ニ案薦ヲ敷キ高案三ヲ設ク

次禰宜四員進ミテ案前ニ候ス

次禰宜神饌ヲ次第ニ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ案上ニ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ禰宜版ニ復シ權禰宜内院ノ版ニ著ク二員北上西面

此間伶人奏樂

次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ階下ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次諸員奉拜八度拍手兩端

次宮掌神饌ヲ瑞垣四隅柱下ノ案上ニ奠ス

次禰宜案前ニ進ミ二獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

此間伶人奏樂

次諸員奉拜拍手一端

次三獻ノ神酒ヲ奠ス其儀二獻ノ如シ

此間伶人奏樂

次諸員奉拜拍手一端

次伶人終享奏樂

次禰宜神饌ヲ撤シテ禰宜ニ傳フ畢リテ版ニ復ス

此間伶人奏樂

次宮掌案薦ヲ撤ス

次宮掌瑞垣四隅ノ神饌ヲ撤ス

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次諸員退下

次宮掌重々御門ヲ闔ツ

祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御
孫命乃稱辭竟奉留掛萬久畏天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左高天
原爾事始氏皇大神乃寄志給任爾食國天下乃公民乃作登作留與津御年乎八束穗
乃茂穗爾成幸給爾常毛進留十月十六日乎以氏齋爾波清波仕奉留禮代乃神

嘗乃由貴乃夕乃大御食乎百取乃机代爾備奉氏白酒黑酒乃大御酒波甕上高知瓊腹
滿竝倍倍廣物鱈狹物與津藻菜邊津藻菜甘菜辛菜爾至氏萬横山乃如久置足波進留
狀乎平久安久所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村
乃如久常磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座尔皇子等乎惠給比百官
人等天下四方國乃公民爾至氏萬長久平久護惠美幸給登恐美恐毛申須
豐受大神宮は度會乃山田原乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇
御孫命乃稱辭竟奉留掛萬久畏天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左に作る。以下
日付を十五日とする外皇大神宮の祝詞に同じ。

御神樂ノ儀 由貴朝夕大御饌供進の夜に行はる。御神樂の開始に就ては、明治二十
二年式年遷宮の節初めて御神樂竝に秘曲の奏進を行はせられたる御趣旨に則り、同
二十三年二月十八日神宮祭主より内務大臣へ御神樂の儀を自今神宮御祭儀に差加
へ神嘗祭由貴大御饌奉仕の夜に奉奏のことに御治定あらせられたき旨稟申したる
に、同年八月二十七日聞届けられ、以來恆例となる。伶人は宮内省より奉幣祭に差遣
の伶人三名の外に、神宮より別に六名を請ひ受けて之を行ひしが、其後明治二十七年
に更に三名を増加し、大正五年奉幣の奏樂は神宮伶人にて奉仕することになりて宮

内省の差遣は止み、御神樂奉奏の伶人十二名は凡て神宮より宮内省式部職雅樂部員の出張を請ふて奉奏することゝなれり。御神樂は豫め設けられたる兩宮中重の神樂舎にて行はる。由貴夕大御饌の御儀畢りて後、祭主以下御神樂所作人參進、庭燎・探物召起ちの儀ありて退出、齋館にて小憩の後再び參進、前張以下の儀終りて退出す。

式次第

行事ノ諸具ヲ辨備ス

時刻宮掌庭燎ヲ焚ク

祭主以下齋館前庭ニ列立

次參進中重ニ列立神樂舎ノ西方ニ北上東面

次御神樂所作人參進中重ニ列立神樂舎ノ西方ニ北上西面

次對揖

次大宮司榊ノ枝ヲ執リテ階下ニ進ミ一拜畢リテ瑞垣御門下ニ退ク

次人長瑞垣御門下ニ進ミ大宮司ニ榊ノ枝ヲ受ク

次人長神樂舎ノ座ニ著ク

次大宮司退キテ原所ニ復ス

次笛所作人進ミテ本方ノ座ニ著ク

次箏築所作人進ミテ末方ノ座ニ著ク

次祭主以下神樂舎ノ座ニ著ク

次人長庭燎ノ前ニ進ミ官姓名ヲ申ス

次人長司人ニ仰シテ御燎白ク奉ラシム

其儀宮掌唯稱シテ庭燎ニ薪ヲ加フ

次人長仰シテ人々ヲ起シム

其儀笛箏築所作人唯稱シテ箏築所作人ヨリ退ク

次人長司人ニ仰シテ軾ヲ賜ハラシム

其儀伶人軾ヲ庭燎ノ前ニ敷ク

次人長笛ヲ召ス

其儀笛所作人唯稱シテ神樂舎ノ軾ニ著ク座跌

次笛所作人庭燎ヲ奏ス

次人長笛所作人ニ仰シテ本方ニ著カシム

次人長箏築ヲ召ス

其儀箏築所作人唯稱シテ神樂舎ノ軾ニ著ク座跌

次箏築所作人庭燎ヲ奏ス

次人長箏築所作人ニ仰シテ末方ニ著カシム

次人長和琴ヲ召ス

其儀笛所作人ニ同シ

次和琴所作人庭燎ヲ奏ス

但和琴ノ進退ハ伶人之ヲ役ス

次人長和琴所作人ニ仰シテ本方ニ著カシム伶人和琴ヲ所作人ノ座前ニ置ク

次人長經合ヲ仰ス

其儀笛箏所作人唯稱ス

次笛箏築縫合ヲ奏ス

次人長本拍子ヲ召ス

其儀笛所作人ニ同シ

次本拍子所作人庭燎ヲ奏ス

次人長本拍手所作人ニ仰シテ本方ニ著カシム

次人長末拍子ヲ召ス

其儀箏所作人ニ同シ

次末拍子所作人庭燎ヲ奏ス

次人長末拍子所作人ニ仰シテ末方ニ著カシム

次人長神樂ヲ勤仕スヘキ由ヲ申請ス

次歌人本方末方ノ座ニ著ク

次伶人軼ヲ撤ス

次久止段拍子

其儀拍子所作人先ツ和琴所作人ニ目ス和琴彈シ合ス

阿知女ノ作法

次採物問籍音取

禰 本末

園韓神 本末

早韓神 本末

人長乙舞

次召起チ

先笛次箏築次和琴次本拍子次末拍子

其儀先笛所作人座ヲ起チ本末座ノ中央便宜ノ所本方ノ座邊ニ倚リ跪キ一拜畢リテ座ニ復ス

次箏築所作人以下人長進退トモ笛ニ準ス

次祭主以下神樂舍ヲ出テ外玉垣西御門南御門ヲ經テ退出

次人長以下神樂舍ヲ出テ同御門ヲ經テ退出

祭主以下參進外玉垣西御門南御門ヲ經テ神樂舍ノ座ニ著ク

次人長以下參進同御門ヲ經テ神樂舎ノ座ニ著ク

次人長庭燎ノ前ニ立チ前張以下ヲ仕ルヘキ由ヲ申請フ

次小前張阿知女和琴音取

其儀本拍子所作人先ツ和琴所作人ニ目シ阿知女次和琴音取ヲ奏ス

薦枕 本末

千歲 本末

早歌 本末

次朝倉 本末

其儀先笛次第築次和琴音取ヲ奏ス次本歌次末歌ヲ奏ス

次其駒

人長乙舞 畢リテ座ニ著ク
俗人和琴ヲ撤ス

次大宮司瑞垣御門下ニ進ム

次人長櫛ノ枝ヲ執リテ瑞垣御門下ニ進ミ大宮司ニ櫛ノ枝ヲ傳フ退キテ神樂舎ノ西方ニ立ツ西面

此際祭主以下神樂舎ヲ退キテ同舎外西方ニ列立北面上御神樂所作人同舎ヲ退キテ人長ノ南ニ列立北面上

次大宮司櫛ノ枝ヲ執リテ階下ニ進ミ一拜畢リテ櫛ノ枝ヲ原所ニ置キ退キテ祭主ノ南ニ列立東面

次對揖

次祭主以下退下

次御神樂所作人退下

奉幣ノ儀 奉幣の儀は、内宮十七日午後二時、外宮十六日午後二時に行はる。時刻勅使官幣を奉じて參進、祭主以下之に次で參進、第一鳥居内より儀仗兵前後を護し、嘯唳たる嘯唳の音につれて進行、第二鳥居に至りて大麻御鹽の儀あり。尋で御垣内に參入、四丈殿に於て點檢行事あり、次に大宮司、少宮司昇階、奏樂裡に御開扉し奉れば、祭主先づ殿内に祇候ありて復版せらる。次で禰宜昇階幣帛を案上に奉奠す。勅使内玉垣御門前に進みて恭しく御祭文を奏し奉り、續いて大宮司祝詞を奏上す。畢りて大宮司、少宮司昇階、御祭文、官幣を殿内に奉納し、勅使に反命ありて、奏樂裡に御扉を閉ぢ奉る。次で勅使竝に祭主以下内玉垣御門下に太玉串を奠し奉りて、諸員奉拜八度拍手兩端して退下す。其の式次第左の如し

祭式

第一鼓

祭主以下參集

勅使宮内屬掌典補參著

第二鼓

祭儀ノ諸具ヲ辨備ス

第三鼓

祭主以下齋館前庭ニ列立

次勅使官幣ヲ奉シテ參進

次祭主以下參進齋館出門ノ際宮掌

先是儀仗兵第一鳥居内ニ整列官幣辛櫃出門ノ際捧銃喇叭吹奏次テ前後ヲ護シテ進行

次官幣辛櫃ヲ第二鳥居内正中ニ昇立ツ掌典補相副ヒテ進列北面

次勅使宮内屬同鳥居外ニ進列東上北面權禰宜一員副從

次祭主以下同鳥居外ニ進列東上北面

儀仗兵同鳥居内外ニ整列

次對揮

次權禰宜進ミテ大麻ヲ揮リ官幣以下ヲ清ム先官幣次勅使次宮掌相副ヒテ御鹽ヲ灑ク次第大麻ノ如シ

此際儀仗兵捧銃

先是權禰宜第一鳥居内祓所ニ於テ祓ヲ修シ大麻ヲ執リ宮掌御鹽ヲ執リテ第二鳥居内ニ候ス西上北面

次官幣辛櫃ヲ四丈殿南ノ戸ヨリ參入ニ昇居ウ掌典補相副ヒテ進列西

次勅使宮内屬同殿南ノ戸ヨリ參入ニ進列北

次祭主以下同殿西ノ戸ヨリ參入ニ進列權禰宜宮掌西上北面

此際儀仗兵板垣御門外ニ整列捧銃喇叭吹奏

次掌典補進ミテ官幣及送文ヲ取出シ宮内省雇員案上ニ安ス畢リテ列ニ復ス宮内省雇員辛櫃ヲ撤

次權禰宜一員進ミテ送文ヲ執リ祭主ニ進ム祭主大宮司少宮司之ヲ披見ス畢リテ權禰宜ニ授ク

次權禰宜二員高案ノ南北ニ進ミ一員送文ヲ讀ミ一員裁尺ヲ執リテ官幣ヲ檢ス畢リテ各列ニ復ス

次權禰宜宮掌各一員荒祭宮多賀宮官幣ノ高案ヲ捧ケ殿中南方ニ移ス畢リテ各列ニ復ス宮掌葉薦

次掌典補高案ノ側ニ進ム

次宮掌重々御門ヲ開ク

次權禰宜二員高案ヲ捧ケ北ノ戸ヲ出ツ此際重々御門ヲ經テ階下ニ安ス掌典補相副ヒテ參進高案ノ東方ニ

候シ權禰宜階下ニ分候ス此際權禰宜二員相副ヒ

次勅使以下北ノ戸中重ノ版ニ著ク北西上

次祭主以下北ノ戸中重ノ版ニ著ク北東上

次伶人瑞垣御門下東掖ノ版ニ著ク北西上

次宮掌御鹽ヲ大宮司ニ進ム豫御鹽辛櫃ヲ内玉垣

次大宮司少宮司階ヲ昇リテ御扉ヲ開ク御鹽ハ大畢リテ各版ニ復ス

此間伶人奏樂

此際儀仗兵捧銃喇叭吹奏

次祭主階ヲ昇リ殿内ニ祓候ス畢リテ版ニ復ス

次禰宜二員階ノ第一級ニ候ス權禰宜二員葉薦幣案ヲ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リテ之ヲ大床ニ設ク畢リテ各階下ニ分候ス

次禰宜二員階ヲ昇リ案前ニ候シ二員階ノ第一級ニ候ス

次權禰宜官幣ヲ捧ケ禰宜ニ傳フ禰宜階ヲ昇リ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ案上ニ奠ス此際宮掌階下次掌典補退キテ中重ノ版ニ著ク北面

次禰宜階ヲ降リテ版ニ復シ權禰宜階下ニ分候ス

次宮内屬御祭文ヲ勅使ニ附ス

次勅使進ミテ内玉垣御門前ノ版ニ著キ御祭文ヲ奏ス

此際儀仗兵捧銃喇叭吹奏

次少宮司勅使ノ側ニ進ミ御祭文ヲ請ケテ版ニ復ス

次勅使退キテ版ニ復ス

次大宮司祭主ノ前ニ到リ祝詞文ヲ請ケ進ミテ内玉垣御門前ノ版ニ著キ之ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次祭主階ヲ昇リ殿内ニ候ス

次大宮司少宮司階ヲ昇リ殿内ニ候シテ御祭文ヲ納ム

次禰宜四員階ヲ昇リ二員殿内ニ候シ二員官幣ヲ捧ケ殿内ノ禰宜ニ傳ヘ禰宜之ヲ少宮司ニ傳フ大宮司少宮司之ヲ納ム禰宜二員階ヲ降リテ階下ニ候ス

次禰宜二員階ヲ昇リ案薦ヲ撤シテ權禰宜ニ傳フ畢リテ權禰宜階下ニ分候ス

次禰宜二員階ヲ降リテ階下ニ分候ス

次禰宜階ヲ降リテ階下ニ分候ス

次祭主殿内ヲ退キ階ヲ降リテ版ニ復ス

次大宮司少宮司殿内ヲ退キ少宮司大床ニ候シ大宮司階ヲ降リテ勅使ニ反命シ畢リテ階ヲ昇リ大床ニ候ス

次大宮司少宮司御扉ヲ闔ツ

此間伶人奏樂

此際儀仗兵捧銃喇叭吹奏

次大宮司少宮司階ヲ降リテ版ニ復ス

次禰宜版ニ復シ權禰宜宮掌中重ノ版ニ著ク北上面

次大宮司御鑰ヲ宮掌ニ授ク

次宮掌二員内玉垣御門下ニ葉薦ヲ敷キ小案三脚ヲ設ク

次宮掌太玉串ヲ勅使以下竝祭主大宮司少宮司禰宜ニ進ム

次勅使以下次第ニ進ミテ太玉串ヲ御門下ノ案上ニ奠ス畢リテ版ニ復ス

次祭主以下太玉串ヲ奠ス前儀ノ如シ

次諸員奉拜八度拍手兩端

儀仗兵拜禮喇叭吹奏

次宮掌重々御門ヲ闔ツ

次勅使以下退下

次祭主以下退下
儀仗兵解隊

祝詞 皇大神宮

度會乃宇治乃五十鈴乃川上乃下津磐根爾大宮柱太敷立高天原爾千木高知氏皇御
孫命乃稱辭竟奉留掛毛萬久畏伎天照座皇大神乃大御前乎慎敬比恐美恐毛白左今年
乃神嘗乃祭爾宇豆乃大幣帛乎持齋利萬波持清利萬波奉出須天津祝詞乃太祝詞乎平久
安久所聞食氏皇御孫命乃御命爾座世大御壽乎手長乃大御壽登湯津磐村乃如久常
磐爾堅磐爾齋奉利伊賀志御代爾幸給比阿禮座乎皇子等毛惠給比百官人等天下四
方國乃公民爾至氏長久平久護惠美幸給比作食留五穀毛豐爾榮給登恐美恐
毛美申須

別宮以下祭儀

概説 正宮の御祭儀を行はせられて後、別宮十四所攝末社所管社百十六座に至るま

で、それ／＼規定の日時により大前に御饌を供進し、幣帛を奉奠して鄭重なる祭典を
執行せらる。即ち荒祭宮多賀宮の祭典は正宮に引續き執行せられ、奉幣の儀には勅
使も参向あらせらる。皇大神宮別宮月讀宮以下九所豊受大神宮別宮土宮以下三所
及び瀧祭神には禰宜以下参向し、攝末社所管社には權禰宜以下参向して祭典を奉仕
す。而して各別宮瀧祭神を始め、皇大神宮攝社朝熊神社朝熊御前神社同末社鏡宮神
社同所管社與玉神以下六所豊受大神宮攝社草奈伎神社同所管社御酒殿神以下二所、
瀧原宮所管社若宮神社以下三所伊雜宮所管社佐美長神社以下五所は、何れも朝夕の
二回に大御饌を供進し、奉幣の儀を別に行ふも、以外の攝末社所管社は、大御饌は一度
にして、引續き奉幣の儀を行ふ例となれり。
神饌品目 神饌は正宮と同じく内宮所屬の分は内宮忌火屋殿、外宮所屬の分は外宮
忌火屋殿に於て之を調理す。其の品目は左の如し。

別宮以下神饌品目及盛數(由貴夕大御饌二度の分)

品目	宮社別	荒祭宮	多賀宮	月讀宮以下九所 土宮以下三所	皇大神宮攝社 朝熊神社	以下攝末社所 管社之ニ准ス
乾	鯛	二盛	二盛	各二盛	二盛	

各御箸二双ヲ添フ

清	醴	黑	白	餅	飯	水	鹽	柿	梨	大	蓮	紫	海
													海
酒	酒	酒	酒							根	根	苔	松
六	六	六	六	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
六	六	六	六	六	六	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各	各	各	各	各	各	各		各	各		各
六	六	六	六	四	六	二	二	二		二	二		二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛		盛	盛		盛
六	六	六	六	二	六	二	二	二		二	二		二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛		盛	盛		盛

水	野	乾	鯉	乾	乾	乾	乾	乾	海	乾	蝦	鯛	鰻	身	玉
		香					棧	榮		伎			切		取貫
鳥	鳥	魚		鮭	鯉	魚	螺	鮫	參	須			身		鰻鰻
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛
二	二	二	二	二	二	二	二			二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛	盛			盛	盛	盛	盛	盛
各	各	各		各	各	各	各			各	各	各	各	各	各
二	二	二		二	二	二	二			二	二	二	二	二	二
盛	盛	盛		盛	盛	盛	盛			盛	盛	盛	盛	盛	盛
	二	二		二	二		二						二	二	二
	盛	盛		盛	盛		盛						盛	盛	盛

但し攝末社並所管社にありては神饌品目に多少の増減あり、又朝夕二度に御饌を供進せざる社は半減す。

幣帛 荒祭宮以下各別宮幣帛は絹一匹を各折櫃一合に納めて、宮内省より供進せらる。攝末社所管社の幣帛は神宮より之を調進し、絹三尺を幣串に挿して奉奠す。

祭式 左に荒祭宮並に多賀宮の式を擧ぐ。而して以下別宮の御饌祭式は略々荒祭宮多賀宮に同じきが、大宮司少宮司の参向なきにより、祝詞は禰宜之を奏し、神饌は權禰宜これら供撤す、又奉幣の儀に勅使の参向なく、又大宮司少宮司の奉仕なきにより、官幣は權禰宜之を案上に奠し、祝詞は禰宜之を奏し、玉串は禰宜一員のみ奉奠す。瀧祭神の祭儀凡て諸別宮に准じ之を行ふ。

由貴夕朝大御饌儀

忌火屋殿前庭修祓畢リテ後神饌辛櫃ヲ昇立テ參進ス權禰宜前行警蹕宮掌二員副従一員従行

次宮掌瑞垣御門ヲ開ク

次神饌辛櫃ヲ階下西掖ニ昇居ウ

次各瑞垣御門前ニ候ス

正宮祭儀畢リテ祭主大宮司少宮司禰宜二員參進

次諸員瑞垣御門前ノ版ニ著ク祭主以下東上北面權禰宜宮掌北上東面

次宮掌二員階下ニ葉薦ヲ敷キ高案ヲ設ク

次禰宜一員權禰宜進ミテ案前ニ候ス

次權禰宜神饌ヲ次第ニ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ案上ニ供シ初獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次少宮司進ミテ案前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次諸員奉拜八度拍手兩端

次宮掌神饌ヲ瑞垣四隅柱下ノ案上ニ奠ス

次禰宜權禰宜案前ニ進ミ二獻ノ神酒ヲ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次諸員奉拜拍手一端

次三獻ノ神酒ヲ奠ス其儀二獻ノ如シ

次諸員奉拜拍手一端

次禰宜神饌ヲ撤シテ權禰宜ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス

次宮掌案薦ヲ撤ス

次宮掌瑞垣四隅ノ神饌ヲ撤ス

次神饌辛櫃ヲ撤ス

次宮掌御門ヲ闔ツ

次諸員退下

奉幣儀

四丈殿ニ於テ官幣點檢畢リテ後官幣ヲ辛櫃ニ納メ之ヲ昇立テ外玉垣西御門「東御門」ヲ經テ參進ス權禰宜副從宮掌二員從行

次官幣辛櫃ヲ瑞垣御門東掖ニ昇居ウ

次宮掌二員同御門前ニ葉薦ヲ敷キ高案ヲ設ク

次宮掌同御門ヲ開ク

次各同御門前ニ候ス

正宮祭儀畢リテ勅使以下參進

次祭主大宮司少宮司禰宜二員參進

次諸員瑞垣御門前ノ版ニ著ク勅使以下西上北面祭主以下東上北面禰宜宮掌北上東面

次權禰宜進ミテ官幣ヲ取出シ宮掌辛櫃案上ニ安ス辛櫃ヲ開ク撤ス

次權禰宜宮掌高案ヲ階下東掖ニ移ス宮掌葉薦ヲ撤ス

次宮掌御輪ヲ禰宜ニ進ム豫御輪辛櫃ヲ御門下西掖ニ昇居ウ

次禰宜階ヲ昇リテ御扉ヲ開ク御輪ハ大畢リテ版ニ復ス

次權禰宜階ヲ昇リ大床ニ候ス宮掌葉薦幣案ヲ權禰宜ニ傳フ權禰宜之ヲ大床ニ設ク畢リテ各階下ニ候ス

次禰宜階ヲ昇リ案前ニ候ス

次權禰宜官幣ヲ捧ケ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ案上ニ奠ス畢リテ各版ニ復ス

次少宮司進ミテ御門前ノ版ニ著キ祝詞ヲ奏ス畢リテ版ニ復ス

次禰宜階ヲ昇リ殿内ニ候ス

次禰宜階ヲ昇リ官幣ヲ捧ケ殿内ノ禰宜ニ傳フ禰宜之ヲ納ム禰宜一員階ヲ降りテ階下ニ候ス

次權禰宜階ヲ昇リ案薦ヲ撤シテ宮掌ニ傳フ畢リテ各版ニ復ス

次禰宜殿内ヲ退キテ御扉ヲ開ツ

次禰宜階ヲ降りテ御輪ヲ禰宜ニ傳ヘ勅使ニ反命ス畢リテ版ニ復ス

次禰宜版ニ復シテ御輪ヲ宮掌ニ授ク

次宮掌二員瑞垣御門下ニ葉薦ヲ敷キ小案三ヲ設ク

次宮掌太玉串ヲ勅使以下並祭主大宮司少宮司禰宜ニ進ム

次勅使以下次第ニ進ミテ太玉串ヲ御門下ノ案上ニ奠ス畢リテ版ニ復ス

次祭主以下太玉串ヲ奠ス前儀ノ如シ

次諸員奉拜八度拍手兩端

次宮掌御門ヲ開ツ

次勅使以下退下

次祭主以下退下

祈年祭

古儀由來

概説 神宮祈年祭の起源は明かならざるも、既に延暦の儀式帳に幣帛使参入のこと見ゆれば、奈良朝時代、朝廷に於ける祈年祭儀の具備と共に、神宮奉幣のこと起りたるなるべし。祭日は儀式帳には二月十二日となれるも、大神宮式には日を定めず、朝使到る日に、大神宮司使を引いて、先づ度會宮に、次に大神宮に参る旨規定したるが、後九日を以て定日とするに至れり。延喜式によるに、神宮諸宮社の祈年案上の官幣に預り給ふは、正宮は相殿神を合せて二宮七座、別宮は荒祭伊佐奈岐、月讀瀧原、瀧原竝、伊雜多賀宮の七宮九座にして、幣帛の色目は座別に、純五尺五色薄、純各一尺倭文一尺木綿二兩、麻五兩、庸布一丈四尺、倭文纏刀形^{カクナ}、三倭文^{三倭文}純纏刀形^{三倭文}、三布纏刀形^{三倭文}、各一尺四座、置八座、置各一束、楯一枚、槍、鉾一竿、弓一張、鞆一口、鹿角一隻、鎌一口、兩正宮は各馬一匹^{鹿頭}、段^{鹿頭}一を加へらる。その兩宮所攝社四十座の幣に至りては、大神宮司より、座別に絹三尺、木綿麻各二兩二分を供進したり。而して幣帛使は祭主参向の例にして、正宮竝に

荒祭宮多賀宮は使自ら進奉し、餘宮は禰宜等をして奉らしめらる。又所攝社は禰宜祝を率ゐて之を祀ることゝなれり。中古に於ける儀式の梗概を示せば左の如し。

幣帛使宮司参進

次祓所ニ於テ大麻御鹽湯ノ儀アリ、

次左ノ次第ニヨリ参進ス

官幣神馬^{神部相}副^{祭使}御火^{宮司}祇承^{御火}

次玉串行事所ニ於テ官幣ヲ點檢ス

次使宮司木綿鬘ヲ著ク

次宮司禰宜大内人太玉串ヲ執ル

禰宜大内人ハ豫メ木綿鬘手懸ヲ著ク

次左ノ次第ニヨリ参進

禰宜^{御火}祇承^{玉串}大内人^{宮司}祇承^{御火}官幣^{御馬}使^{祇承}

次石壺ニ著ク

御馬ハ豫メ八重櫛ノ東ニ曳立ツ

次使進ミテ祝詞ヲ奏ス

次宮司禰宜大内人所持ノ大玉串ヲ玉串御門東西ノ石壘ニ奉納ス

次奉拜八度拍手兩端

次起座使宮司ハ南門禰宜ハ西門ヨリ退出

次荒祭宮遙拜所石壘ニ著ク

豫メ大内人荒祭宮内人物忌等大玉串ヲ奉シ荒祭宮ノ官幣ヲ捧持シテ忌火屋殿東南方ニ於テ使ヲ待テ奉ル

次奉拜拍手兩端

次使宮司木綿鬘ヲ解ク

畢リテ大内人以下官幣ヲ具シテ荒祭宮ニ參向ス

次一般直會ノ座ニ著キ要膳ノ儀アリ

次退出ス

この祭は明應永正の頃一旦廢絶せしが、元祿十二年に至りて再興せらる。然れども僅に其の式を擧げしのみにして朝使の參向なく祝詞は宮司之を讀進したり。

幣帛使祝詞 天皇我御命以度會乃宇治乃五十鈴川上乃下津石根稱辭竟奉皇大神大前申久常也
進禮二月祈年大幣帛手某官位姓名手爲使天令捧持進給布御命手申給久申(延喜祝詞式)

神祇宮祈年祭伊勢祝詞 集侍神主祝部等諸開食宣神主祝部等諸開食宣神主祝部等諸開食宣神主祝部等諸開食宣
以天社國社稱辭竟奉皇神等前白久今年二月御年祈將賜爲而皇御孫命宇豆幣帛手朝日豐逆
登稱辭竟奉久宣中

辭別伊勢坐天照太御神太前白久皇神見壽坐四方國者天壁立極國退立限青雲露極白雲
壁坐向伏限青海原者樟柀不干舟體至留極大海原舟滿都都氣自陸往道者荷緒縛堅磐根木根履佐久
彌馬爪至留限長道無間久立都都氣狹國者廣久峻國者平久遠國者八十綱打掛引寄如事皇大御神寄
奉荷前者皇大御神太前如横山打積置殘手平聞看又皇御孫命御世手長御世堅磐常磐齋比
奉茂御世幸奉故皇吾睦神漏伎神漏彌命宇事物頭根衝拔皇御孫命宇豆乃幣帛手稱辭竟奉久宣中

辭別忌部弱肩太多須支取掛持由麻波利仕奉幣帛手神主祝部等受賜事不過捧持奉宣

(延喜式祝詞式)

祈年穀奉幣 神宮を始め近京有名の諸社に對し、祈年祭と同じく年穀を祈らるゝた
めに起りたる祈年穀奉幣は其の始は臨時のものなりしが、白河天皇以後二十二社の
制確立し、又祭月も二月と七月に一定するに及び、年中恆例の神事として、神宮に於て
も毎年兩度奉幣の御儀を執行することゝなれり。神宮への勅使は神嘗祭と同じく
王中臣忌部を選ばれ八省院に於て發遣の儀を行ひ、紫宸殿に於て御拜あらせらるゝ

等、其の儀略例幣に同じく、又幣物も神馬鞍具の供進なき外例幣と同じく、内藏寮より錦綾八匹内宮御料、帛五匹外宮御料を調進せられたり。神宮に於ける儀式も、荷前調絹の奉納なきにより、従て宮司の祝詞奏上等の儀なき外、略九月例幣の儀に准じ之を執行したりしが、後朝威の衰微により一般祈年祭と共に遂に廢絶するに至れり。

現行祭儀

概説 中世以降廢絶せし祈年祭奉幣は、明治二年御再興あらせられ、同年三月二日勅使參著、翌日奉幣の儀を行はれたり。其の後奉幣の日時は二月十六日（外宮）十七日（内宮）の兩日なりしを、明治十年より十七日とし、午前に豐受大神宮、午後に皇大神宮の祭儀を行ふことに改定せらる。祈年祭は神宮祭祀令の大祭にして、奉幣に先ち大御饌供進の儀を行ふ。其の儀從來は神嘗月次と同じく正殿大床に案薦を設けて供進し來りしが、明治二十二年に至りて、神嘗兩月次由貴大御饌は正殿階下に、自餘の諸祭は瑞垣御門下に於て大御饌供進のことに改定せらる。現時は例年二月四日午前七時、豐受大神宮、午十二時皇大神宮、大御饌の儀、十七日午前八時、豐受大神宮、午後一時皇大神宮奉幣の儀を行はる。

幣帛神饌 幣帛は明治五年より同二十七年迄は金幣にて、兩正宮各御料金百圓、諸別宮各御料金七圓五拾錢なりしが、同二十八年より兩正宮各五色純各拾匹、白絹拾匹、錦壹端、木綿拾兩、麻拾兩、諸別宮各五色純各五匹、木綿貳兩、麻貳兩、同四十四年より兩正宮各五色純各拾五匹、白絹拾五匹、錦壹端、木綿拾五兩、麻拾五兩、諸別宮各五色純各七匹、木綿參兩、麻參兩となりたり。
神饌品目は左の如し。

品目	宮別	皇大神宮	東相殿神 西相殿神	豐受大神宮	東相殿神 西相殿神	荒祭宮	多賀宮	月讀宮以下九所 土宮以下三所
鰻 尺二寸 スガタ		一盛	各一盛	一盛	各一盛	一盛	一盛	各一盛
鰻 尺五		一盛	各一盛	一盛	各一盛	一盛	一盛	各一盛
鳥賊		一盛	各一盛	一盛	各一盛	一盛	一盛	各一盛
鱒		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛
鰯		一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛	一盛